

日進市地域防災計画

<資料編>

(令和7年3月修正)

目 次

第1	条例・要綱	
1	日進市防災会議条例	1
2	日進市災害対策本部条例	3
3	日進市地震災害警戒本部条例	4
4	日進市地震災害警戒本部運営要綱	5
5	日進市災害対策基金条例	13
6	日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱	14
第2	組織体制	
1	日進市防災会議委員名簿	16
2	日進市防災組織系統図	17
3	日進市災害対策本部組織図	18
4	日進市災害対策本部非常配備編成要領	19
第3	備蓄品・無線設備	
1	日進市役所防災倉庫備蓄品・資機材	21
2	ミニ防災倉庫設置場所	23
3	ミニ防災倉庫備蓄資機材	24
4	日進市防災行政用無線通信網	25
第4	災害発生報告	
1	災害概況即報	28
2	災害発生状況等（速報・確定報告）	29
3	人的被害	30
4	避難状況・救護所開設状況	31
5	公共施設被害	32
6	被害認定基準	33
第5	防災関係機関・避難所	
1	防災関係機関	37
2	避難場所及び避難所	38
3	福祉避難所	40
第6	災害救助法	
1	災害救助法の適用基準	41
2	災害救助法施行細則	43
3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	48
第7	その他	
1	日進市緊急ヘリポート	56
2	ヘリポートの基準等	56

3	日進市消防団（水防団）作業隊編成表	59
4	日進市消防団（水防団）分団詰所	60
5	緊急通行車両等届出書・確認証明書・標章	61

第8 資料

1	県内で過去に発生した主な災害記録（風水害）	63
2	東海地方に影響のあった主な台風	70
3	東海地方に影響のあった主な台風の経路図	77
4	台風の大きさと強さの分類	80
5	予警報等の種類と発表基準	81
	（1）気象・水象に関する予報警報	81
	（2）火災気象通報	84
6	過去に発生した主な災害記録（地震災害）	85
7	気象庁震度階級表	86
8	マグニチュード（M）と地震の程度	87
9	南海トラフ地震の被害想定（詳細情報）	88
10	東海地震等の被害想定	92
11	防災上注意すべき自然的・社会的条件	93
12	防災上必要な施設・設備等	97
13	緊急輸送道路	99
14	市内で発生した主な災害記録	100
	（1）風水害	100
	（2）地震災害	101
	（3）火災	101

第9 協定書・覚書

【愛知県】

1-1	愛知県防災ヘリコプター支援協定	103
-----	-----------------	-----

【行政相互応援】

2-1	災害応援に関する協定書	105
2-2	災害時の情報交換に関する協定	108
2-3	災害時における相互応援に関する協定書	110
2-4	友好提携自治体災害時相互応援協定に関する協定書	112
2-5	災害時における相互応援に関する協定書	114
2-6	友好提携自治体災害時相互応援協定に関する協定書	116
2-7	愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定	118

【情報収集・伝達・発信支援】

3-1	災害時の情報収集に関する協定書	122
3-2	災害に係る情報発信等に関する協定	124
3-3	減災を目的とした防災ARに関する協定書	126

3-4	災害時における放送要請に関する協定	128
3-5	河川等監視映像のテレビ放送に関する協定	130
3-6	災害発生時における日進市と日進市内郵便局の協力に関する協定	132
3-7	行政情報・地域情報等の発信に関する協定	135
3-8	災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定	136
【応急対策業務支援】		
4-1	災害時における応急対策業務に関する協定書	141
4-2	災害時における応急対策の協力に関する協定書	145
4-3	災害時における応急対策の協力に関する基本協定書	147
4-4	災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定書	149
4-5	災害時における応急対策業務に関する協定書	152
4-6	災害時における相互連携に関する協定	155
4-7	災害時における相互連携に関する協定	157
【応急資器材供給支援】		
5-1	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	159
5-2	災害時における応急対策用資器材の供給に関する協定	161
5-3	災害時における応急対策用資器材の供給に関する協定	163
【避難所運営・提供支援】		
6-1	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	165
6-2	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	167
6-3	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	169
6-4	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	171
6-5	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	173
6-6	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	175
6-7	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	177
6-8	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	179
6-9	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	181
6-10	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	183
6-11	大規模地震災害時における臨時避難所の提供等に関する協定	185
6-12	震災時における緊急設備支援に関する協定書	188
6-13	大規模地震災害時における臨時避難所の提供等に関する協定	191
6-14	災害時における支援施設の提供に関する協定	195
6-15	災害時における施設等の利用に関する協定	198
6-16	災害時における施設等の利用に関する協定	200
6-17	災害時における施設等の利用に関する協定	202
6-18	地域防災及び災害発生時の相互協力に関する覚書	204
6-19	地域防災及び災害発生時の相互協力に関する覚書	207
【医療救護支援】		
7-1	災害時の医療救護活動に関する協定書	209
7-2	災害時の歯科医療救護に関する協定書	212

7-3	災害時の動物救護活動に関する協定書	217
7-4	災害時の医療救護に関する協定書	222
【生活物資提供支援】		
8-1	災害時における物資調達に関する協定	227
8-2	災害時における物資調達に関する協定	230
8-3	災害時における物資調達に関する協定	233
8-4	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	236
8-5	災害救助物資の緊急調達に関する協定書	239
8-6	災害時における物資の優先供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書	241
8-7	災害時における物資調達に関する協定	244
8-8	災害時における物資調達に関する協定	247
8-9	災害時における物資調達に関する協定	250
【ボランティアセンター運営】		
9-1	災害ボランティアセンターの運営管理に関する協定書	253
9-2	日進市洪水ハザードマップ作製に関する覚書	255
【ライフライン・廃棄物】		
10-1	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	257
10-2	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	259
【その他】		
11-1	広告付き避難場所看板の設置に関する協定	261
11-2	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	263
11-3	災害時における物資搬送業務協力に関する協定	268
11-4	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	270
11-5	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	272
11-6	災害時における物資搬送業務協力に関する協定	274
11-7	災害時における災害対応協力に関する協定	276
11-8	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	278
11-9	大規模地震災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書	281
11-10	災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定	283
11-11	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	285
【参考】		
12-1	愛知県内広域消防相互応援協定	287
12-2	消防相互応援協定	291
12-3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定書	292
12-4	豊田市・日進市消防相互応援協定書	296
12-5	災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書	299

12-6	水道災害相互応援に関する覚書	300
第10 様式		
様式1	避難・地震防災応急対策の実施状況報告 速報用	304
様式2	避難・地震防災応急対策の実施状況報告	305
様式3	事故発生状況報告書	306
様式4	避難所ペット登録台帳	307
様式5	自衛隊災害派遣要請依頼書	308
様式6	航空機隊支援出動要請書	309
様式7	人的被害・住家被害	310
様式8	被害状況調査用紙（り災者台帳）	311
様式9	罹災証明書	312
様式10	罹災届出証明書	313
様式11	世帯構成員別被害状況	314
様式12	避難所収容台帳	315
様式13	避難所用物品受払簿	316
様式14	避難所設置及び収容状況	317
様式15	被災者救出状況記録簿	318
様式16	被災者救出用機械器具燃料受払簿	319
様式17	被災者救出用機械器具修繕簿	320
様式18	炊出し給与簿	321
様式19	炊出しその他による食品給与物品受払簿	322
様式20	炊出し用物品借用簿	323
様式21	飲料水供給簿	324
様式22	給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿	325
様式23	給水用機械器具修繕簿	326
様式24	救護班診療記録	327
様式25	救護班医薬品衛生材料使用簿	328
様式26	救護班の編成及び活動記録	329
様式27	医薬品衛生材料受払簿	330
様式28	病院診療所医療実施状況	331
様式29	助産台帳	332
様式30	死体捜索状況記録簿	333
様式31	死体捜索用機械、器具、燃料受払簿	334
様式32	死体処理台帳	335
様式33	埋葬台帳	336
様式34	応急仮設住宅台帳	337
様式35	土地賃貸借契約書	338
様式36	応急仮設住宅入居申請書	339
様式37	応急仮設住宅入居決定通知書	340
様式38	応急仮設住宅入居契約書	341

様式 39	障害物除去の状況	342
様式 40	学用品購入(配分) 計画表	343
様式 41	学用品の給与状況	344
様式 42	奉仕団等受入れ記録簿	345
様式 43	輸送記録簿	346
様式 44	燃料及び消耗品受払簿	347
様式 45	災害派遣部隊撤収要請依頼書	348

第1 条例・要綱

1 日進市防災会議条例

日進市防災会議条例

昭和38年3月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、日進市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日進市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (5) 市の地域にあつて業務を行う指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (7) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、日進市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年6月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進町防災会議条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月28日条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月3日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 日進市災害対策本部条例

日進市災害対策本部条例

昭和38年3月28日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、日進市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 日進市地震災害警戒本部条例

日進市地震災害警戒本部条例

平成14年 7月 1日
条 例 第 16 号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、日進市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 警戒本部に地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)を置き、市長をもって充てる。
- 2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。
 - 3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
 - 4 副本部長は、本部員のうちから市長が指名する。
 - 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序でその職務を代理する。
 - 6 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は法第2条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市長が日進市部設置条例(平成12年日進市条例第1号)第1条に規定する部の職員のうちから指名する者
 - (5) 市長が特に必要と認めた者
 - 7 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
 - 8 本部長、副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員をもって充てる。
 - 9 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部の設置)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
 - 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 日進市地震災害警戒本部運営要綱

日進市地震災害警戒本部運営要綱

平成14年11月13日
要綱第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市地震災害警戒本部条例(平成14年日進市条例第16号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、日進市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 条例第3条第1項の規定に基づき、警戒本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる組織をもって充てる。

2 班は、別表第2に掲げる事務を分掌する。

3 部に部長を、班に班長を置く。

(警戒本部の設置等)

第3条 警戒本部本部長(以下「本部長」という。)は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第9条第1項の警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられたときは、警戒本部を原則として市役所本庁舎に設置する。

2 警戒本部に「警戒本部」の標示をする。

3 警戒本部に本部長のほか、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)及び警戒本部員(以下「本部員」という。)を配置する。

(副本部長)

第4条 地震災害警戒副本部長は、副市長、教育長及び消防団長をもって充てる。

2 本部長が欠けたとき又は事故あるときの職務を代理する順序は、副市長、教育長の順とする。

(本部員)

第5条 条例第2条第6項第4号の規定に基づき市長が指名する本部員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第6項第5号の規定に基づき市長が特に必要と認める本部員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部員は、所管に係る地震防災応急対策の実施状況を把握し、速やかに本部長に報告するものとする。

4 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるものとする。この場合において、警戒本部に自ら出向できない本部員は、代理者を派遣するものとする。

(本部職員)

第6条 本部職員は、別表第1及び別表第2に掲げる組織の所属職員をもって充て、同表に掲げる部及び班の事務に当たる。

(部長及び班長)

第7条 第2条第3項の部長及び班長は、別表第1及び別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務を掌理する。

(配備体制)

第8条 第3条第3項の規定により警戒本部に配置される職員は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第11条の2により地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)が招集されたとき又は警戒宣言が発せられたときは、直ちに警戒本部において防災業務につくものとする。

2 前項の場合において、班長は必要に応じ、警戒本部以外の場所で班員を指導し、分掌事務の処理に当たるものとする。

3 班に属する職員及びその他の職員は、判定会が招集されたとき又は警戒宣言が発せられたときは、直ちに通常の勤務場所に参集し、本部長の指示により地震防災応急対策等の防災業務につくものとする。

4 勤務時間外又は休日における情報の授受は、当直員が行い、この場合当直員は速やかに生活安全部長又は防災交通課長に連絡するものとする。

5 判定会が招集され、又は警戒宣言が発せられたのち本部長、副本部長、本部員及び班長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については必要に応じ、それぞれの組織の上位の職にある者が指揮するものとする。

6 職員は、地震予知観測計の異常が観測される等、判定会が招集されるおそれがあるときは、居所及び連絡先を明らかにし、常に連絡の取れる体制にしておくものとする。

(警戒本部員会議)

第9条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて、警戒本部員会議を招集する。

2 警戒本部員会議は、本部長の統括のもとに副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、所管する事項に関する地震防災応急対策の実施状況について、警戒本部員会議に報告しなければならない。

(警戒本部の廃止)

第10条 本部長は、法第9条第3項の規定により警戒宣言が解除されたときは、法第19条第2項の規定に基づき地震防災応急対策の事務処理を行った後、速やかに警戒本部を廃止する。

2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

(1) 愛知県の地震災害警戒本部長

(2) 防災関係機関等の長

(災害対策本部への引き継ぎ)

第11条 地震が発生し、日進市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき警戒本部を廃止する。

2 前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策に係る必要な事項を災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定により警戒本部が廃止されたときは、前条第2項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は、行わないものとする。

(県の職員及び自衛隊の派遣)

第12条 本部長は、必要に応じ県の職員又は自衛隊の派遣を県知事に要請するものとする。

(職員の心構え)

第13条 本部長、部長及び班長の発する命令、指示、連絡等の伝達、警戒本部あての報告及び要請等の任に当たった職員は、その記録をし、伝達の確実を期さなければならない。

2 前項の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。

3 職員は、地震防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

4 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

5 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の班に協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日要綱第22号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要綱第31号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日要綱第13号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日要綱第20号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日要綱第14号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第6条、第7条関係)

部(部長)	班(班長)	構成組織
総合政策部 (総合政策部長)	職員班(人事課長)	総合政策部人事課
	渉外班(企画政策課長)	総合政策部企画政策課 総合政策部情報広報課
	広報・報道班(情報広報課長)	総合政策部情報広報課
総務部 (総務部長)	財政班(財務政策課長)	総務部財務政策課 総務部行政課
	税務班(税務課長)	総務部税務課
	経理班(会計課長)	会計課 総務部収納課 監査委員事務局
生活安全部 (生活安全部長)	庶務班(防災交通課長)	生活安全部防災交通課
	警防班(防災交通課長)	生活安全部防災交通課
	衛生班(環境課長)	生活安全部環境課 生活安全部市民協働課
	清掃班(環境課長)	生活安全部環境課 生活安全部市民協働課
福祉部 (福祉部長)	市民班(市民課長)	福祉部市民課 福祉部保険年金課
	医療班(健康課長)	福祉部健康課
	救援班(地域福祉課長)	福祉部地域福祉課 福祉部介護福祉課 福祉部福祉会館
健康こども部 (健康こども部長)	児童福祉班(子育て支援課長)	健康こども部子育て支援課 健康こども部こども課
都市整備部 (都市整備部長)	土木班(土木管理課長)	都市整備部土木管理課 都市整備部道路建設課 都市整備部区画整理課
	建築班(都市計画課長)	都市整備部都市計画課
	下水道班(下水道課長)	都市整備部下水道課

	給水班(下水道課長)	都市整備部下水道課
産業政策部 (産業政策部長)	産業振興班(産業振興課長)	産業政策部産業振興課 産業政策部基幹施設整備課 産業政策部農政課
生涯学習部 (生涯学習部長)	社会教育班 (学び支援課長)	生涯学習部学び支援課 生涯学習部図書館
学校教育部(学校教育部長)	教育班(学校教育課長)	学校教育部学校教育課 生涯学習部学習政策課
	給食センター班 (学校給食課長)	学校教育部学校給食課
議会事務局 (議会事務局長)	議会班(議事課長)	議会事務局議事課

※会計管理者、監査委員事務局長は総務部に属する。

別表第2(第2条、第6条、第7条関係)

班名	事務分掌	担当課
職員班	1 動員職員の配置調整に関すること 2 動員職員の給食及び安全衛生等厚生に関すること 3 職員の活動内容及び活動時間の把握に関すること 4 災害対策に従事した職員の公務災害補償に関すること	人事課
渉外班	1 本部長・副本部長の秘書に関すること 2 各種調査団体の対応に関すること 3 本部長等の災害地視察に関すること	企画政策課 情報広報課
広報・報道班	1 災害に関する各種情報の広報に関すること 2 り災者の相談に関すること 3 記録、写真等取材に関すること	情報広報課
財政班	1 緊急予算の編成及び資金の調達に関すること 2 各種復旧事業及び財政援助に関すること 3 市有財産の被害調査に関すること	財務政策課 行政課

	4 公用車の管理・配車に関する事	
税務班	1 被害建物の状況調査に関する事 2 り災者の税の減免に関する事	税務課
経理班	1 義援金品、見舞品等の受付並びに配分に関する事	会計課 収納課 監査委員事務局
庶務班	1 防災会議、災害対策本部の庶務に関する事 2 公用令書の発行に関する事 3 被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 4 警報、注意報等情報の受領伝達に関する事 5 愛知県・他市町村との連絡調整に関する事 6 自衛隊の応援要請に関する事 7 通信に関する事 8 災害救助法に基づく清算事務の総括に関する事 9 他の部の所管に属さない事	防災交通課
警防班	1 り災者の救出及び避難民の誘導に関する事 2 消防団(水防団)の活動に関する事 3 尾三消防本部との連絡に関する事	防災交通課
衛生班	1 防疫その他衛生対策に関する事 2 一時安置所の設置並びに管理運営に関する事 3 死体の処理に関する事	環境課 市民協働課
清掃班	1 ごみ、汚物の除去に関する事 2 動物等の死体の処理に関する事 3 尾三衛生組合との連絡に関する事	環境課 市民協働課
市民班	1 死体の埋火葬等に関する事 2 他班への応援に関する事	市民課 保険年金課
医療班	1 医療救護及び連絡に関する事	健康課
救援班	1 避難所の開設及び管理運営並びに周知に関する事	地域福祉課 介護福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> 2 り災証明書の交付に関する事 3 各種ボランティアに関する事 4 災害時要援護者に関する事 5 行旅死亡人に関する事 6 災害見舞金に関する事 7 応急物資の配給に関する事 8 応急家庭補修該当者の選定並びに生業資金に関する事 9 仮設住宅の入居者に関する事 	福祉会館
児童福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園の被害状況調査に関する事 2 保育園の応急復旧に関する事 3 り災児童に対する措置の国、県、他市町村との調整に関する事 4 保育園に対する連絡及び指示に関する事 5 他班への応援に関する事 	子育て支援課 こども課
土木班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等の被害調査に関する事 2 応急復旧のための体制づくりに関する事 3 応急復旧及び緊急措置に関する諸資材の調達、土木機械等の配備に関する事 4 河川及び水路の水防及び地盤災害予防に関する事 5 浸水地域への排水対策に関する事 	土木管理課 道路建設課 区画整理課
建築班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関する事 2 公共建物の応急修理及び被害調査に関する事 3 応急復旧資材の調達に関する事 4 り災者住宅の応急修理に関する事 5 震災復興都市計画に関する事 6 公園、緑地の被害調査及び応急復旧に関する事 	都市計画課

下水道班	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の保全及び応急修理に関する事	下水道課
給水班	1 災害時における飲料水の供給に関する事 2 愛知中部水道企業団との連絡に関する事	下水道課
産業振興班	1 応急物資の調達に関する事 2 商工業関係事業所等の被害状況の調査に関する事 3 住宅資金の災害貸付事務に関する事 4 農作物の応急措置に関する事 5 農作物の被害状況調査に関する事 6 農業用資機材の斡旋に関する事 7 農業関係復旧事業の融資に関する事 8 農業用施設の保全及び応急修理並びに被害調査に関する事 9 炊き出し米等食糧の確保に関する事	産業振興課 基幹施設整備課 農政課
社会教育班	1 生涯学習施設の被害状況調査に関する事 2 生涯学習施設における避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 労力奉仕団体に関する事	生涯学習課 図書館
教育班	1 学校における地震防災対策に関する事 2 学校教育施設の被害状況調査に関する事 3 学校教育施設の応急復旧に関する事 4 り災児童、生徒に対する教科書及び学用品の調達、供給に関する事 5 学校教育施設に対する連絡及び指示に関する事 6 応急教育の実施に関する事 7 学校教育施設における避難所の開所及び運営の協力に関する事	学校教育課 学習政策課
給食センター班	1 炊き出し、その他による食品の調達及び供給に関する事	学校給食課

	2 給食業者との連絡に関すること	
議会班	1 議長及び副議長の災害地視察に関すること 2 議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡調整に関すること	議事課

別表第3(第5条関係)

総合政策部長

総務部長

生活安全部長

福祉部長

健康子ども部長

都市整備部長

産業政策部長

その他日進市部設置条例(平成12年日進市条例第1号)第1条に規定する部の部長級の職員

別表第4(第5条関係)

生涯学習部長

学校教育部長

議会事務局長

あいち尾東農業協同組合日進支店長

日進市商工会長

日進市社会福祉協議会会長

東名古屋医師会日進支部長

日進建設業協会会長

尾三消防本部消防長

尾三衛生組合事務局長

愛知中部水道企業団事務局長

5 日進市災害対策基金条例

日進市災害対策基金条例

平成17年3月25日

条例第1号

(設置)

第1条 市と市民が一体となって推進する災害に強いまちづくりに係る事業並びに災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に係る経費に充てるため、日進市災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、日進市一般会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日進市一般会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、災害に強いまちづくりに係る事業の推進並びに災害時の応急対策及び復旧対策をするための諸事業に必要な経費の財源に充てる必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

6 日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱

日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱

平成21年 1月 5日

要綱第 1 号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者、ひとり暮らし高齢者等が、災害時等における地域での支援（以下「支援」という。）を受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる在宅の者をいう。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 65歳以上のみの世帯の者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護状態区分3から5までの要介護者
- (4) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年旅客鉄道株式会社公告）に基づく第1種身体障害者
- (5) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、避難に支援が必要と認められる者

(要援護者の登録)

第3条 支援を希望する要援護者は、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した上で日進市災害時要援護者地域支援制度同意書兼登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に必要な事項を記載して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を容易にするため、行政区長、民生委員・児童委員、自主防災組織又はその他市長が認めるもの（以下「地域支援者」という。）の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

3 要援護者は、前項の調査の際、地域支援者を通じて第1項の申請の手続をとることができる。

(登録申請書の保管)

第4条 登録申請書は市長が保管する。

(登録者一覧表の作成及び配布)

第5条 市長は、登録申請書から要援護者の氏名、住所、電話番号等を転記した日進市災害時要援護者地域支援制度登録者一覧表（第2号様式。以下「登録者一覧表」という。）を作成し、愛知警察署、尾三消防本部日進消防署及び地域支援者（以下「登録者一覧表受領者」という。）に配布することができる。ただし、地域支援者に配布することができる登録者一覧表は、その属する行政区に限定した部分とする。

2 市長は、地域支援者に登録者一覧表を配布する際、日進市災害時要援護者地域支援制度宣誓書兼一覧表受領書（第3号様式、第4号様式及び第5号様式）を徴しなければならない。

(登録者一覧表の更新)

第6条 登録者一覧表は、必要に応じ随時更新する。

2 前項の規定により更新した登録者一覧表の提供を受けた登録者一覧表受領者は、更新前の登録者一覧表を市長に返還しなければならない。

(登録事項の変更等)

第7条 市の登録を受けた者(以下「被登録者」という。)は、登録申請書に記載された事項に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとするときは、日進市災害時要援護者地域支援制度登録(変更・廃止)申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに登録の変更又は廃止を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、被登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を廃止することができるものとする。

(1) 被登録者が死亡したとき。

(2) 被登録者が市外に転出したとき。

(3) 被登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(地域支援者による支援)

第8条 地域支援者は、被登録者に対し、登録者一覧表を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における安否確認、救出活動、避難誘導等

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等

(地域支援者の義務)

第9条 地域支援者は、日進市個人情報保護条例(平成11年日進市条例第2号)を遵守し、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録者一覧表を利用してはならない。

2 地域支援者は、登録者一覧表に記載された個人情報及び支援をする上で知り得た情報を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 地域支援者は、登録者一覧表を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 地域支援者は、登録者一覧表を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 地域支援者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

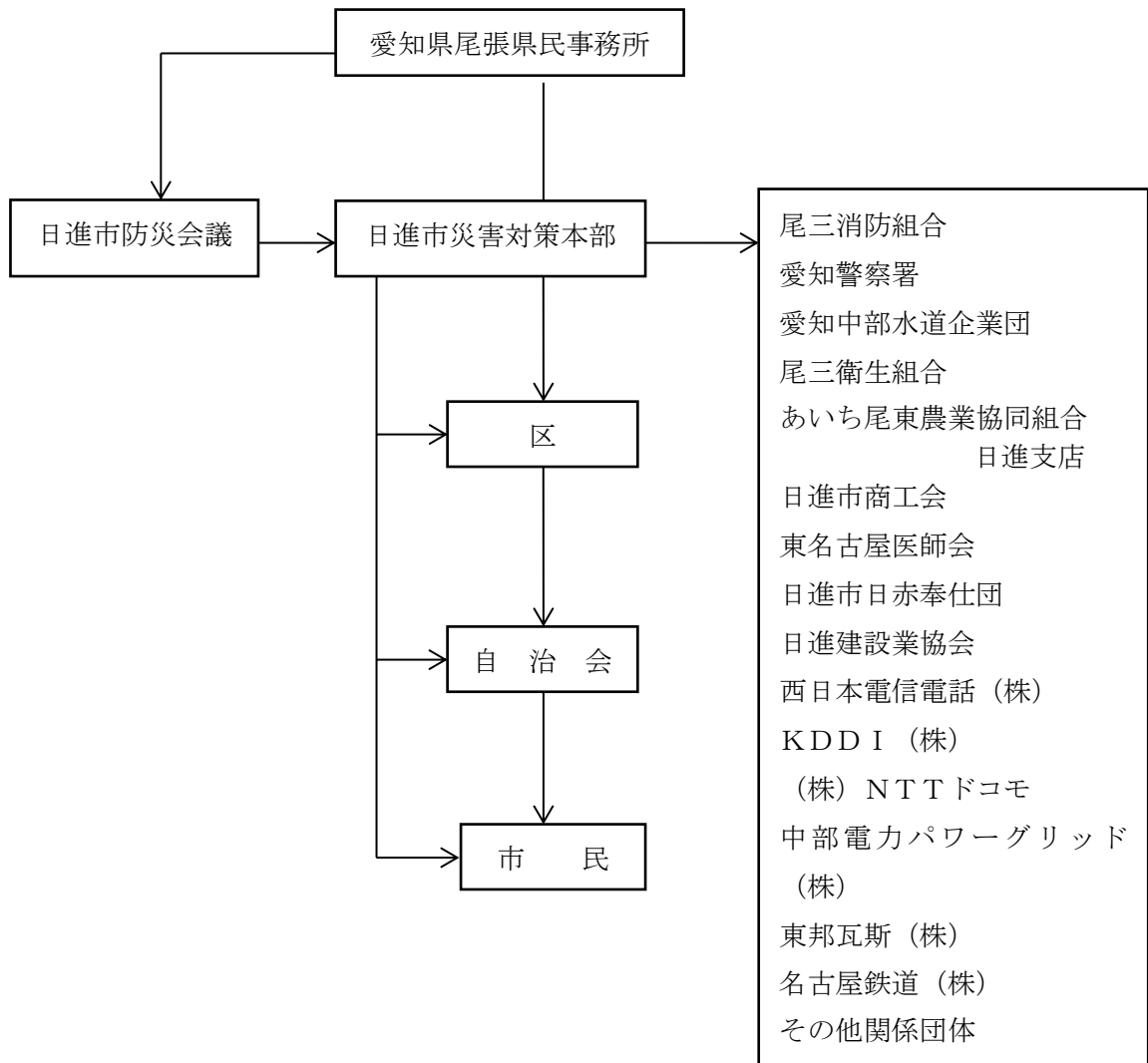
第2 組織体制

1 日進市防災会議委員名簿

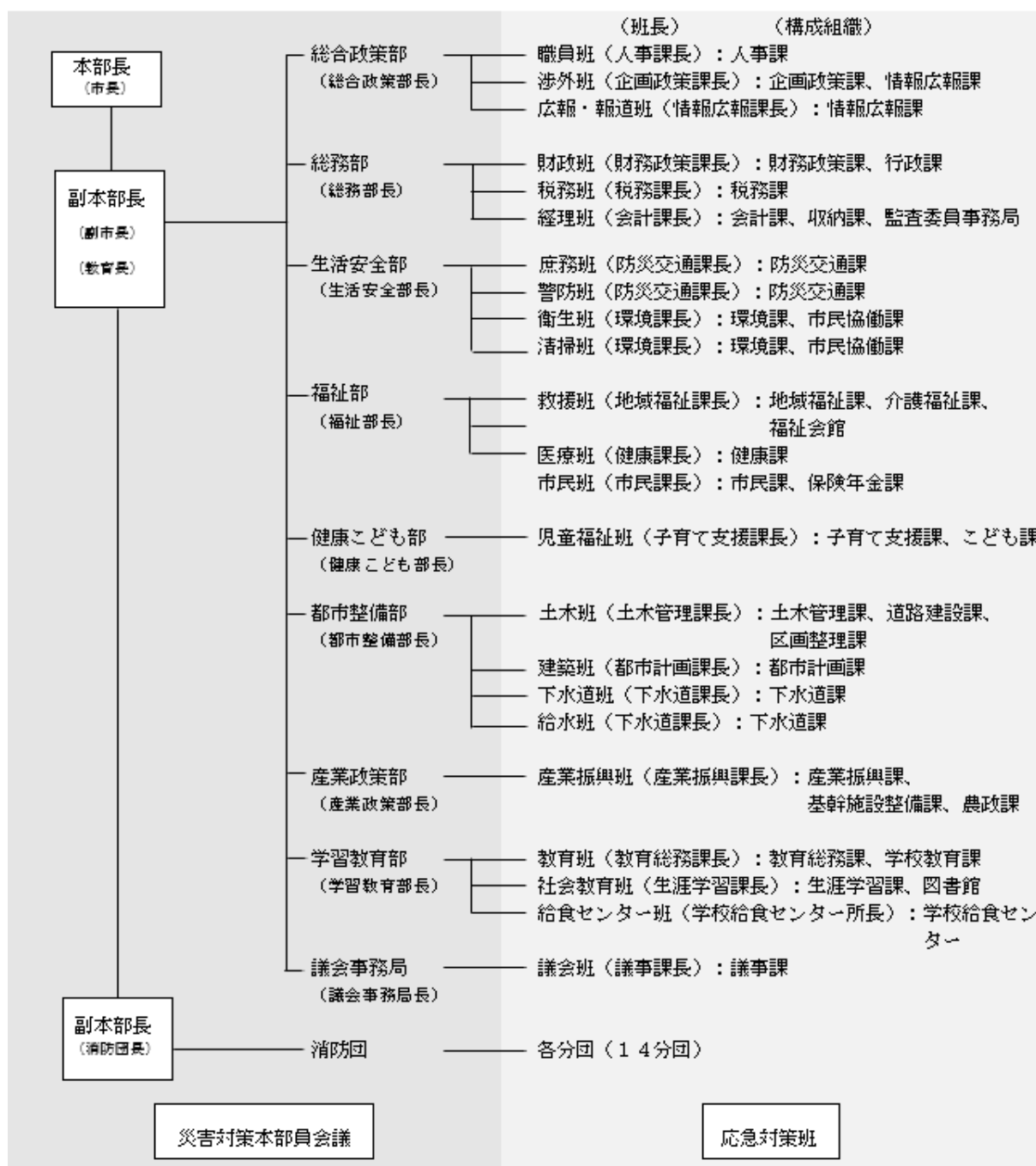
区分	職名	区分	職名
会長	日進市長	委員	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所長
委員	日進市副市長	〃	東邦ガスネットワーク(株) 地域計画部 東部計画センター春日井事業所長
〃	日進市教育長	〃	西日本電信電話(株) 東海支店 設備部長
〃	陸上自衛隊 第10師団 第35普通科連隊 重迫撃砲中隊長	〃	名古屋鉄道(株) 日進駅長
〃	愛知警察署長	〃	日進建設業協会長
〃	尾張県民事務所長	〃	あいち尾東農業協同組合 日進支店 基幹支店長
〃	尾張建設事務所長	〃	日進市地区日赤奉仕団 副委員長
〃	瀬戸保健所長	〃	日進市区長会代表
〃	尾三消防本部 日進消防署長	〃	日進市民生委員・児童委員協議会代表
〃	日進市消防団長	〃	日進防災推進連絡会代表
〃	愛知中部水道企業団局長	〃	日進市自主防災組織連絡協議会会長
〃	尾三衛生組合事務局長	〃	日進市地域女性団体連絡協議会代表
〃	日進市商工会長	〃	日進災害ボランティアコーディネーターの会代表
〃	東名古屋医師会 日進支部長	〃	日進市社会福祉協議会会長

令和6年4月1日現在

2 日進市防災組織系統図



3 日進市災害対策本部組織図



※日進市地震災害警戒本部運営要綱別表第1に準ずる。状況に応じて他班への応援を行う。

4 日進市災害対策本部非常配備編成要領

令和6年4月1日改正

(1) 本部長・副本部長

本部長	日進市長	副本部長	日進市副市長・教育長・消防団長
-----	------	------	-----------------

(2) 非常配備編成

ア 非常配備編成は、毎年4月に関係課等と協議して編成する。

イ 第一次非常配備（警報発令時、震度4の地震発生時等）

グループ	グループ長	グループ員
6グループ体制とする。	部長級職員（議会事務局長を除く）とする。	防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生活安全部、都市整備部の一部の職員で編成する。

◎生活安全部長、防災交通課長をグループ長相談役とする。

◎本部が設置されない場合でも平常時の組織として配備につくものである。

ウ 第二次非常配備（小規模な災害が発生したとき、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられたとき、震度5弱の地震発生時等）

班	班長	班員
14班編成とする。	第1次非常配備グループ長の補佐をし、部次長・課長級職員をもって充てる。	グループ長・班長・グループ員を除く市役所本庁舎及び北庁舎に勤務する職員で編成する。 各班に専門業務が片寄らないよう考慮して、班編成にあたる。

◎必ず本部が設置されるものである。

エ 第三次非常配備（大規模な災害が発生したとき、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき、震度5強以上の地震発生時等）

災害応急対策を実施又は実施のために編成する体制で、全職員により活動する体制とする。

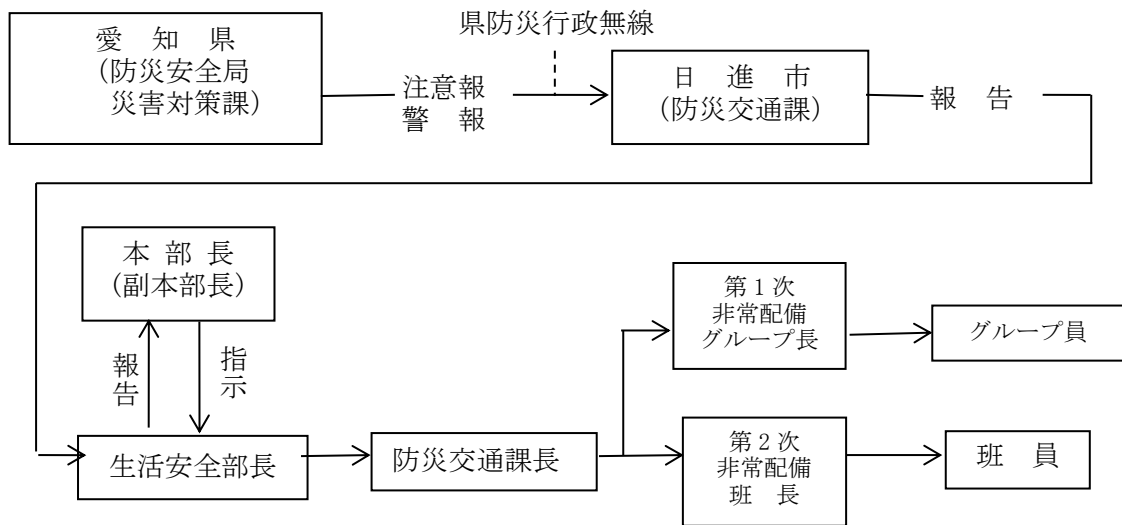
◎必ず本部が設置されるものである。

(3) 非常連絡

ア 勤務時間内の場合

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において組織を確立しておき、非常の際

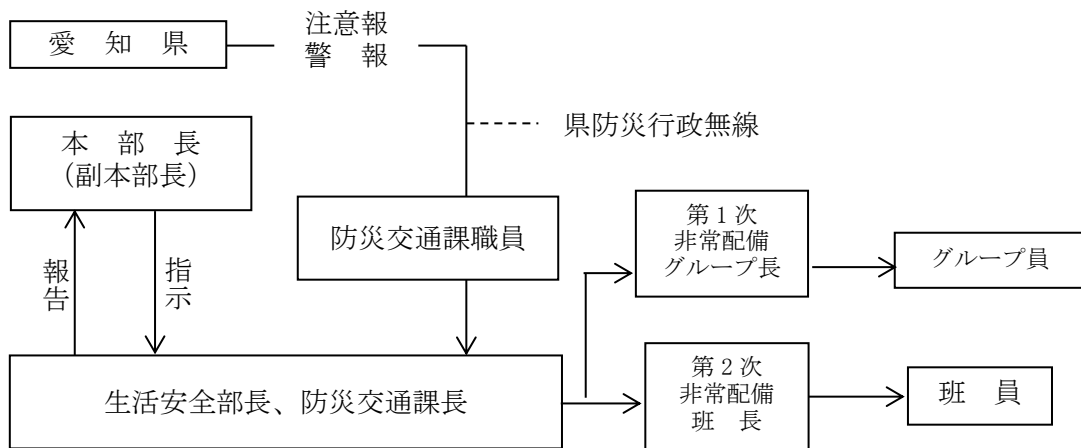
はこれに基づき速やかに行動するものとする。



(注) 上記伝達にあわせて庁内放送で庁内連絡するものとする。また、状態に応じ、必要とされる班の班長に連絡して班を要請する場合もある。

イ 勤務時間外、休日の場合

非常連絡は防災交通課職員が行う。防災交通課職員は、状態に応じ臨機の措置をとるとともに、生活安全部長及び防災交通課長に速やかに連絡するものとする。



(注) 当直員が警報の発令等を受けた場合は、下記の順番で指示を仰ぐ。

- 1 防災交通課長
- 2 防災交通課職員

ウ 参集

非常連絡により参集がかかった職員は、日進市服務規程第20条に基づき、すみやかに参集するものとする。

エ 自宅待機の取り扱い

第1次非常配備及び第2次非常配備において、2回続けて自宅待機となった場合、3回目は次のグループ及び班を参集対象とする。

第3 備蓄品・無線設備

1 日進市役所防災倉庫備蓄品・資機材

	品名	合計数量	単位
備蓄食糧品、 飲料水	非常食（アルファ化米）	1,600	食
	非常食（ライスクッキー）	2,112	食
	飲料水 500 ミリリットル	2,616	本
	アレルギー対応ミルク缶	9	缶
生活必需品・ 日用品	カセットコンロ	52	台
	カセットコンロガス	2,524	本
	防水対応ラジオ	43	台
	懐中電灯	120	台
	ろうそく	2,040	本
	固形燃料	424	個
	毛布	315	枚
	大人用紙おむつ	1,682	枚
	大人用尿とりパッド	1,800	枚
	女性生理用品	7,240	枚
	子供用紙おむつ	2,196	枚
	子供用お尻拭き	2,400	枚
	哺乳瓶ボトル	288	個
	哺乳瓶消毒液	18	箱
	哺乳瓶洗浄剤	10	本
	組立式簡易トイレ	54	台
	使い捨て簡易トイレ	279	セット
	生活支援日用品セット	158	セット
救護用資機材	救急セット	1	セット
	三角布	300	枚
	担架	8	台
	木脚折りたたみ寝台	3	台
	アルミ製ベット	17	台
	簡易ベッド	44	台
	寝袋	45	個
	油圧ジャッキ	12	台
	チェーンソー	3	台
	金づち大ハンマー	1	本
	木づち（かけや）	1	本
	たこづち	2	本
	スコップ	6	本
	バケツ	70	個
	救助資機材セット	6	セット
	はしご	1	台

(つづき)

	品名	合計数量	単位
避難所用 資機材	ダンボール簡易間仕切り	108	個
	ダンボールベッド	210	台
	テント	2	台
	ろ水機	6	セット
	発電機	44	台
	発電機用ガソリン缶詰	6	箱
	エンジンオイル	46	缶
	ガソリン携行缶	7	個
	投光機(LED, バルーン, ハロゲン)	25	台
	外部給電機(EV, PHEV, FCV 対応)	2	台
	コードリール	5	台
	大鍋セット	12	セット
	プロパンガス	6	セット
	ハイゼックス(飯炊袋)	9,800	枚
	ブルーシート	266	枚
	貯水タンク	1	台
	ポータブル蓄電池	19	台
飲料水用簡易水槽	7	セット	
感染症対策 衛生品	マスク	40,000	枚
	手指用消毒容器	24	個
	ペーパータオル	2	箱
	使い捨て手袋	40	箱
	フェイスシールド	90	枚
	非接触温度計	32	個
	防護服	50	個
	保護メガネ	50	個
	物品用消毒容器	24	個
	飛沫防止パネル	8	枚
	塩素系漂白剤	32	本
その他 資機材	リヤカー	3	台
	防災キャリアカー	1	台
	台車	1	台
	オイルフロッター(油吸着剤)	100	枚
	木杭	30	本
	黄色バー	8	本
	竹ぼうき	5	本
	赤パイロン	3	セット
	消火栓開閉金具	7	本
	土のう袋	多数	
	涼風扇	1	台
	ストレッチフィルム	6	本
ストレッチフィルムホルダー	1	個	

(令和7年3月1日現在)

2 ミニ防災倉庫設置場所

	行政区	設置場所	カギ管理者	設置年度
1	赤池	赤池公民館	赤池区長	平成8年度
2	赤池	赤池児童遊園	赤池区長	昭和58年度
3	浅田	浅田区民会館	浅田区長	昭和59年度
4	梅森	梅森公民館	梅森区長	平成8年度
5	梅森	梅森台ちびっこ広場	梅森台自治会長	昭和57年度
6	梅森	日生梅森公園	日生梅森園自治会長	昭和59年度
7	野方	野方公民館	野方区長	昭和60年度
8	蟹甲	蟹甲公民館	蟹甲区長	昭和61年度
9	蟹甲	中央福祉センター	中央福祉センター長	平成10年度
10	蟹甲	市民会館	市民会館長	平成10年度
11	蟹甲	スポーツセンター	スポーツセンター長	平成14年度
12	折戸	折戸公民館	折戸区長	昭和61年度
13	藤枝	藤枝公民館	藤枝区長	昭和59年度
14	藤枝	藤枝奥廻間北ちびっこ広場	日進団地自治会長	昭和59年度
15	米野木	米野木仲田ちびっこ広場	米野木区長	昭和60年度
16	米野木	米野木神明社	米野木区長	昭和61年度
17	米野木	南山エピック西公園	南山エピック自治会長	昭和60年度
18	三本木	三本木区民会館	三本木区長	昭和60年度
19	三本木	三ヶ峯中央公園	三ヶ峯自治会長	昭和58年度
20	三本木	日進ニュータウン北山ふれあい広場	日進ニュータウン自治会長	昭和62年度
21	藤島	藤島公会堂	藤島区長	平成8年度
22	本郷	本郷公民館	本郷区長	昭和61年度
23	本郷	尾三消防本部日進消防署	日進消防署長	平成8年度
24	岩崎	岩崎公民館	岩崎区長	平成10年度
25	岩崎	岩根台公園	岩根自治会長	昭和57年度
26	岩崎	みゆき公園	芦廻間自治会長	昭和58年度
27	岩崎	岩崎みたけちびっこ広場	御岳自治会長	昭和58年度
28	岩藤	岩藤公民館	岩藤区長	昭和60年度
29	北新	北新町公民館	北新区長	昭和61年度
30	南ヶ丘	南ヶ丘ちびっこ広場	南ヶ丘区長	昭和57年度
31	五色園	どんぐり公園	五色園区長	昭和57年度
32	五色園	ひばり公園	五色園区長	昭和59年度
33	香久山	香久山会館	香久山区長	平成8年度
34	香久山	岩崎台・香久山福祉会館	福祉会館長	平成14年度
35	岩崎台	もみじ公園	岩崎台区長	平成12年度
36	東山	東山南ちびっこ広場	東山区長	昭和57年度
37	東山	東山一丁目児童遊園	東山区長	昭和58年度
38	香久山	すずかぜ公園	香久山区長	平成25年度
39	岩崎	弁天池公園	岩崎区長	平成25年度
40	野方	野方北集会所	野方区長	平成25年度

(令和7年3月1日現在)

3 ミニ防災倉庫備蓄資機材

	品名	合計数量	単位
救護用資機材	スコップ	227	本
	一輪車	104	台
	かけや	76	本
	くい	405	本
	土のう袋	19,700	枚
	鎌	190	本
	縄・ロープ	151	巻
	空気入れ	35	本
	バール	103	本
	ジャッキ	39	台
	のこぎり	54	本
	ヘルメット	380	個
	ハンドマイク	45	個
	懐中電灯	122	個
	リヤカー	25	台
避難所用資機材	発電機	21	台
	投光機	24	台
	コードリール	47	台
	大鍋セット	20	台
	ブルーシート	135	枚
	組立式簡易トイレ	2	台
	大ハンマー	7	個

(ミニ防災倉庫すべての合計：令和7年3月1日現在)

4 日進市防災行政用無線通信網

(1) 地域防災無線局

基地局

災害対策本部	識別符号 でじたるぎょうせいにっしん	周波数 271.5375MHz
(市役所) 0561-73-7111	呼出番号 にっしん 100	出力 5W

陸上移動局

	設置場所	電話番号	呼出番号	備考
防災関連施設	尾三消防本部日進消防署	0561-73-0119	にっしん 201	
	日進市民会館(物資受付所)	0561-72-0955	〃 202	
	保健センター(救護所)	0561-72-0770	〃 203	
	中央福祉センター(ボランティア受付所)	0561-73-4885	〃 204	
教育施設	西小学校	052-801-0506	〃 301	
	東小学校	0561-73-2227	〃 302	
	北小学校	0561-72-0145	〃 303	
	南小学校	0561-73-1320	〃 304	
	相野山小学校	0561-73-1525	〃 305	
	香久山小学校	052-807-2100	〃 306	
	梨の木小学校	0561-75-0155	〃 307	
	赤池小学校	052-800-3311	〃 308	
	竹の山小学校	0561-75-5330	〃 309	
	日進中学校	0561-72-0020	〃 311	
	日進西中学校	052-803-4178	〃 312	
	日進東中学校	0561-73-1196	〃 313	
	県立日進高等学校	0561-73-6221	〃 321	
	県立日進西高等学校	052-804-2131	〃 322	
中部大学第一高等学校	0561-73-8111	〃 323		
福祉会館等施設	総合運動公園	0561-73-8801	〃 401	
	東部福祉会館	0561-73-7881	〃 402	
	南部福祉会館	0561-73-8155	〃 403	
	相野山福祉会館	0561-72-8122	〃 404	
	岩崎台・香久山福祉会館	052-800-6601	〃 405	
	北部福祉会館	0561-73-0183	〃 406	
	西部福祉会館	052-803-5286	〃 407	
公民館	赤池公民館	052-804-4712	〃 501	
	浅田区民会館	052-803-1011	〃 502	
	梅森公民館	052-803-1534	〃 503	
	野方公民館	0561-73-6786	〃 504	
	蟹甲公民館	0561-73-6292	〃 505	
	折戸公民館	0561-73-5823	〃 506	
	藤枝公民館	0561-73-5534	〃 507	
	米野木区民会館	0561-73-4010	〃 508	
	三本木区民会館	0561-71-9953	〃 509	

	設置場所	電話番号	呼出番号	備考
	藤島公会堂	0561-74-1130	// 510	
	本郷公民館	0561-72-8255	// 511	
	岩崎公民館	0561-72-0088	// 512	
	岩藤公民館	0561-73-6776	// 513	
	北新町公民館	0561-73-3713	// 514	
	南ヶ丘会館	0561-73-4432	// 515	
	五色園第1集会所	0561-72-2600	// 516	
	五色園第2集会所	0561-73-6237	// 517	
	香久山会館	052-807-5154	// 518	
	コミュニティー岩崎台	0561-72-8633	// 519	
	日東コミュニティーセンター	0561-56-4015	// 520	
その他 公共施設	障害者福祉センター	0561-72-0857	// 601	
	東名古屋医師会日進支部	0561-73-8730	// 602	
	岩崎城歴史記念館	0561-73-8825	// 701	
	にしん子育て総合支援センター	0561-75-2244	// 702	
	日進市スポーツセンター	0561-75-1888	// 703	
	上納池スポーツ公園体育館	052-800-3200	// 704	
	図書館	0561-73-4123	// 705	
	中部保育園	052-807-5572	// 915	携帯型
	新ラ田保育園	0561-73-3021	// 916	携帯型
	南部保育園	0561-73-1561	// 917	携帯型
	梅森保育園	052-803-3134	// 918	携帯型
	西部保育園	052-802-1969	// 919	携帯型
	北部保育園	0561-72-3731	// 920	携帯型
	東部保育園	0561-73-3163	// 921	携帯型
	北新田保育園	0561-73-7866	// 922	携帯型
三本木保育園	0561-73-7876	// 923	携帯型	
米野木台西保育園	0561-75-5900	// 924	携帯型	

■車載型 呼出番号：801～810

■携帯型 呼出番号：901～914

(2) デジタル簡易無線局

基地局

災害対策本部	呼 出 符 号	周 波 数 351.2000MHz
(市役所) 0561-73-7111		出 力 5 W

移動局

区分	設置場所	電 話 番 号	呼 出 符 号	備 考	
日 進 市 消 防 団	市 役 所	0561-73-7111		市公用車 (消防指令車)	
				市役所	
				市役所	
				市役所	
				市役所	
	各分団詰所				赤池分団消防自動車
					浅田 //
					梅森 //
					野方 //
					蟹甲 //
					折戸 //
					藤枝 //
					米野木 //
					三本木 //
					藤島 //
					本郷 //
					岩崎 //
					岩藤 //
					北新 //

第4 災害発生報告

1 災害概況即報

様式1 (消防庁第4号様式 (その1))

(市町村・愛知県用)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛知県
市町村 (消防本部名)	
報告者	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

2 災害発生状況等（速報・確定報告）

様式2

（市町村用）

年 月 日 時 分現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発 生 日 時								
発 信 場 所												
発 信 機 関				発 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分		被害		区 分		被害						
人的被害	死 者	1	人	河 川	橋りょう	31	か所	その他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商工被害	62	千円	
	負傷者	重傷	3		人	越 水	33		か所	そ の 他	63	千円
		軽傷	4		人	その他（法面崩壊等）	34		か所	被 害 総 額	64	千円
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部	65	設置		
		6	世帯		砂 防	36	か所		設置状況	66	廃止	
		7	人		清 掃 施 設	37	か所	避難の勧告・指示等の状況	67	地区		
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯		
		9	世帯		地 す べ り	39	か所		消防職員出動延人数	70	人	
	一部破損	10	人		土 石 流	40	か所	消防団員出動延人数	71	人		
		11	棟		鉄 道 不 通	41	か所	避難所数	72	所		
		12	世帯		被 害 船 舶	42	隻	避 難 人 数	73	人		
	床上浸水	13	人		水 道	43	戸	避難人数（うち自主避難）	74	人		
		14	棟		電 話	44	回線	避難世帯数	75	世帯		
		15	世帯		電 気	45	戸	避難世帯数（うち自主避難）	76	世帯		
		16	人		ガ ス	46	戸	被害程度及び応急対策状況（経過）				
	床下浸水	17	棟		ブロック塀等	47	か所					
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯					
		19	人		り災者数	49	人					
	非住家	公共建物	20		棟	火災発生	建 物	50	件			
		その他	21		棟		危 険 物	51	件			
	そ の 他	田	流失・埋没		22		ha	そ の 他	52	件		
			冠 水		23	ha	公立文教施設	53	千円	要 請 事 項		
畑		流失・埋没	24	ha	農林水産施設	54	千円					
		冠 水	25	ha	公共土木施設	55	千円					
文教施設		26	か所	その他の公共施設	56	千円						
病院		27	か所	小 計	57	千円						
道路		損 壊	28	か所	その他	農 業 被 害	58	千円				
		冠 水	29	か所		林 業 被 害	59	千円				
	（うち通行不能）	30	か所	畜 産 被 害		60	千円					

（注）速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

3 人的被害

様式3

(市町村用)

人 的 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分	現在	受信時刻	時 分
発信機関			受信機関	
発信者名			受信者名	
内 容				
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷		
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)		
	住 所			
	収 容 先			
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)			

4 避難状況・救護所開設状況

様式4

(市町村用)

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報告の時刻											受信時刻		
発信機関											受信機関		
発信者名											受信者名		
内 容													
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数		
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人		
			(勧告、指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外					
			(勧告、指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外					
			(勧告、指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外					
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実施機関			収容人数の最大値					
			受入	搬送				重傷	軽傷				

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

5 公共施設被害

様式5

(市町村・愛知県用)

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア.河川 イ.海岸 ウ.貯水池・ため池等 エ.砂防 オ.港湾・漁港 カ.道路 キ.水道施設 ク.その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

6 被害認定基準

愛知県防災局災害対策課

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもの (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。）
	全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	被害区分	認定基準	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水(通行不能)	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。		
河川		河川法(昭和39年法律第167号)が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。	
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。	
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	

	港 漁	湾 港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。
そ の 他	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂 防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通		列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	(火 災)		地震又は火山噴火の場合のみとする。
	建 物		土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物		消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	そ の 他		建物及び危険物以外のもの。
	公立文教施設		公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

被害区分	認定基準	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。	
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

1. 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
2. 避難の状況
3. 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
4. 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
5. 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
6. 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
7. 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
8. 応援要請又は職員派遣の状況

第5 防災関係機関・避難所

1 防災関係機関

防 災 関 係 機 関		所 在 地	電 話 番 号
災害対策本部	日進市役所	蟹甲町池下 268 番地	0561-73-7111
消防署	日進消防署	本郷町宮下 3 番地	0561-73-0119
	日進消防署西出張所	浅田町西浦 15 番地	052-809-0119
救護所	保健センター	岩崎町兼場 101 番地 1	0561-72-0770
義援物資受付所	市民会館	折戸町笠寺山 62 番地 3	0561-72-0955
ボランティア受付所	中央福祉センター	蟹甲町中島 22 番地	0561-73-4885
飲料水・給水関係	愛知中部水道企業団	東郷町大字和合字北蚊谷 212	0561-38-0030
警察	愛知警察署	東郷町白鳥 2-1-8	0561-39-0110

2 避難場所及び避難所

区分	番号	避難所／避難場所名	所在地	区分		
				地震災害	風水害等	
指定緊急避難場所	一時避難場所	1	日生梅森園集会所	梅森町新田 135 番地 127	○	
		2	野方北集会所	岩崎町南高上 210 番地	○	
		3	野方三ツ池公園交流館	折戸町定納 189 番地 1	○	
		4	藤塚集会所	藤塚三丁目 320 番地	○	
		5	三井団地集会所	藤塚六丁目 27 番地	○	
		6	檀木団地集会所	藤枝町奥廻間 1192 番地 98	○	
		7	日進団地集会所	藤枝町奥廻間 1237 番地 133	○	
		8	日進ニュータウン集会所	三本木町廻間 111 番地 28	○	
		9	南山エピック集会所	米野木町南山 973 番地 47	○	
		10	三ヶ峯台集会所	米野木町三ヶ峯 4 番地 345	○	
		11	芦廻間集会所	岩崎町芦廻間 112 番地 776	○	
		12	御岳集会所	岩崎町元井ゲ 17 番地 2	○	
		13	梅ノ木集会所	岩崎町梅ノ木 11 番地 4	○	
		14	竹ノ山集会所	竹の山三丁目 705 番地	○※	
		15	日進グリーンハイツ集会所	岩崎町竹ノ山 149 番地 330	○	
		16	五色園第 1 集会所	五色園一丁目 1802 番地	○※	
		17	日生東山園集会所	東山一丁目 307 番地	○	
		18	平子台自治集会所	東山七丁目 616 番地	○	
		19	日進中学校第 2 グラウンド	岩崎町兼場 96 番地 1	○	
		20	北小学校青葉分校運動場	岩崎町竹ノ山 149 番地 164	○	
		21	名古屋商科大学校庭	米野木町三ヶ峯 4 番地 4	○	
		22	椋山女学園大学日進グラウンド	竹の山三丁目 2005 番地	○	
		23	愛知学院大学運動場及び駐車場	岩崎町阿良池 12 番地	○	
		24	東山グラウンド	東山五丁目 2101 番地	○	
		25	竹の山会館	竹の山四丁目 503 番地	○	
	地域避難場所	26	赤池公民館	赤池一丁目 2202 番地	○	○
		27	浅田区民会館	浅田町茶園 38 番地	○	○
		28	梅森公民館	梅森台一丁目 151 番地	○	○
		29	野方公民館	野方町西島 25 番地 1	○※	○※
		30	蟹甲公民館	蟹甲町中屋敷 492 番地 3	○	○
		31	折戸公民館	折戸町前田 59 番地 1	○	○
		32	藤枝公民館	藤枝町小六田 123 番地 1	○	○※
		33	三本木区民会館	三本木町上川田 4 番地	○※	○
		34	藤島公会堂	藤島町芝干 33 番地 4	○※	○
		35	本郷公民館	本郷町小橋 353 番地	○	○※
		36	岩崎公民館	岩崎町大塚 45 番地 1	○	○
		37	岩藤公民館	岩藤町所寒 527 番地	○	○
		38	北新町公民館	北新町殿ヶ池中 625 番地	○※	○
		39	南ヶ丘会館	南ヶ丘一丁目 6 番地	○	○
		40	五色園第 2 集会所	五色園四丁目 2806 番地	○	○

※河川の氾濫、地震等によるため池の決壊時には開設しないことがある。

避難場所及び避難所（つづき）

区分	番号	避難所／避難場所名	所在地	区分		
				地震災害	風水害等	
指定緊急避難場所	地域避難場所	41	香久山会館	香久山二丁目 2835 番地	○	○
		42	コミュニティー岩崎台	岩崎台二丁目 1503 番地	○	○
		43	日東コミュニティーセンター	東山六丁目 1007 番地	○	○
		44	米野木区民会館	米野木町仲田 72 番地	○	○※
		45	中部大学第一高等学校	三本木町細廻間 425 番地	○	○
		46	名古屋市立名東高校	名古屋市名東区大針 1-351	○	○
指定避難所	拠点避難所	47	西小学校	浅田町東田面 76 番地	○	○
		48	東小学校	米野木町北畑 8 番地 3	○	○
		49	北小学校	岩崎町芝内 2 番地 1	○	○
		50	南小学校	折戸町中屋敷 70 番地 3	○	○
		51	相野山小学校	北新町相野山 1331 番地 3	○	○
		52	香久山小学校	香久山五丁目 1701 番地	○	○
		53	梨の木小学校	折戸町梨子ノ木 28 番地 31	○	○
		54	赤池小学校	赤池三丁目 2101 番地	○	○
		55	竹の山小学校・日進北中学校	竹の山四丁目 502 番地	○	○
		56	日進中学校	本郷町西原中通 980 番地 1	○	○※
		57	日進西中学校	梅森町向江 1597 番地 1	○	○※
		58	日進東中学校	藤島町相山 77 番地	○	○
	59	県立日進高等学校	米野木町三ヶ峯 4 番地 18	○	○	
	60	県立日進西高等学校	浅田町上小深田 8 番地 4	○	○	
	二次避難所	61	日進市スポーツセンター	蟹甲町家布 58 番地 1	○	○
		62	上納池スポーツ公園体育館	浅田町西田面 155 番地 1	○※	○
		63	東部福祉会館	米野木町仲田 35 番地 23	○	○
		64	南部福祉会館	折戸町寺脇 123 番地 6	○	○
65		西部福祉会館	赤池町下郷 222 番地	○	○※	
66		北部福祉会館	岩崎町大塚 1034 番地	○	○	
67		相野山福祉会館	北新町二段場 920 番地 8	○	○	
68		岩崎台・香久山福祉会館	香久山四丁目 201 番地 14	○	○	

※河川の氾濫、地震等によるため池の決壊時には開設しないことがある。

・ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

広域避難場所

	避難場所名	所在地
1	日進市総合運動公園	岩藤町大清水 919 番地 1
2	愛知県口論義運動公園(駐車場)	北新町西口論義 323 番地 8

3 福祉避難所

No	施設名	所在地	対象者
1	図書館	蟹甲町中島 3 番地	福祉避難所対象者全て
2	西部保育園	赤池三丁目 1403 番地	妊産婦・乳幼児
3	北部保育園	竹の山四丁目 504 番地	妊産婦・乳幼児
4	中部保育園	浅田町平池 35 番地	妊産婦・乳幼児
5	新ラ田保育園	岩崎町新ラ田 93 番地 1	妊産婦・乳幼児
6	東部保育園	米野木町仲田 35 番地 14	妊産婦・乳幼児
7	南部保育園	折戸町孫三ヶ杵 29 番地	妊産婦・乳幼児
8	梅森保育園	梅森町上松 288 番地 3	妊産婦・乳幼児
9	三本木保育園※	三本木町上川田 9 番地	妊産婦・乳幼児
10	北新田保育園	北新田殿ヶ池中 40 番地	妊産婦・乳幼児
11	米野木台西保育園	藤枝町廻間 1 番地 1	妊産婦・乳幼児
12	日進市障害者福祉センター	竹の山 4-301	妊産婦・乳幼児
13	にっしん子育て総合支援センター	栄四丁目 1002 番地 2	妊産婦・乳幼児
14	リバーサイドケア赤池(有料老人ホーム)	赤池町屋下 373 番地	高齢者
15	ケアハウス寿老苑(軽費老人ホーム)	赤池町屋下 354 番地	高齢者
16	日進ホーム(特別養護老人ホーム)	浅田平子二丁目 20 番地	高齢者
17	のぞみ(特別養護老人ホーム)	米野木町南山 987 番地 104	高齢者
18	エイジトピア浅田(特別養護老人ホーム)	浅田町上納 24 番地 16	高齢者
19	レジデンス日進(障害者支援施設)	浅田町上納 58 番地 4	障害者
20	愛歩(障害者支援施設)	蟹甲町中島 18 番地	障害者
21	日進ベタニヤ幼稚園	岩崎町石兼 37 番地	就学前児童
22	日東保育園	藤島町寺下乙 29 番地	就学前児童
23	中日青葉学園	岩崎町竹ノ山 149 番地 164	児童
24	はくさん幼稚園	藤枝町西外面 35 番地	就学前児童
25	ハイランド白山幼稚園	五色園四丁目 2801 番地	就学前児童
26	あかいけ屋下保育園	赤池町屋下 348 番地	就学前児童
27	あかいけ箕ノ手保育園	赤池町箕ノ手 2 番地 113	就学前児童
28	日進めばえ保育園	折戸町笠寺山 62-162	就学前児童

※河川の氾濫、地震等によるため池の決壊時には開設しないことがある。

第6 災害救助法

1 災害救助法の適用基準

1. 適用の要件

- (1) 災害のため、一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2. 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区)町村人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき（第2号）。

市(区)町村人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数がア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、確定数では示されていないが、最低5世帯以上は必要とされている。

(2) 生命、身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 災害救助法施行細則

災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日 規則第 60 号
最終改正 令和 2 年 3 月 27 日 規則第 16 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除〔平成 12 年規則 77 号〕

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除〔平成 12 年規則 77 号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成 12 年規則 77 号・13 年 1 号・26 年 4 号・29 年 33 号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- (1) 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1
- (2) 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2
- (3) 公用変更令書 様式第 3
- (4) 公用取消令書 様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。
(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 公用令書 様式第8

(2) 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

(2) 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

(2) 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることが

できず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(3) 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年33号〕

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
<p>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額の例による額</p>

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号・29年33号〕

3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成 25 年 10 月 1 日 内閣府告示第 228 号

最終改正 令和 3 年 6 月 18 日 内閣府告示第 76 号

第 1 章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第 1 条 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法令第 4 条第 2 枝の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、1 人 1 日当たり 330 円以内とすること。
- ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- ヘ 法令第 4 条第 1 項第 1 号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とし、同条第 2 項の避難所を開設できる期間は、法第 2 条第 2 項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型仮設住宅

- (1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に依りて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること
- (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できること。
- (5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
 - ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
 - ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

- 4 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第5条 法第4条第1項第4号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療

- イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施

術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。

2 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。

(被災者の救出)

第6条 法第4条第1項第5号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223

号) 第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内) に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第 8 条 法第 4 条第 1 項第 7 号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与すること。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - イ 生業費 1 件当たり 30,000 円
 - ロ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
 - イ 貸与期間 2 年以内
 - ロ 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第 9 条 法第 4 条第 1 項第 8 号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - ロ 文房具費及び通学用品費
 - (1) 小学校児童 1 人当たり 4,500 円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,800円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第10条 法第4条第1項第9号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とすること。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第4条第1項第10号の規定に基づく令第2条第1号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

2 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第4条第1項第10号の規定に基づく令第2条第2号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とすること。

3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第4条第1項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第2章 実費弁償

(実費弁償)

第14条 法第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

イ 日当

法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。

第3章 災害救助事務

(救助事務費)

第15条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）

は、次の各号に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 3,000万円以下の部分の金額については100分の10

ロ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9

ハ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8

ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7

ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6

ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5

ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

3 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

第7 その他

1 日進市緊急ヘリポート

場 所	所 在 地
北 小 学 校 運 動 場	日進市岩崎町芝内2番地1
相野山小学校運動場	日進市北新町相野山1331番地3
南 小 学 校 運 動 場	日進市折戸町中屋敷70番地3

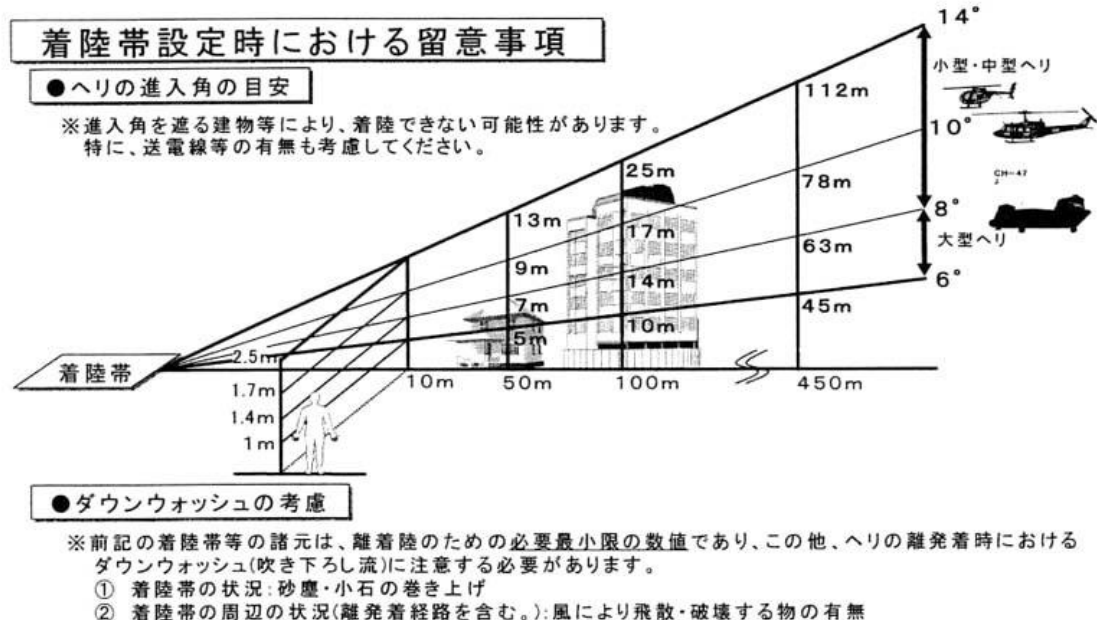
2 ヘリポートの基準等

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

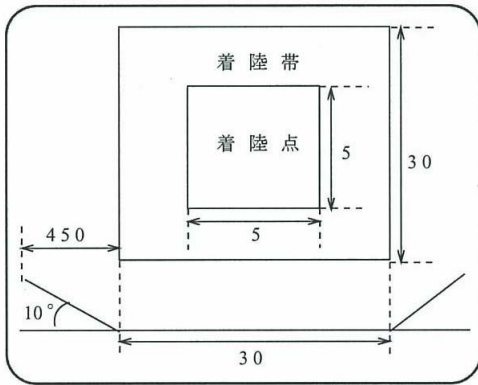
ア 事前の準備

- ① ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- ② ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行うヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

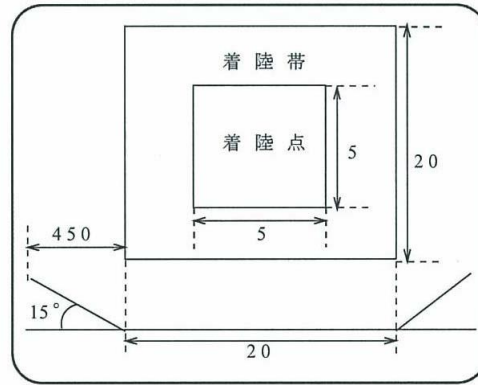
■無障害地帯、着陸点、着陸帯の基準



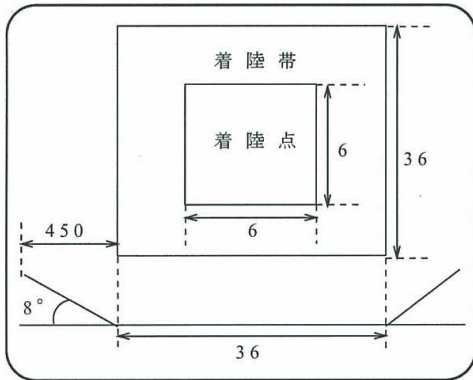
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



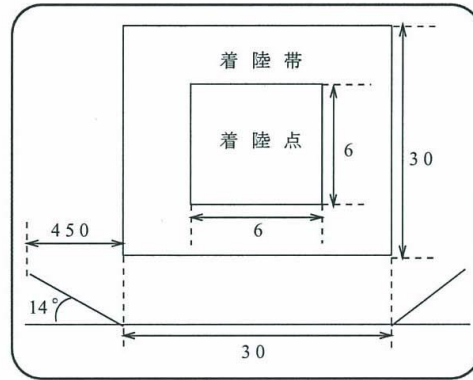
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



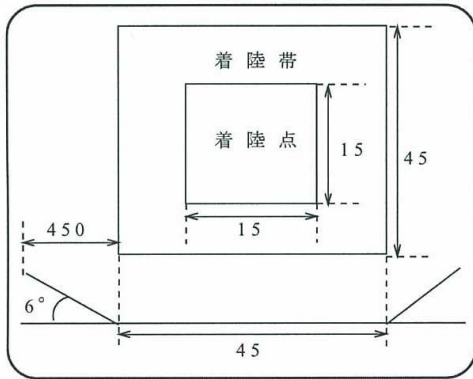
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



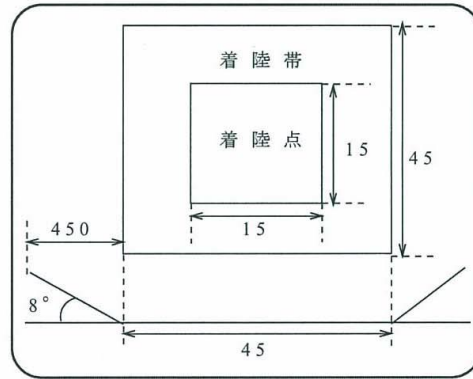
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



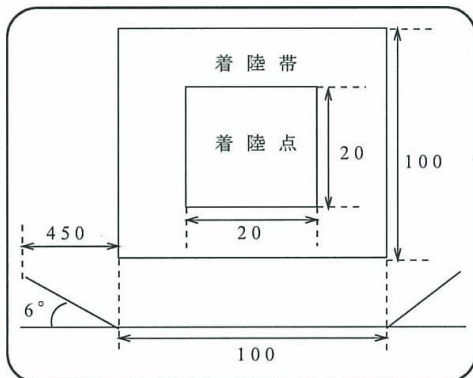
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《標準》



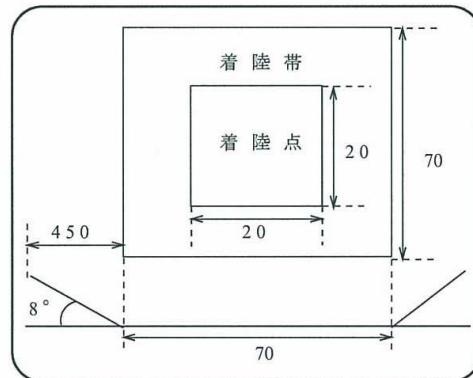
(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合《標準》



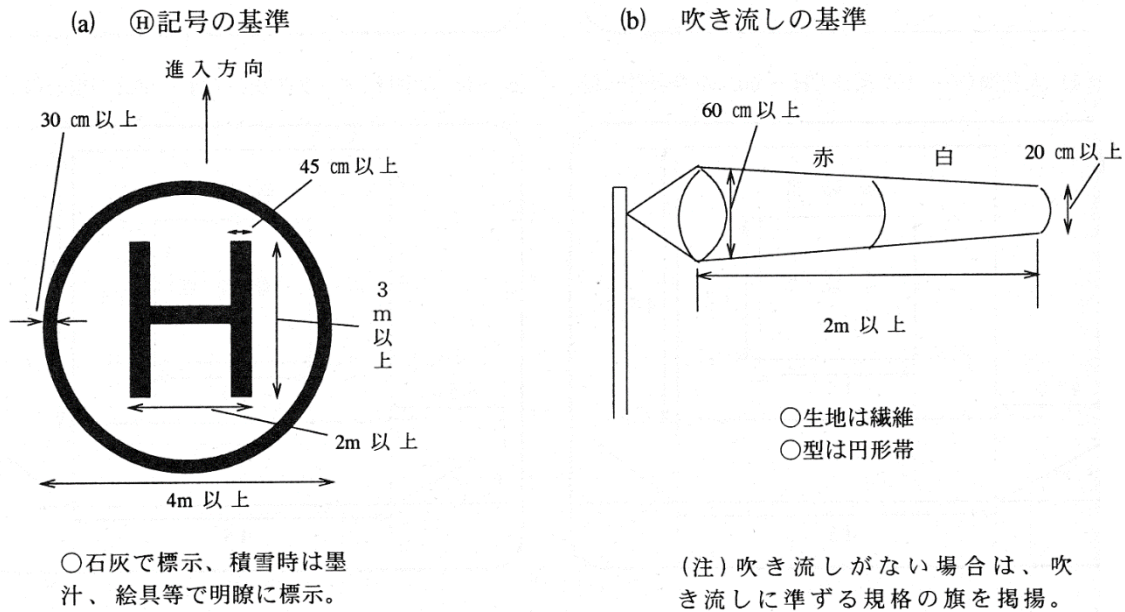
(d-2) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合《応急》



(単位 : m)

イ 受入時の準備

- ① 離着陸地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定が出来る吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。



出所) 愛知県地域防災計画附属資料
 第12 2 報告様式・報告要領等「着陸帯設定時における留意事項」

3 日進市消防団（水防団）作業隊編成表

本部分団名	団長	副団長	分団長	副分団	部長	班長	団員	合計
団本部	1	2			1	3	16	23
赤池			1	1	1	2	団員定数は合計180人とし、1分団5人以上で配置する。	
浅田			1	1	1	2		
梅森			1	1	1	2		
野方			1	1	1	2		
蟹甲			1	1	1	2		
折戸			1	1	1	2		
藤枝			1	1	1	2		
米野木			1	1	1	2		
三本木			1	1	1	2		
藤島			1	1	1	2		
本郷			1	1	1	2		
岩崎			1	1	1	2		
岩藤			1	1	1	2		
北新			1	1	1	2		
合計	1	2	14	14	15	31	196	273

4 日進市消防団（水防団）分団詰所

分 団 名	詰 所 所 在 地
赤 池	日進市赤池一丁目 2202 番地
浅 田	〃 浅田町茶園 39 番地 1
梅 森	〃 梅森台一丁目 180 番地
野 方	〃 野方町西島 25 番地 1
蟹 甲	〃 蟹甲町中屋敷 462 番地 1
折 戸	〃 折戸町前田 60 番地 5
藤 枝	〃 藤枝町小六田 123 番地 1
米 野 木	〃 米野木町東田面 125 番地 1
三 本 木	〃 三本木町上川田 4 番地
藤 島	〃 藤島町芝干 33 番地 4
本 郷	〃 本郷町小橋 353 番地
岩 崎	〃 岩崎町大塚 45 番地
岩 藤	〃 岩藤町所寒 524 番地 6
北 新	〃 北新町殿ヶ池中 37 番地

< 緊急連絡 >

- ア 団長・副団長へは、市より連絡を行う。
- イ 当該年度の分団長及び各分団において緊急連絡員を定めて連絡をする。
- ウ 詰所に待機していると予想される場合はデジタル簡易無線にて連絡をする。

5 緊急通行車両等届出書・確認証明書・標章

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 愛知県公安委員会 殿 <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話)</p>	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急 輸送行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	
使用者	住所 () 局 番 氏名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。	

地震防災
災害 応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

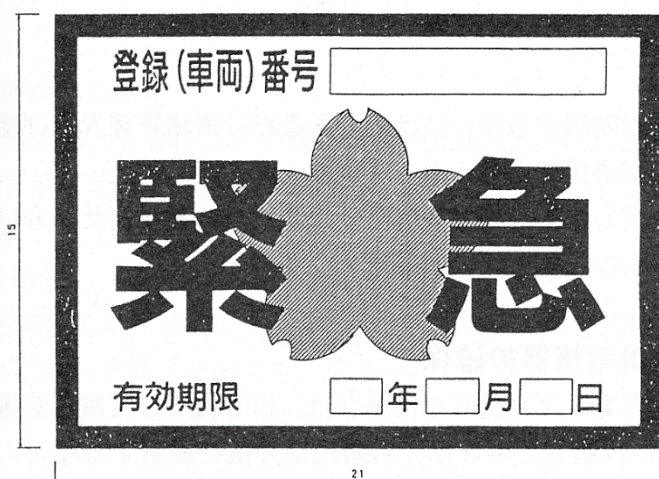
年 月 日

愛知県公安委員会 印

- (注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 - (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、[登録(車両)番号]、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

第 8 資料

1 県内で過去に発生した主な災害記録（風水害）

県防災局災害対策課
「災害の記録」参照

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hpa)	最大風速 風向 (m/s)	総降水量 (mm)		
大元 9. 22 (1912年) 5 23	暴風雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者 140 負傷者 180 家屋全壊 6,000 棟	
大 8. 9. 16 (1919年) 5 17	暴風雨				②死者 4 家屋全壊 40 棟 浸水 700 棟	
大 10. 9. 25 (1921年) 5 26	暴風雨	986.7	18.3SE	4	②死者 27 負傷者 22	
大 14. 8. 14 (1925年) 5 15	大 雨				②死者 6 負傷者 3 家屋全壊 25 棟 浸水 20,000 棟	
大 14. 9. 11. (1925年)	暴風雨	996.0	22.8SSE	186.8	②死者 12 負傷者 3 家屋全壊 52 棟 浸水 20,000 棟	
大 15. 9. 4 (1926年)	暴風雨	989.1	20.8NNW	52.9	②死者 23 負傷者 70 家屋全壊 166 棟 浸水 1,400 棟	
昭 5. 7. 19 (1930年)	大 雨				②死者 13 負傷者 2 家屋全壊 13 棟 浸水 2,000 棟	
昭 7. 7. 1 (1932年) 5 2	大 雨				②死者 26 負傷者 9 家屋全壊 30 棟 浸水 2,700 棟	
昭 9. 9. 21 (1934年)	暴風雨 (室戸台風)	975.9	32.9SSE	24.0	②死者 8 負傷者 68 家屋全壊 85 棟	
昭 10. 10. 27 (1935年)	大 雨				②死者 1 家屋全壊 2 棟 浸水 13,000 棟	
昭 11. 10. 2 (1936年) 5 3	暴風雨	984.6	12.7 N	198.2	②死者 2 負傷者 8 家屋全壊 4 棟 浸水 15,000 棟	
昭 13. 7. 3 (1938年) 5 5	大 雨				②死者 2 家屋全壊 6 棟 浸水 4,500 棟	
昭 19. 10. 7 (1944年) 5 8	暴風雨	975.3	3.7SSE	80.8	②死者 5 負傷者 2 家屋全壊 95 棟 浸水 700 棟	
昭 20. 9. 18 (1945年)	暴風雨 (枕崎台風)	988.7	20.2SSE	40.3	②死者 4 負傷者 8 家屋全壊 400 棟 浸水 600 棟	

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hpa)	最大風速 風向 (m/s)	総降水量 (mm)		
昭 20.10.11 (1945年)	暴風雨 (阿久根台風)	997.1	14.0SSE	228.9	②死者1 家屋全壊1棟 浸水6,000棟	
昭 25.9.3 (1950年)	暴風雨 (ジェーン台風)	995.4	26.7SE	47.4	②死者6 負傷者36 家屋全壊40棟 浸水300棟	
昭 27.6.23 (1952年) 24	暴風雨 (ダイナ台風)	991.3	13.7NNE	177.2	②死者1 家屋全壊3棟 浸水6,800棟	
昭 28.9.25 (1953年)	暴風雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6NNW	178.1	②死者72 負傷者1,711 家屋全壊1,477戸 浸水90,000棟	
昭 29.7.30 (1954年)	大雨				②死者3 負傷者1 家屋全壊15棟 浸水6,870棟	
昭 30.10.20 (1955年)	暴風雨 (台風26号)	989.7	20.8SSE	34.3	②死者3 負傷者18 家屋全壊65棟 半壊61 棟 一部破損113棟 床上浸水14棟 床下浸水599棟	
昭 32.8.7 (1957年)	大雨 (多治見大雨)				②死者33 負傷者44 家屋全壊88棟 半壊89 棟 床上浸水3,547棟 床下浸水13,961棟	
昭 33.8.25 (1958年)	暴風雨 (台風17号)	999.0	17.7SE	139.9	②死者3 負傷者1 家屋全壊9棟 半壊25棟 一部破損248棟 床上浸水116棟 床下浸水4,682棟	
昭 34.8.14 (1959年)	大雨	993.5	13.4WNW	234.0	②負傷者1 家屋全壊1棟 半壊20棟 一部破 損2棟 床上浸水14棟 床下浸水80,826棟	
昭 34.9.26 (1959年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下 全域の沿岸部に被害が発生した。 ②死者3,168 行方不明92 負傷者59,045 家屋全壊23,334棟 流失3,194棟 半壊97,049棟 一部破損287,059棟 床上浸 水53,560棟 床下浸水62,831棟 ③県下全域(沿岸部中心) ④3,224億円	
昭 36.6.23 (1961年) 29	大雨 (36.6梅雨) (前線豪雨)			398 (立田) 682	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の 氾濫等の被害が発生した。 ②死者4 負傷者13 行方不明2 家屋全壊29 棟 半壊72棟 流出2棟 床上浸水7,969棟 床下浸水66,654棟 ③県下全域 ④111億円	
昭 36.9.16 (1961年)	暴風雨 (第二室戸台 風)	971.9	28.7SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風 雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者3 負傷者146 家屋全壊168棟 半壊 515棟 床上浸水652棟 床下浸水8,868棟 ③尾張部 ④104億円	
昭 37.6.30 (1962年) 7.5	大雨 (前線)			103 (伊良湖) 236	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫 等の被害が発生した。 ②死者2 負傷者1 家屋全壊2棟 床上浸水 1,605棟 床下浸水15,501棟 ③東三河 尾張部	

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hpa)	最大風速 風向 (m/s)	総降水量 (mm)		
昭 37. 8. 26 (1962年)	暴風雨 (台風14号)	996.5	23.3SSE	110	①風水害による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者1 負傷者9 家屋全壊26棟 半壊28棟 床上浸水177棟 床下浸水7,556棟 ③県下全域 ④42億円	
昭 39. 9. 25 (1964年)	暴風雨 (台風20号)	992.8	22.0SSE	105.2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者2 負傷者10 家屋全壊6棟 半壊12棟 床上浸水23棟 床下浸水2,298棟 ③県下全域(主として名古屋、尾張、海部、知多) ④26億円	
昭 40. 9. 17 (1965年)	暴風雨 (台風24号)	970.2	17.0 N	188.6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者1 負傷者18 家屋全壊12棟 半壊62棟 床上浸水1,728棟 床下浸水49,622棟 ③県下全域(主として名古屋、海部) ④93億円	
昭 41. 10. 12 (1966年)	大(東三河)雨 (集中豪雨)			54 (田原) 345	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者10 負傷者14 家屋全壊18棟 半壊11棟 床上浸水11棟 床下浸水20,747棟 ③東三河(豊橋、田原中心) ④42億円	
昭 43. 8. 29 (1968年)	大(茶臼山)雨 (台風10号)	991.5	15.7SSE	179 (茶臼山) 587	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者6 負傷者15 家屋全壊24棟 半壊24棟 一部破損45棟 床上浸水292棟 床下浸水4,314棟 ③奥三河(新城及び南・北設楽郡) ④59億円	
昭 44. 8. 4 (1969年)	大(新城)雨 (台風7号)	990.6	14.8ESE	64 (新城) 365.5	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者3 負傷者5 家屋全壊10棟 半壊36棟 一部破損81棟 床上浸水661棟 床下浸水3,515棟 ③奥三河(新城及び宝飯郡、南・北設楽郡) ④45億円	
昭 45. 7. 29 (1970年)	集中豪雨	1,010.8	7.7ENE	123.5	②死者3 負傷者4 全壊2棟 半壊7棟 床上浸水4,552棟 床下浸水37,946棟 ③尾張部 ④18億円	
昭 46. 8. 30 (1971年)	大(47.7豪雨)雨 (台風23号)	987.5	10.0 E	321.5	②死者4 負傷者15 全壊19棟 半壊127棟 床上浸水6,136棟 床下浸水59,160棟 一部破損228棟 ③県下全域 ④176億円	
昭 47. 7. 12 (1972年)	集中豪雨 (47.7豪雨) (台風6号)			289 (猿投) 458	①集中豪雨による災害で西三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者64 行方不明4 負傷者112 全壊271棟 半壊287棟 床上浸水2,075棟 床下浸水12,077棟 ③西三河(小原、藤岡、豊田、足助) ④302億円	

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hpa)	最大風速 風向 (m/s)	総降水量 (mm)	
昭 49. 7. 7 (1974年)	豪雨 (七夕豪雨) (台風8号)	1,008.2	6.7SE	65 新城 323 東栄 302 南知多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、がけ崩れ、中小河川の氾濫、橋梁の流失等の被害が発生した。 ②死者3 負傷者12 全壊16棟 半壊70棟 床上浸水1,820棟 床下浸水11,800棟 一部破損86棟 ③知多、東三河地域(豊橋市、蒲郡市、南知多町ほか31市町村) ④195億円
昭 49. 7. 24 (1974年) 25	大雨			139.8 津島 333 常滑 315 一宮 237	①集中豪雨による災害で尾張・海部・知多を中心に家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者1 負傷者7 床上浸水7,248棟 床下浸水74,035 ③県下全域 ④92億円
昭 51. 9. 8 (1976年) 13	集中豪雨 (51.9豪雨) (台風17号)	1,002.4	10.2SE	422 一宮 682 南知多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者1 負傷者37 全壊14棟 半壊437棟 床上浸水13,050棟 床下浸水102,677棟 一部破損461棟 ③尾張、海部、知多地域(59市町村) ④378億円
昭 54. 9. 24 (1979年) 25	豪雨	—	—	94 名古屋市港区 224 1時間雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で、家屋の浸水、道路・河川等の被害が発生した。 ②死者2 床上浸水1,665棟 床下浸水33,351棟 ③県西部地域(名古屋、東海ほか18市町村) ④26億円
昭 54. 9. 28 (1979年) 10.1	暴風雨 (台風16号)	981.9 〔小牧〕 978.2	17.7SE 〔伊良湖〕 21.3S	50 〔茶白山〕 170	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者1 負傷者23 全壊2棟 半壊20棟 一部破損217棟 床上浸水9棟 床下浸水178棟 ③県全域 ④65億円
昭 54. 10. 18 (1979年) 19	暴風雨 (台風20号)	971.9 〔小牧〕 969.4	14.2W 〔伊良湖〕 20.0S	80 〔作手〕 282 茶白山 279 鳳来 233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②行方不明者1 負傷者8 全壊4棟 半壊5棟 一部破損26棟 床上浸水39棟 床下浸水314棟 ③県全域 ④113億円
昭 57. 8. 1 (1982年) 3	暴風雨 (台風10号) と低気圧	975.1 〔伊良湖〕 973.0	9.4SSW 〔伊良湖〕 21.1E	184.5 〔鳳来〕 501 伊良湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家屋損壊、農地農業用施設、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者9 全壊1棟 半壊4棟 一部破損91棟 床上浸水230棟 床下浸水2,777棟 ③県全域 ④131億円
昭 57. 9. 11 (1982年) 12	暴風雨 (台風18号)	984.1 〔伊良湖〕 980.5	10.3N 〔伊良湖〕 19.7NNW	134.0 〔伊良湖〕 306.5	①台風による災害で家屋損壊、農林産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者1 負傷者1 半壊1棟 一部破損4棟 床上浸水7棟 床下浸水324棟 ③主として県東部 ④23億円

昭 58. 8. 16 (1983年) 17	暴 風 雨 (台風 5 号)	982.0 (伊良湖) 974.9	7.2WNW (伊良湖) 19.0ENE	100 (豊橋) 419	①台風による災害で家屋損壊、農林産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 1 全壊 1 棟 半壊 1 棟 一部破損 3 棟 床上浸水 33 棟 床下浸水 356 棟 ③主として県東部 ④約 13 億円
年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hpa)	最大風速 風 向 (m/ s)	総降水量 (mm)	県 下 の 被 害 概 要
昭 58. 9. 27 (1983年) 28	暴 風 雨 (台風 10 号)	992.2	9.5 N (伊良湖) 11.2SSE	234 (小原) 291 茶白山 305	①台風、特に豪雨による災害で、家屋損壊、農水産物、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者 5 負傷者 1 家屋全壊 2 棟 半壊 1 棟 一部損壊 25 棟 床上浸水 762 棟 床下浸水 16,974 棟 ③主として県西部 ④約 28 億円
平 元 9. 2 (1989年) 4	大 雨	—	—	132 (茶白山) 325	①低気圧に伴う寒冷前線 ②死者 1 負傷者 3 家屋全壊 1 棟 一部破損 2 棟 床上浸水 3 棟 床下浸水 139 棟 ③県全域 ④約 24 億円
平 元 9. 19 (1989年) 20	台 風 2 2 号	—	—	47 (茶白山) 295	①台風の通過、特に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、農水産物、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 18 棟 半壊 11 棟 一部破損 9 棟 床上浸水 121 棟 床下浸水 134 棟 ③県全域 ④約 92 億円
平 2. 9. 19 (1990年) 20	台 風 1 9 号	972.5 (伊良湖) 976.9	20.1SSE (伊良湖) 26.2S	95 (作手) 254	①台風の通過による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者 29 家屋全壊 2 棟 半壊 28 棟 一部破損 2,297 棟 床上浸水 67 棟 床下浸水 1,408 棟 ③県全域 ④約 153 億円

年月日	種別 (災害の要因)	項目	観測点	総降水量・ 風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平成 3.9.18 ～19	大雨 (台風第18号・前線)	総降水量 1時間降水量	名古屋 南知多 名古屋 東海 南知多	242mm 316mm 57mm 55mm 48mm	①台風18号の接近に伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。このため、名古屋市3区(北・緑・天白)及び春日井市では、災害救助法が適用された。 ②死者2名、軽傷者1名、住家の全壊2棟、一部損壊9棟。床上浸水3,713棟、床下浸水12,131棟 ③県全域 ④約60億円
平成 6.9.29 ～30	暴風雨・竜巻 (台風第26号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 作手 作手	SSE19.4m/s SSE36.7m/s 235mm 48mm	①台風のほか、竜巻が発生した。 ②負傷者37名、住家の全壊8棟、半壊113棟、一部損壊981棟、床上浸水137棟、床下浸水456棟 ③県内全域 ④約53億円
平成 10.9.21 ～23	暴風雨 (台風第7・8号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 茶臼山 作手	SSE21.5m/s SSE42.6m/s 329mm 63mm	①台風8号が21日、第7号が22日と続いて上陸。8号は雨、7号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者3名、負傷者151名、住家の全壊8棟、半壊35棟、一部損壊661棟 ③県内全域 ④約33億円
平成 11.9.24 ～26	竜巻 (台風第18号)	風速 瞬間風速	名古屋 伊良湖 名古屋 伊良湖	SSE11.2m/s S11.0m/s S23.0m/s S20.5m/s	①台風18号の外側を取り巻く積乱雲が、東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4個の竜巻が相次いで発生した。このため、豊橋市では、被災者生活再建支援法(法律第66号)が平成10年11月6日施行されて以来、本県で初めて同法の適用となった。 ②負傷者453名、住家の全壊41棟、半壊311棟、一部損壊1,052棟 ③主として県東部 ④約21億円
平成 12.9.11 ～12	大雨 (台風第14号・前線) 東海豪雨	総降水量 1時間降水量	名古屋 東海 江一 宮武 蒲郡 名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡	566.5mm 589mm 365mm 293mm 467mm 249mm 97mm 114mm 78mm 54mm 70mm 55mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難し、21市町村で災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。また、この災害が激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20箇所、越水319箇所、死者7名、負傷者107名、住家の全壊18棟、半壊154棟、一部破損147棟、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟 ③県内全域 ④約2,800億円
平成 13.8.21 ～22	暴風雨 (台風第11号)	総降水量 1時間降水量	茶臼山 作手 岡崎 茶臼山 南知多 一色 鳳来	330mm 313mm 255mm 34mm 34mm 33mm 32mm	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者1名、床上浸水3棟、床下浸水165棟 ③県内全域 ④約3億円
平成 15.8.8 ～9	暴風雨 (台風第10号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋	382mm 336mm ESE28m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者5名、一部損壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟 ③県内全域 ④約24億円

年月日	種別 (災害の要因)	項目	観測点	総降水量・ 風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平成 16.6.21	暴風雨 台風第6号	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284mm 34m/s 30m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者27名、半壊1棟、一部損壊16棟、床上浸水1棟、床下浸水3棟 ③県内全域 ④約13億円
平成 16.10.20 ～21	暴風雨 台風第23号	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265mm S33m/s SE35m/s	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者18名、一部損壊41棟、床上浸水21棟、床下浸水160棟 ③県内全域 ④約17億円
平成 20.8.28 ～30	大雨 8月末豪雨	総降水量 1時間降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447.5mm 365mm 351.5mm 272mm 237mm 146.5mm 104mm 62.5mm 58.5mm 55mm	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破堤。死者2名、負傷者5名、住家の全壊5棟、半壊3棟、一部損壊29棟、床上浸水2,480棟、床下浸水14,106棟 ③県内全域 ④約107億円
平成 21.10.7 ～8	暴風雨 台風第18号	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206mm 29.9m/s 39.9m/s	①台風第18号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者19名、家屋全壊6棟、半壊41棟、一部損壊2,092棟、床上浸水246棟、床下浸水1,235棟 ③県内全域 ④約134億円
平成 23.9.20 ～21	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿蔵 名古屋 伊良湖	274mm 367mm 383.5mm 22m/s 33m/s	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ②死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟 ③県内全域 ④約30億円
平成 24.6.19	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 阿蔵 名古屋 伊良湖	53mm 239mm 18.8m/s 27.7m/s	①19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿蔵では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。 ②負傷者6名、家屋一部損壊8棟、床下浸水4棟 ③県内全域 ④約5億円

2 東海地方に影響のあった主な台風

(名古屋地方気象台)

1 昭和9年9月21日の室戸台風

この台風は、時速20kmくらいで海上を進んで19日夜沖縄南方に近づいた。ここで北東に向きを変え、四国沖を進んで20日夜半過ぎ室戸付近へ非常に強い大型台風として時速60kmで上陸した。上陸後は徳島の西、淡路島、神戸市、敦賀の西を通過したのち、速度は70～90kmに速め、勢力が衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

2 昭和28年9月25日の台風第13号

この台風は、トラック島南東150kmの海上で発生し西から次第に北西に進んで22日夜沖の鳥島の西洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。

この辺から四国沖に向け北上し、25日17時過ぎに志摩半島を横断毎時40kmぐらいの速さで伊勢湾を経て、東日本を北東進し、カムチャッカ半島へ去った。

3 昭和34年9月26日の伊勢湾台風

この台風は、エニウエトック島の西250kmの海上に発生した弱い熱帯低気圧が発達したもので、台風となったのは、9月21日北緯15° 東経150° 付近に達した頃からである。それが9月23日マリアナ諸島で中心気圧が894hPaに発達して超大型台風になり、北上して9月26日夜紀伊半島上陸後まで勢力があまり衰えなかった。

台風の本邦上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側70km付近の志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に記録的な高潮が発生した。

4 昭和36年9月16日の第2室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、9月8日15時に台風第18号となった。12日朝にはマリアナ群島の南西海上で900hPa以下の超大型台風が発達し、14日夜半沖縄の東側でゆっくり転向し、16日朝には四国南海上から室戸岬をかすめて大阪湾に向い同日13時30分頃尾ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後、北東進して敦賀付近に進んだ。

台風の規模も進路も昭和9年の室戸台風に似た台風であった。

5 昭和37年7月27日の第7号

この台風は、硫黄島の東方およそ1,500kmの海上に発生したもので、発生地が非常に北東にかたよっていた。

発生後1日はほぼ北上、2日目が西進して、27日には四国の南東海上で北東に向きを変え、27日13時頃潮岬と白浜の間に上陸、東海地方、関東地方北部をとおって三陸沖に去った。海上を進行中は965hPaぐらいの中心気圧の中型の規模だったが上陸後は急に衰え、28日には熱帯低気圧になった。

6 昭和37年8月26日の台風第14号

この台風は8月21日9時、マリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧950hPaになり、にわかに注目されるようになったが、夏台風特有の小型であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部地方に向って北上した。

26日の4時頃三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後北上し琵琶湖付近をとおって日本海へ抜けた。

7 昭和46年8月30日～31日の台風第23号

この台風は、8月21日9時、南鳥島の南西で発生しゆっくり北西に進み、28日朝、奄美大島の南東に達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達しはじめ、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が915hPaに低下した。

29日夜半頃大隅半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り31日昼頃伊良湖岬をかすめて東へ去った。

8 昭和47年9月16日の台風第20号

この台風は9月13日12時、沖の鳥島の南500kmに発生した。ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し進行方向を北に変えた。

一方、15日15時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約400kmにあり、閉塞前線が南東にのびて、愛知県付近に達していた。愛知県では、この前線の影響により15日朝から降雨が強くなった。

台風は、16日18時30分頃潮岬付近に上陸した。その後、三重県を経て、岐阜県西部をとおり17日朝5時には佐渡付近に達し、午後には北海道西岸に達した。

9 昭和54年9月31日～10月1日の台風第16号

9月23日15時ヤップ島の北西海上で台風となった台風第16号は発達しながら北西に進み、26日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧920hPaとなって最盛期を迎えた。26日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29日15時には奄美大島の東海上に達した。台風はこの頃からさらに向きを北東に変えながら次第に加速し、30日18時30分頃高知県室戸付近に上陸した。23時頃大阪市に再上陸、岐阜市の北をとって本州を北東に縦断し、10月1日9時には八戸沖へ抜けた。

10 昭和54年10月19日の台風第20号

10月6日15時トラック島の東で台風となった。台風第20号は8日の朝から北西に進みはじめ、9日夜グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達。12日15時には沖ノ鳥島の南南東約400kmの海上で中心気圧870hPaを観測、大型で猛烈な台風となった。台風はその後ゆっくりした速さで西北西に進み16日早朝から北北西に向きを変え、18日9時には沖縄の南約150kmの海上に達した。

台風はこの頃から次第に北東へ向きを変えながら加速し、19日9時40分頃和歌山県白浜付近に上陸、名古屋市のすぐ西をとって本州を北東に縦断し、19時には八戸沖へ抜けた。

11 平成2年9月19日～20日の台風第19号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は9月13日台風第19号となり、発達しながら北西に進み、16日から17日にかけて、ゆっくり沖縄の南東海上に近づき、急激に発達した。17日午後には中心気圧890hPaを記録し、猛烈な台風となった。

その後台風は北東進し、950hPa以下の勢力を保ったまま、19日20時過ぎ和歌山県の白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げて近畿地方から東海地方をとおり、本州を縦断し、20日12時には三陸沖に抜けた。

12 平成3年9月18日～19日の台風第18号

台風第18号は18日、沖縄の東沖を加速しながら北東進。それに伴い南海上に停滞する秋雨前線の活動が活発となった。台風は翌19日夕方、八丈島の南をとおり、夜には銚子沖に達し、20日早朝三陸沖で温帯低気圧となった。このため、東海地方を含め、太平洋岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県では、既に18日午前中全域雨となり、夜半過ぎから所々激しく降り、18日から19日にかけて100～300ミリの大雨となった。

13 平成6年9月29～30日の台風第26号

9月19日3時にグアム島の南西海上で台風となった第26号は、発達しながら北に進路をとり、29日19時30分頃大型で強い勢力を保ったまま和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらやや速度を進め、琵琶湖付近をとって30日3時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総降水量が200mmを超えた。

14 平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。

日本への上陸は第8号のほうが早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40～60mmの激しい雨が降った。

一日遅れて上陸した第7号は、中型で、強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県を通り、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風42.6m/sを観測した。この値は昭和34年の伊勢湾台風時に観測した45.7m/sに次ぐ観測開始以来第2位の記録となった。

15 平成12年9月11日～12日の台風第14号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9月2日21時に台風第14号となった。10日9時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9月11日から12日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風14号からの暖かく湿った空気が大量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。

愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。

この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降水量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

台風は、12日19時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み16日15時には日本海西部で温帯低気圧となった。

16 平成15年8月8日～9日の台風第10号

台風第10号は8月3日15時にフィリピンの東で発生し、7日15時には大型で非常に強い台風となった。台風第10号は強い勢力を維持したまま8日21時30分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9日6時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10日6時に千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風第10号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で390mmの総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。

風も非常に強く吹き、名古屋で9日6時17分に東南東の風28.0m/s、伊良湖で9日1時26分に南の風27.3m/sの最大瞬間風速を観測した。

17 平成16年10月8日～9日の台風第22号

台風第22号は、10月4日12時にフィリピンの東で発生し、8日3時には中心気圧920hPa、中心付近の最大風速50m/sの非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9日16時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み10日9時に日本の東で温帯低気圧となった。

台風が愛知県に最も接近したのは9日14時から15時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで2日間で300mmを超える大雨となり、9日には約半数の観測所で10月としての日降水量の極値を更新した。

18 平成16年10月20日～21日の台風第23号

台風第23号は、10月13日9時にマリアナ諸島で発生し、16日21時には中心気圧940hPa、中心付近の最大風速45m/s、暴風半径280km、強風半径1100kmの超大型で非常に強い台風となった。その後、台風第23号はゆっくり北上し、20日13時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て21日9時に関東の東海上で温帯低気圧となった。

台風の中心が愛知県に最も接近したのは20日宵の内から夜遅くで、名古屋では20日18時39分に南の風33.2m/s、伊良湖では17時28分に南東の風35.2m/sの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265mmとなり、東三河北部を中心に200mmを超える大雨となった。

19 平成21年10月7日～8日の台風第18号

台風第18号は9月30日09時に発生し、ゆっくりと西に進み、10月4日09時にはフィリピンの東で、中心気圧920hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風に発達した。

台風は6日から7日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧940hPa、最大風速45m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8日午前5時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。

この台風の影響により、伊良湖では8日に日最大瞬間風速39.9m/sを観測した（1953年の観測開始以来10月の極値を更新）。また、名古屋では、8日に日最大1時間降水量67.0mmを観測した（1890年の観測開始以来10月の極値を更新）。

20 平成23年9月2日～4日の台風第12号

台風第12号は、8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には小笠原諸島付近で中心気圧が965ヘクトパスカル、最大風速が35メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9月2日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。台風はその後もゆっくりとした速さで北上を続け、18時頃に岡山県南部に再上陸した後、

4日未明に山陰沖に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め（2日9時）から5日14時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で300mmを超え、豊田市稲武では330.0mmを観測した。

21 平成23年9月20日～21日の台風第15号

台風第15号は、9月13日21時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

県内では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫しました。降り始め（19日17時）から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿蔵では383.5mmを観測した。また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。

22 平成24年6月19日の台風第4号

台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日9時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め（19日00時）から20日06時までの降水量は、豊田市阿蔵では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

23 平成25年9月16日の台風第18号

9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（8時の中心気圧は970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。

愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14日21時）から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、

新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4メートル(16日07時20分)を記録した。海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。

24 平成26年8月9～10日の台風第11号

台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。

台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。

三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0ミリ、亀山で333.0ミリを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

降り始め(8月8日14時)から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5ミリ、三重県津市白山で518.0ミリとなった。

このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。

25 平成30年9月3日～5日の台風第21号

8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、4日は、次第に進路をやや東よりに変え速度を速めながら四国の南海上を北北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

26 平成30年9月28日～10月1日の台風第24号

9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。その後、大型で非常に強い台風となり沖縄の南海上を北上し、29日は進路を東寄りに変えて沖縄本島、奄美地方に接近し北東に進んだ。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県内では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋では最大風速27.1m/sを観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は38.1m/sで2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があり「記録的短時間大雨情報」を発表した。29日00時から10月1日06時までの総雨量は多い所で200ミリを超え、アメダスで最も多かった阿蔵では240.5ミリを観測した。

27 令和元年10月11日～10月13日の台風第19号

10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日18時に大型で猛烈な台風となった。台風はその後小笠原近海を北北西に進み、12日には北寄りに進路を変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関

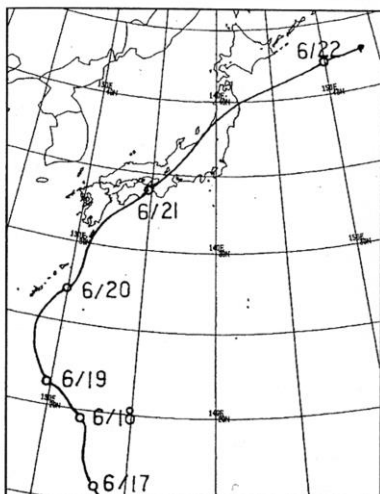
東地方を通過し、13日未明に三陸沖に抜けた。

愛知県内では、11日夜遅くから風が強まり始め、強風は13日朝まで続いた。最も風が強かったセントレアでは、台風が中心が埼玉県付近を北東に進んだ12日22時00分に最大風速20.7m/s（西北西）、伊豆半島付近に上陸する直前の17時32分に最大瞬間風速26.2m/s（北西）を観測した。愛知県内では、11日夕方から雨が降り始め、台風の北側に広がる雨雲がかかった11日夜には県内の広い範囲で雨となり、台風が接近した12日夜にかけて東三河南部を中心に激しい雨が降った。降り始めの11日19時から12日23時までの総雨量は多い所で300ミリを超え、アメダスで最も多かった伊良湖では304.0ミリを観測した。一色と田原の10月12日の日降水量は、それぞれ248.0ミリ、261.0ミリを観測し、共に統計開始以来の極値を更新した。

（注）平成4年12月1日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位をhPa（ヘクトパスカル）に変更した。1 mb = 1 hPaであることから、従前のmb（ミリバール）との換算は必要なく、単位を読み変えることのみで、旧来の資料等は使用することができる。

3 東海地方に影響のあった主な台風の経路図

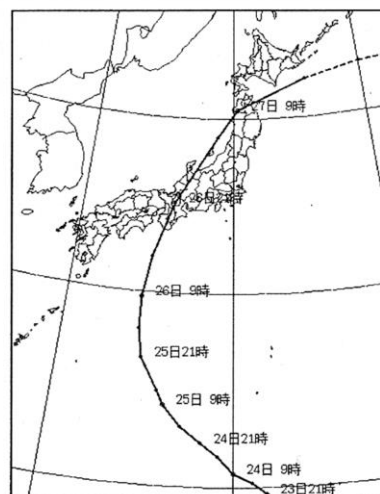
(名古屋地方気象台)



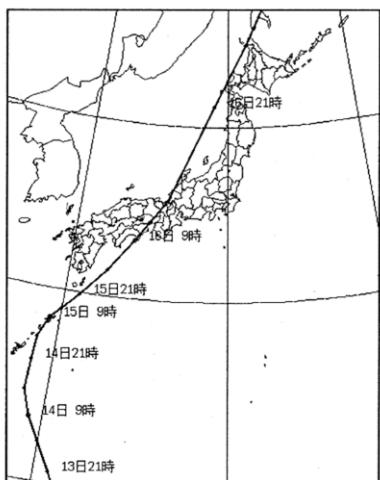
昭和9年9月の室戸台風
(○印は06時の位置)



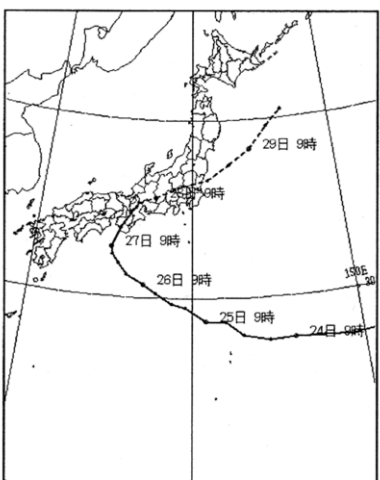
昭和28年9月の台風第13号



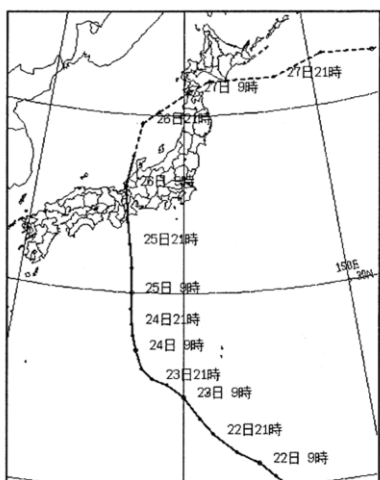
昭和34年9月の伊勢湾台風



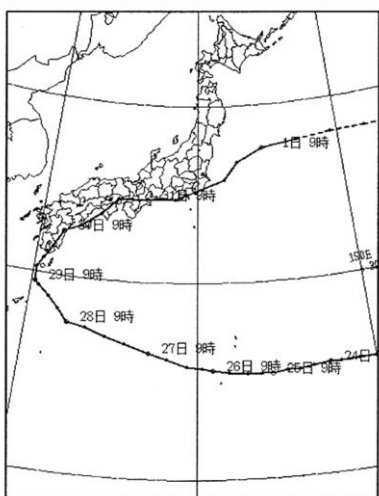
昭和36年9月の第2室戸台風



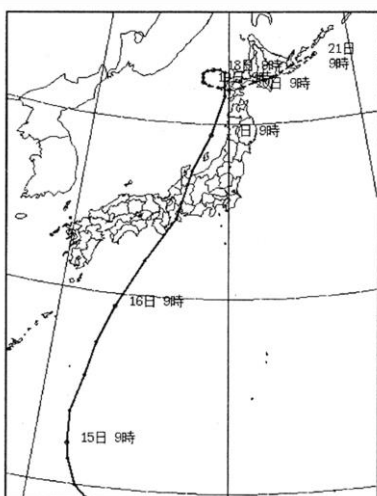
昭和37年7月の台風第7号



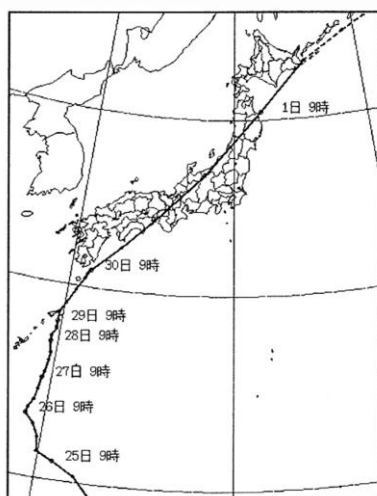
昭和37年8月の台風第14号



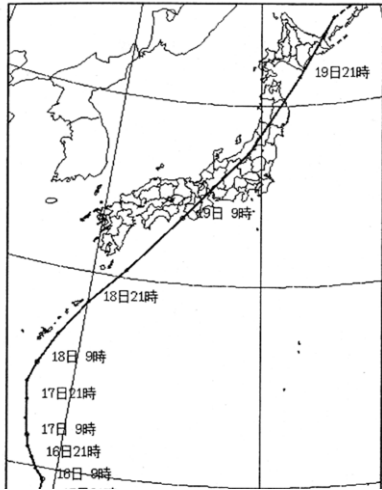
昭和46年8月の台風第23号



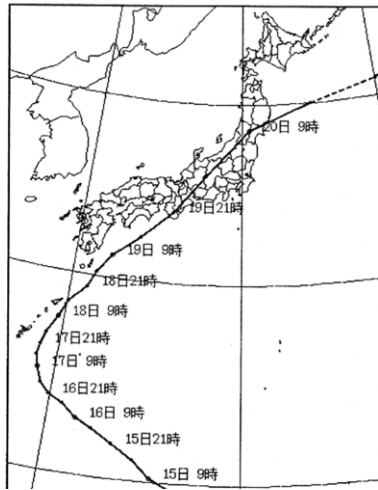
昭和47年9月の台風第20号



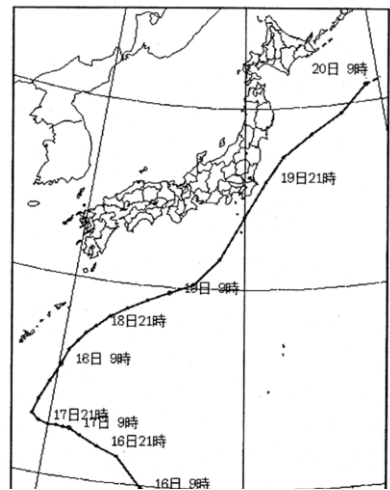
昭和54年9月の台風第16号



昭和54年10月の台風第20号



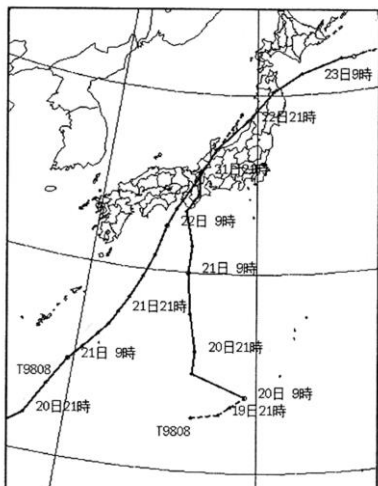
平成2年9月の台風第19号



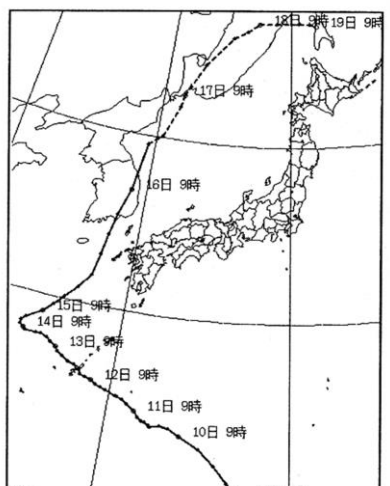
平成3年9月の台風第18号



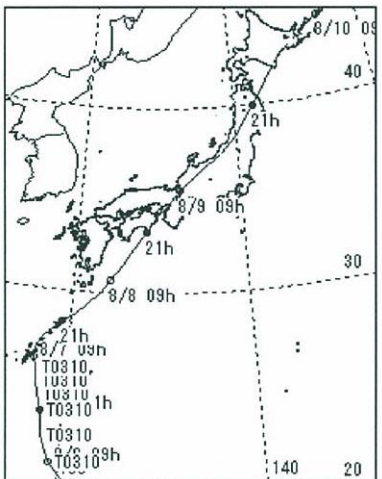
平成6年9月の台風第26号



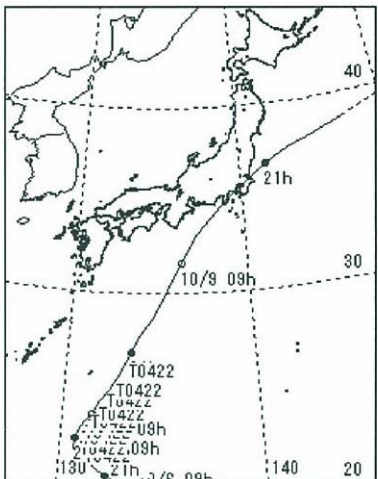
平成10年9月の台風第7・8号



平成12年9月の台風14号



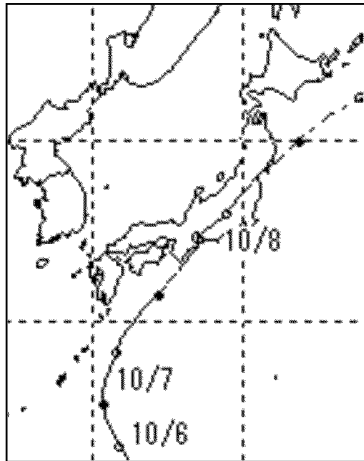
平成15年8月の台風第10号



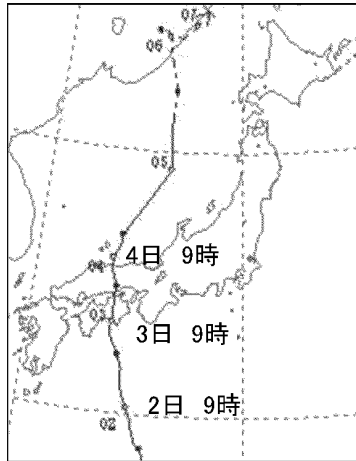
平成16年10月の台風第22号



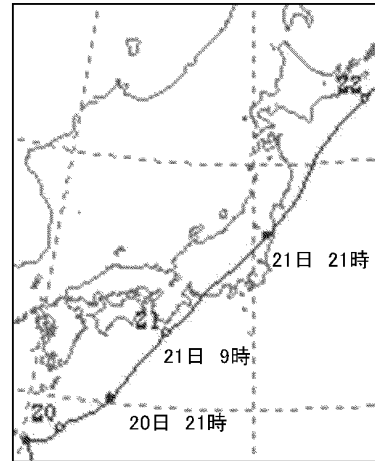
平成16年10月の台風第23号



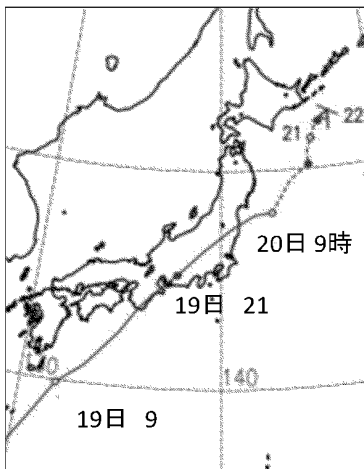
平成21年10月の台風第18号



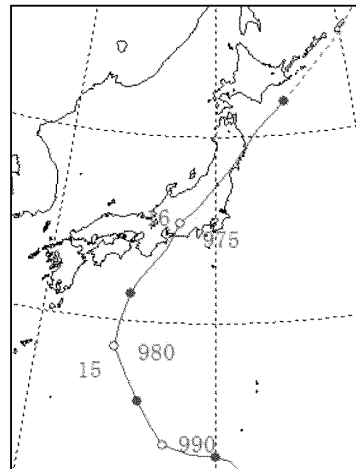
平成23年9月の台風第12号



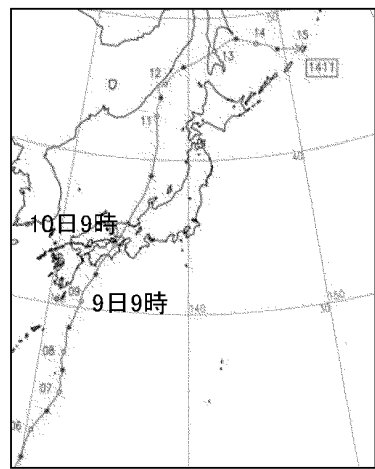
平成23年9月の台風第15号



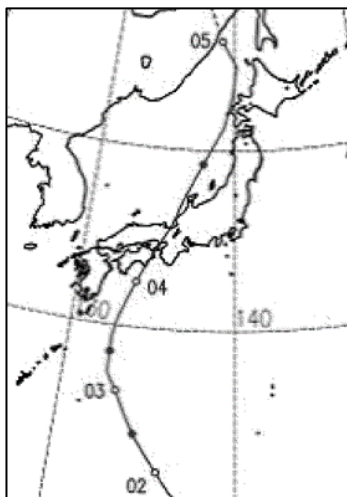
平成24年6月の台風第4号



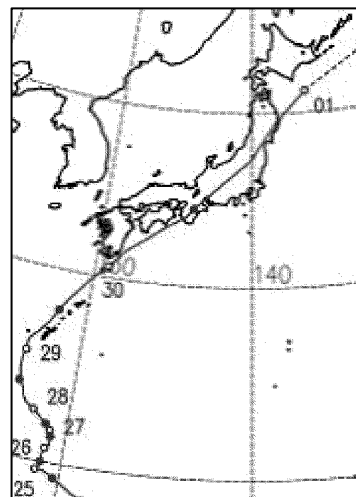
平成25年9月の台風第18号



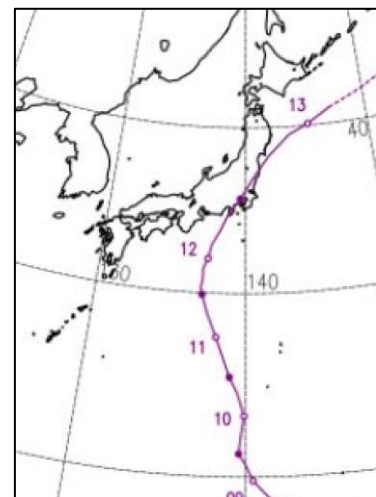
平成26年8月の台風第11号



平成30年9月の台風第21号



平成30年9~10月台風第24号



令和元年10月台風第19号

4 台風の大きさと強さの分類

(名古屋地方気象台)

(1) 大きさの表現

階 級	風速15m/sの半径
(表現なし)	500km未満
大 型 : (大 き い)	500km以上 ~ 800km未満
超大型 : (非常に大きい)	800km以上

(2) 強さの表現

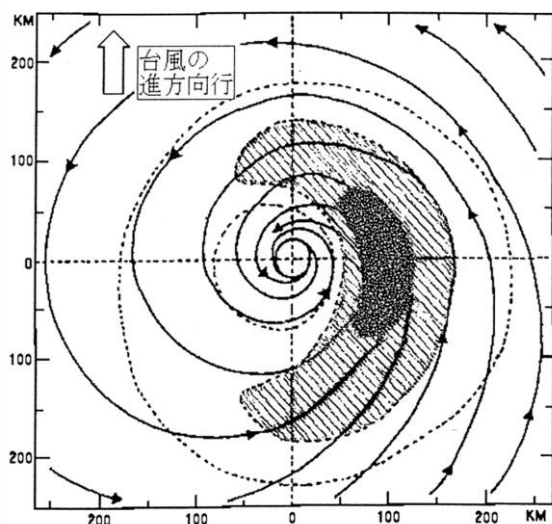
階 級	最 大 風 速
(表現なし)	33m/s(64ノット)未満
強 い	33m/s(64ノット)以上~44m/s(85ノット)未満
非常に強い	44m/s(85ノット)以上~54m/s(105ノット)未満
猛 烈 な	54m/s(105ノット)以上

(3) 台風の風

台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計回りに強い風が吹き込んでいます。風の強さは台風の中心に向かうほど強くなり、台風の目の中では急激に弱くなります。

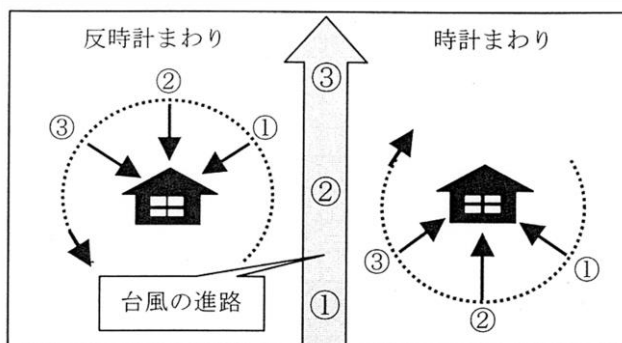
移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹いています。

台風の移動に伴い、進路の右側では時計回りに、左側では反時計回りに風向が変化します。



台風周辺の風の流れと風速の分布

陰影部：風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

5 予警報等の種類と発表基準

(1) 気象・水象に関する予報警報

(名古屋地方気象台)

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の原則市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

1 特別警報

種 類		発 表 基 準	
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報		高潮になると予想される場合
	波浪特別警報		高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。(参考：日進市での50年に一度の値は、48時間降水量400mm、3時間雨量167mm、土壌雨量指数244)

② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。

2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪(雪を伴う場合)の特別警報を発表する。

3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

2 警 報

種 類		発 表 基 準
警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s、海上23m/sを超えると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上20m/s、海上23m/sを超えると予想される場合。
	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合。 具体的には日進市において次の条件に該当する場合である。 ・（浸水害） 表面雨量指数 24 ・（土砂災害） 土壌雨量指数 143 を超えると予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm、山地で20cmを超えると予想される場合。
	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が名古屋港では、東京湾平均海面（T・P）上、2.5mを超えると予想される場合。
	波 浪 警 報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがある場合。 有義波高が内海 3 m以上、外海 6 m以上と予想される場合。
	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがある場合。 具体的には日進市において次の条件に該当する場合である。 ・天白川流域において流域雨量指数8.6、複合基準（9,7.7）を超えると予想される場合。

3 注意報・情報

種 類	発 表 基 準
風 雪 注 意 報	風雪による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上13m/s、海上16m/sを超えると予想される場合。
強 風 注 意 報	強風による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上13m/s、海上16m/sを超えると予想される場合。
大 雨 注 意 報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。 具体的には日進市において次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数 12 ・土壌雨量指数 101 を超えると予想される場合。
大 雪 注 意 報	大雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm、山地で10cmを超えると予想される場合。
濃 霧 注 意 報	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上100m以下又は海上500m以下になると予想される場合。
雷 注 意 報	雷によって、災害の起こるおそれがある場合。 具体的には落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合である。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥によって、災害の起こるおそれがある場合。 具体的には空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、次の条件に該当する場合である。 名古屋で実効湿度が60%以下、かつ最小湿度が30%以下になると予想される場合。
着 氷 (雪) 注 意 報	着氷(雪)によって、災害の起こるおそれがある場合。 具体的には着氷または着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こると予想される場合。
霜 注 意 報	霜によって、災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、晩霜などにより、農作物に著しい被害が予想される場合で次の条件に該当する場合である。 晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想される場合。
低 温 注 意 報	低温によって、災害が起こるおそれがある場合。 具体的には、冬期の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合で次の条件に該当する場合である。 冬期 最低気温が-4℃以下になると予想される場合。
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が名古屋港では、東京湾平均海面(T・P)上、1.7mを超えると予想される場合。
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって被害が予想される場合。 有義波高が内海1.5m以上、外海3m以上と予想される場合。
洪 水 注 意 報	洪水により被害が予想される場合。 具体的には日進市において次の条件に該当する場合である。 ・1時間雨量30mm ・天白川流域において流域雨量指数6.8、複合基準(6,6.8) を超えると予想される場合。

種 類	発 表 基 準
気 象 情 報	<p>1 災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だって現象を予告し注意をよびかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表する時がある。</p> <p>2 「記録的短時間大雨情報」・・・1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。</p> <p>3 「土砂災害警戒情報」・・・大雨警報（土砂災害）発表中に、一定の広がりを持った範囲で更に土砂災害発生危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が共同で、原則市町村を最小単位として発表する。</p> <p>4 「竜巻注意情報」・・・積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</p> <p>※ 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合、天候情報を発表する。</p>

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切替えられる。
3. 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
4. 平地・山地の区分はおおむね標高200メートルである。
5. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

(2) 火災気象通報

(名古屋地方気象台・愛知県防災局)

1. 実施官署等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署	名古屋地方気象台観測予報課
通報対象区域	愛知県
通報先	愛知県防災局災害対策課
通報手段	防災情報提供システム

2. 実施基準

火災気象通報実施基準課（基準値は名古屋地方気象台の値）は、次のとおりとする。

- (1) 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- (2) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 最大風速12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨または降雪中は通報しないこともある。

3. 通報時刻等

- (1) 通報時刻は、原則として午前10時までに実施する。
- (2) 通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前10時までとする。

6 過去に発生した主な災害記録（地震災害）

ここ500年ほどにおいて、愛知県を襲い、大きな被害をもたらした主な地震を下表にまとめた。1945年の三河地震以来、60年近く大きな地震は発生しておらず、過去の大災害を忘れがちになってきている。しかし、愛知県においても、阪神・淡路大震災と同等以上の規模である大地震が過去に数多く発生していることを再認識し、今後の教訓としていくことが大切である。

愛知県内に大きな被害をもたらした地震

年	地震名	マグニチュード	県内震度	愛知県内の被害状況
1498	明応地震 (海溝型)	8.6	不明	津波に襲われた区域は、紀伊半島から房総半島におよび、三重・静岡県（伊勢・志摩・遠江）沿岸では、大津波により大災害をこうむった。愛知県内の被害は不明。
1586	天正地震 (内陸型)	7.9	不明	近畿から東海道にかけて大地震。家屋の全半壊400戸、死傷者多数。愛知県内については、地震後、飢饉がおこり、疫死者が多くでた。
1707	宝永地震 (海溝型)	8.4	不明	死者、建物倒壊、堤防破損ともに多く、渥美半島では津波の被害が大きかった。
1854	安政地震 (海溝型)	8.4	不明	三河湾の沿岸に津波が来襲し被害をうけた。死者約30人、家屋倒壊約1,000戸。
1891	濃尾地震 (内陸型)	8.4	不明	尾張地方に甚大な被害をもたらした。濃尾平野の広範囲で液状化現象がみられた。死者2,459人。住宅全半壊58,462戸。
1944	東南海地震 (海溝型)	7.9	V	主として三河湾沿岸と、伊勢湾沿岸で、一般に埋め立て地や沖積層の地帯で被害が大きかった。被害の詳細は戦時中のため不明。
1945	三河地震 (内陸型)	6.8	IV	西三河地方の矢作川下流域を中心に被害が大きかった。死者1,961人、住家全半壊16,881戸。

出所) 愛知県防災局災害対策課「愛知県災害誌」

7 気象庁震度階級表

＜気象庁震度解説表＞

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

8 マグニチュード (M) と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9 以上	<ul style="list-style-type: none"> 最大級の大地震 	東日本大震災 (9.0) (平成 23.3.11)
8.5 ~ 9	<ul style="list-style-type: none"> 全世界を通じて、10 年に 1 度位しかおこらない 	スマトラ沖大地震 (8.8) (平 16.12.26) チリ地震 (8.5) (昭 35.5.23)
8 ~ 8.5	<ul style="list-style-type: none"> 第一級の大地震 内陸におこると大被害 海底におこると大津波 日本付近で 10 年に 1 回位発生 	平成 15 年釧路沖地震 (8.0) (平 15.9.26) 南海地震 (8.0) (昭 21.12.21) 三陸沖地震 (8.1) (昭 8.3.3) 濃尾地震 (8.0) (明 24.10.28)
7 ~ 8	<ul style="list-style-type: none"> かなりの大地震 内陸におこると大被害を生ずることがある 海底におこると津波を伴う 日本付近で 1 年に 1 回位発生 	平成 28 年熊本地震 (7.3) (平 28.4.16) 平成 7 年兵庫県南部地震 (7.2) ※ (平 7.1.17) 平成 5 年北海道南西沖地震 (7.8) (平 5.7.12) 平成 5 年釧路沖地震 (7.8) (平 5.1.15) 日本海中部地震 (7.7) (昭 58.5.26) 浦河沖地震 (7.1) (昭 57.3.21) 宮城県沖地震 (7.4) (昭 53.6.12) 新潟地震 (7.5) (昭 39.6.16) 福井地震 (7.1) (昭 23.6.28) 東南海地震 (7.9) (昭 19.12.7) 関東大地震 (7.9) (大 12.9.1)
6 ~ 7	<ul style="list-style-type: none"> 内陸におこると (とくに震源が浅いとき) 被害を生ずることがある。 日本付近で 1 年に 10 回位発生 	北海道胆振東部地震 (6.7) (平 30.9.6) 大阪府北部地震 (6.1) (平 30.6.18) 新潟県中越沖地震 (6.8) (平 19.7.16) 能登半島地震 (6.9) (平 19.3.25) 新潟県中越地震 (6.8) (平 16.10.23) 千葉県東方沖地震 (6.7) (昭 62.12.17) 長野県西部地震 (6.8) (昭 59.9.14) 三河地震 (6.8) (昭 20.1.17)
4 ~ 6	<ul style="list-style-type: none"> 被害を生ずることは、ほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの 日本付近で 1 年に 100 回位発生 	
3 ~ 4	<ul style="list-style-type: none"> 震源地の近くで人体に感じることもある 	
2 以下	<ul style="list-style-type: none"> 高倍率の地震計によって観測される 	

注 1 : 過去の地震については、理科年表による。

注 2 : ※印の地震については、気象庁発表による。

9 南海トラフ地震の被害想定（詳細情報）

出所）愛知県防災会議地震部会「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」平成26年5月

1 調査概要

（1）調査の目的

調査は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施した。

（2）調査の期間と内容

調査は、平成23年度から平成25年度の3年間で実施した。主に海溝型地震について、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）の部分について、概要を取りまとめた。

（3）調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮する。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。これを「過去地震最大モデル」と呼び、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルを想定した。

【補足事項】

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。これを「理論上最大想定モデル」と呼び、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものとしている。

（4）想定した項目等

調査において想定した地震・津波に基づき、建物被害、人的被害等の被害量を想定した。また、想定時間帯については、県民の生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定して、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。

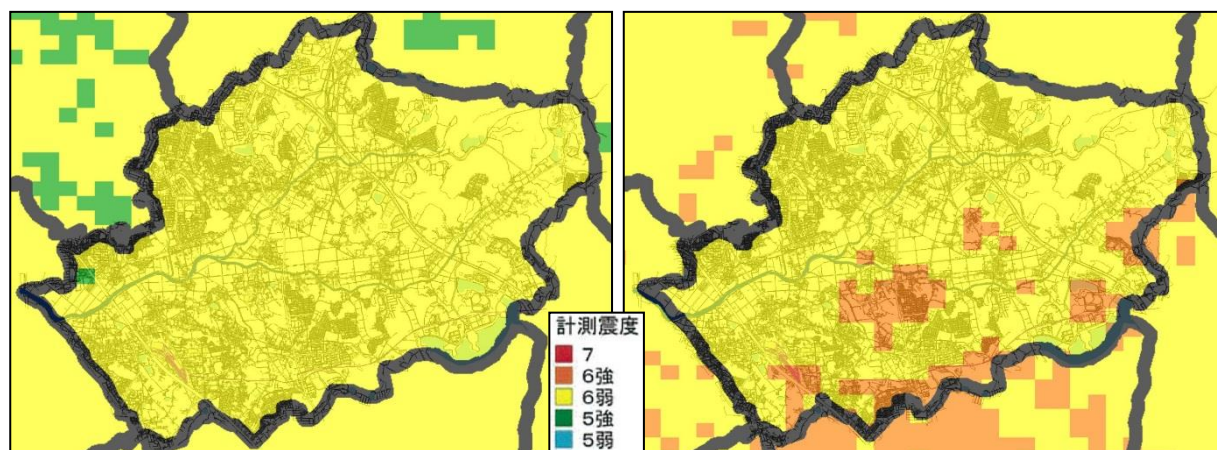
季節時間帯	想定される被害の特徴
① 冬深夜5時	➤ 県民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
② 夏昼12時	➤ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。
③ 冬夕方18時	➤ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ➤ オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

なお、「過去地震最大モデル」については、実際に対策を進める上で参照するものとして、さら

にライフライン被害等についても想定した。また、今回の調査の調査単位は、250mメッシュを基本とした。

2 想定の試算結果

日進市における地震動予測は、「過去地震最大モデル」において最大震度「6弱」、震度別面積の割合は「6弱」がほぼ100%という結果であった（図左）。また、「理論上最大想定モデル」での最大震度は「6強」であり、震度別面積割合は「6弱」が86%、「6強」が14%であった（図右）。

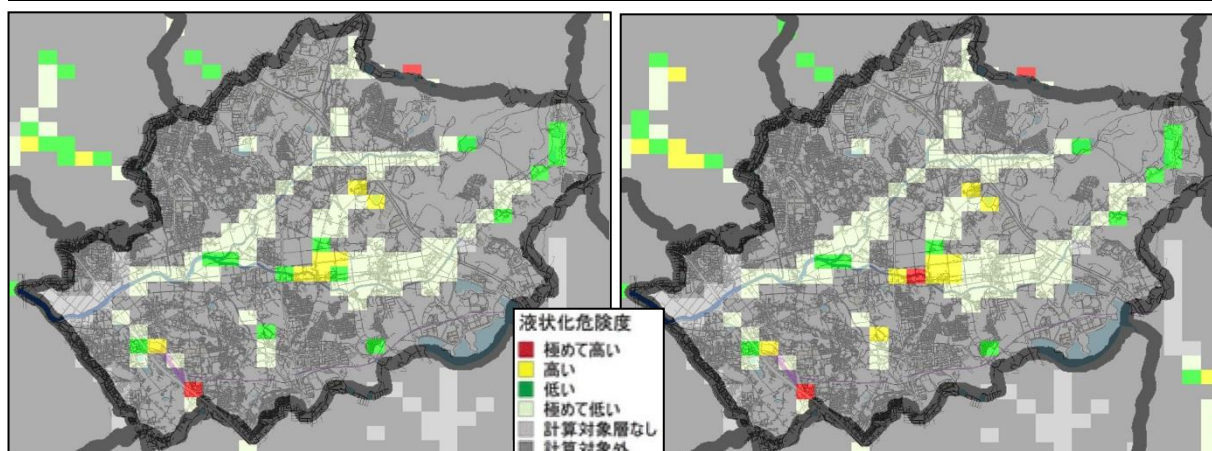


過去地震最大モデル

理論上最大想定モデル

一方、液状化危険度の予測については、次の表及び図のとおりである。

	液状化危険度面積 (km ²)					
	計算対象外	対象層なし	なし	小	中	大
過去地震最大モデル	28	1	5	1	0	0
理論上最大想定モデル (陸側ケース)	28	1	5	1	1	0
理論上最大想定モデル (東側ケース)	28	1	5	1	0	0



過去地震最大モデル

理論上最大想定モデル

前記の地震動や液状化等による被害想定結果は、以下のとおりである。

	全壊・焼失棟数（冬夕 18 時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計*1
過去地震最大モデル	約 100	*	*	*	約 20	約 200
理論上最大想定モデル （陸側ケース）	約 600	*	*	*	約 300	約 900
理論上最大想定モデル （東側ケース）	約 100	*	*	*	約 90	約 200

*：被害わずか（5 未満）

1：次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。①5 未満→「」、②5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満→「十の位を四捨五入」

	死者数								合計
	建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	
	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	（うち自力脱出困難）							
過去地震最大モデル （冬深夜 5 時発災、早期避難率低の場合）		*	*	*	*	*	*	*	*
理論上最大想定モデル （陸側ケース） （冬深夜 5 時発災、早期避難率低の場合）	約 30	*	*	*	*	*	*	*	約 30
理論上最大想定モデル （陸側ケース） （冬夕方 18 時発災、早期避難率低の場合）	約 20	*	*	*	*	*	約 20	*	約 30
理論上最大想定モデル （東側ケース）	約 10	*	*	*	*	*	*	*	約 10

*：被害わずか（5 未満）

(1) ライフライン被害

ライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値であり、以下に示す（表記は被害の最大値）。

ライフライン機能支障（発災1日後；冬夕18時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
断水人口 （人）	機能支障人 口（人）	停電軒数 （軒）	不通回線数 （回線）	停波基地局 率（%）	復旧対象戸 数（戸）	機能支障世 帯数（世 帯）
約 49,000	約 24,000	約 40,000	約 6,800	80%	*	約 300

*：被害わずか

(2) その他の主な被害

「過去地震最大モデル」におけるその他の主な被害は、生活への影響として次のものが想定される。

避難者数（人）（冬夕18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）	災害廃棄物等（千ト ン）（冬夕18時発 災）
1日後	1週間後	1ヶ月後		
約 1,100	約 8,300	約 2,900	約 11,000～約 13,000	約 35

10 東海地震等の被害想定

出所) 愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」平成15年3月

想定地震 被害項目	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海 地震連動	養老—桑名—四日 市断層帯	
地震動(計測震度面 積率(%))	5弱以下・・・66	5弱以下・・・5	5弱以下・・・4	5弱以下・・・68	
	5強・・・33	5強・・・74	5強・・・38	5強・・・31	
	6弱・・・1	6弱・・・21	6弱・・・58	6強・・・1	
液化化危険度面積 率(%)	極めて低い・96	極めて低い・93	極めて低い・92	極めて低い・97	
	低い・・・2	低い・・・2	低い・・・0	低い・・・1	
	高い・・・1	高い・・・4	高い・・・6	高い・・・1	
	極めて高い・1	極めて高い・1	極めて高い・2	極めて高い・1	
建物被害棟数(棟)	全壊：—(若干)	全壊：約20	全壊：約30	全壊：約10	
	半壊：約50	半壊：約280	半壊：約410	半壊：約20	
火災(18時) (件数)	出火：0	出火：0	出火：—(若干)	出火：0	
	焼失：0	焼失：0	焼失：0	焼失：0	
ライ フ ラ イ ン	上水道(戸)	上水道：約30	上水道：約1,900	上水道：約30	
	都市ガス(戸)	都市ガス：0	都市ガス：0	都市ガス：0	
	LPガス(戸)	LPガス：約20	LPガス：約120	LPガス：約180	LPガス：約10
	電力(口)	電力：約1,400	電力：約3,900	電力：約5,500	電力：約1,600
	電話(件)	電話：約20	電話：約450	電話：約1,200	電話：約30
	下水道(人)	下水道：約20	下水道：約50	下水道：約60	下水道：約30
人 的 被 害	冬早朝5時 (人)	死者数：0	死者数：—(若干)	死者数：—(若干)	死者数：0
		負傷者数：約10	負傷者数：約60	負傷者数：約90	負傷者数：—(若干)
	春秋昼12時 (人)	死者数：0	死者数：0	死者数：0	死者数：0
		負傷者数：約10	負傷者数：約50	負傷者数：約70	負傷者数：—(若干)
	冬夕刻18時 (人)	死者数：0	死者数：—(若干)	死者数：—(若干)	死者数：0
負傷者数：約10		負傷者数：約50	負傷者数：約70	負傷者数：—(若干)	
帰宅困難者数 (突発時)(人)	約16,000	約16,000	約16,000	約16,000	
社会機能支障 避難所生活者数[1日後](人)					
自宅建物被害による	約20	約50	約60	約30	
ライフライン支障による	約20	約850	約1,700	約20	
合計	約40	約900	約1,760	約50	

1 1 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1. 重要水防箇所

(1) ため池

ため池名	所在地	延長 (m)	重要度	理由	管理者	摘要 (水防工法)
岩藤新池	日進市岩藤町	385	B	堤体土質 軟弱	岩藤区長	押さ盛土工 法

2. 急傾斜地崩壊危険区域

傾斜角度 30 度以上、高低差 5m 以上の急斜面があり、その急斜面の崩壊によって被害を受ける一定以上の人家や公共施設がある場合、土地を触る工事によってその急斜面に悪影響を及ぼすと考えられる一定の範囲。

区域番号	箇所名	所在地	備考
374	岩崎市場	日進市岩崎町市場	

3. 土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等指定箇所

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
南口－1 (230-K-001)	日進市岩崎町北高上	急傾斜地の崩壊	○	○	
高松－2 (230-K-002)	日進市折戸町高松	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山－3 A (230-K-003)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山－3 B (230-K-004)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山Ⅱ A (230-K-005)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	×	
竹ノ山Ⅱ B (230-K-006)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山Ⅱ C (230-K-007)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山Ⅱ D (230-K-008)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山Ⅱ E (230-K-009)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山－8 A (230-K-010)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山－8 B (230-K-011)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹田－1 (230-K-012)	日進市岩崎町竹田	急傾斜地の崩壊	○	○	
元井ゲ－1 (230-K-013)	日進市岩崎町竹田	急傾斜地の崩壊	○	○	
元井ゲB (230-K-014)	日進市岩崎町元井ゲ	急傾斜地の崩壊	○	○	

元井ゲA (230-K-015)	日進市岩崎町元井ゲ	急傾斜地の崩壊	○	○	
茶園 (230-K-016)	日進市浅田町茶園	急傾斜地の崩壊	○	○	
平子ー1 (230-K-017)	日進市浅田平子二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	
南ヶ丘三丁目ー1 (230-K-018)	日進市南ヶ丘三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	
南ヶ丘三丁目 (230-K-019)	日進市南ヶ丘三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	
五色園4丁目ー1 (230-K-021)	日進市北新町惣助西	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山I (230-K-022)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山ー2 (230-K-023)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
神明(I) (230-K-024)	日進市岩崎町神明	急傾斜地の崩壊	○	×	
岩崎市場A (230-K-025)	日進市岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	
岩崎市場B (230-K-026)	日進市岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	
岩崎市場C (230-K-027)	日進市岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	
小林A (230-K-028)	日進市岩崎町小林	急傾斜地の崩壊	○	○	
小林B (230-K-029)	日進市岩崎町小林	急傾斜地の崩壊	○	○	
南山ー1 (230-K-030)	日進市米野木町南山	急傾斜地の崩壊	○	×	
阿良池ー3 (230-K-032)	日進市岩崎町阿良池	急傾斜地の崩壊	○	×	
四ツ池ー1 (230-K-033)	日進市岩崎町四ツ池	急傾斜地の崩壊	○	○	
六坊ー2 (230-K-34)	日進市岩崎町六坊	急傾斜地の崩壊	○	○	
神明ー3 (230-K-035)	日進市岩崎町神明	急傾斜地の崩壊	○	○	
市場ー1 (230-K-036)	日進市岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	
阿良池ー6 (230-K-037)	日進市岩崎町阿良池	急傾斜地の崩壊	○	○	
竹ノ山ー1 0 (230-K-038)	日進市岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	
三ヶ峰ー6 (230-K-039)	日進市米野木町三ヶ峯	急傾斜地の崩壊	○	○	
三ヶ峰ー9 (230-K-040)	日進市米野木町三ヶ峯	急傾斜地の崩壊	○	○	

南ヶ丘1丁目-1 (230-K-020-1)	日進市南ヶ丘一丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	
計39箇所					

4. 山地災害危険地区

番号	地域	山腹崩壊危険地区 地区数	崩壊土砂流出危険地区 地区数	地すべり危険地区 地区数	合計
1	岩崎町	2	0	0	2

5. 砂防指定地

砂防指定地…1,956ha

6. 中高層建築物数（令和2年4月1日現在 単位：棟）

計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階以上
717	376	134	71	27	27	31	9	15	5	4	4	8	6

7. 宅地造成工事規制区域

指定…第2次

指定面積…2,028ha

8. 防火地域・準防火地域

準防火地域面積…71ha

1 2 防災上必要な施設・設備等

1. 気象観測施設・設備等

(1) 雨量観測所

水系名	天白川
観測所名	日進
設置場所	蟹甲町池下 268 日進市役所
管理者	愛知県
設備	水防テレ (愛知県建設部所管の水防テレメーター雨量観測局)

(2) 雨量・河川水位観測局

河川名	天白川
設置場所	野方町後口 野方大橋
管理者	日進市
設備	雨量計、風速・風向センサー、水位テレメーター、水位監視カメラ、LEDライト

2. 通信施設・設備等

(1) 無線局

愛知県 (防災行政)	種別 周波数帯 設置場所 電話番号	固定局 VHF 蟹甲町池下 268 日進市役所 (0561) 73-7111
愛知県 (水道用及び 工業用水用)	局名 種別 周波数帯 所在地 事務所名 電話番号	愛知水道尾張東部 固定局 UHF 米野木町南山 489-4 愛知用水水道北部事務所尾張東部浄水場 (0561) 74-3071

3. 救急病院・診療所

医療圏…尾張東部医療圏

保健所名…瀬戸保健所（豊明支所）

市町村名…豊明市、日進市、東郷町

瀬戸保健所（豊明支所）管内

名称	所在地	診療科目	電話番号	一般病床
医療法人大医会 日進おりど病院	日進市折戸町 西田面 110	脳、外、内、整、消、 小、婦、眼、耳、皮、 こ、循、泌、麻	(0561) 73-7771	130
医療法人財団愛泉会 愛知国際病院	日進市米野木町 南山 987-31	外、内、小、整、胃、リ ハ、皮、循、こ、リウ	(0561) 73-7721	72
杉上クリニック	日進市岩崎町 芦廻間 87-1	外、消、内、こ、整、 泌、リハ、小、脳	(0561) 72-5050	19

[診療科目凡例]

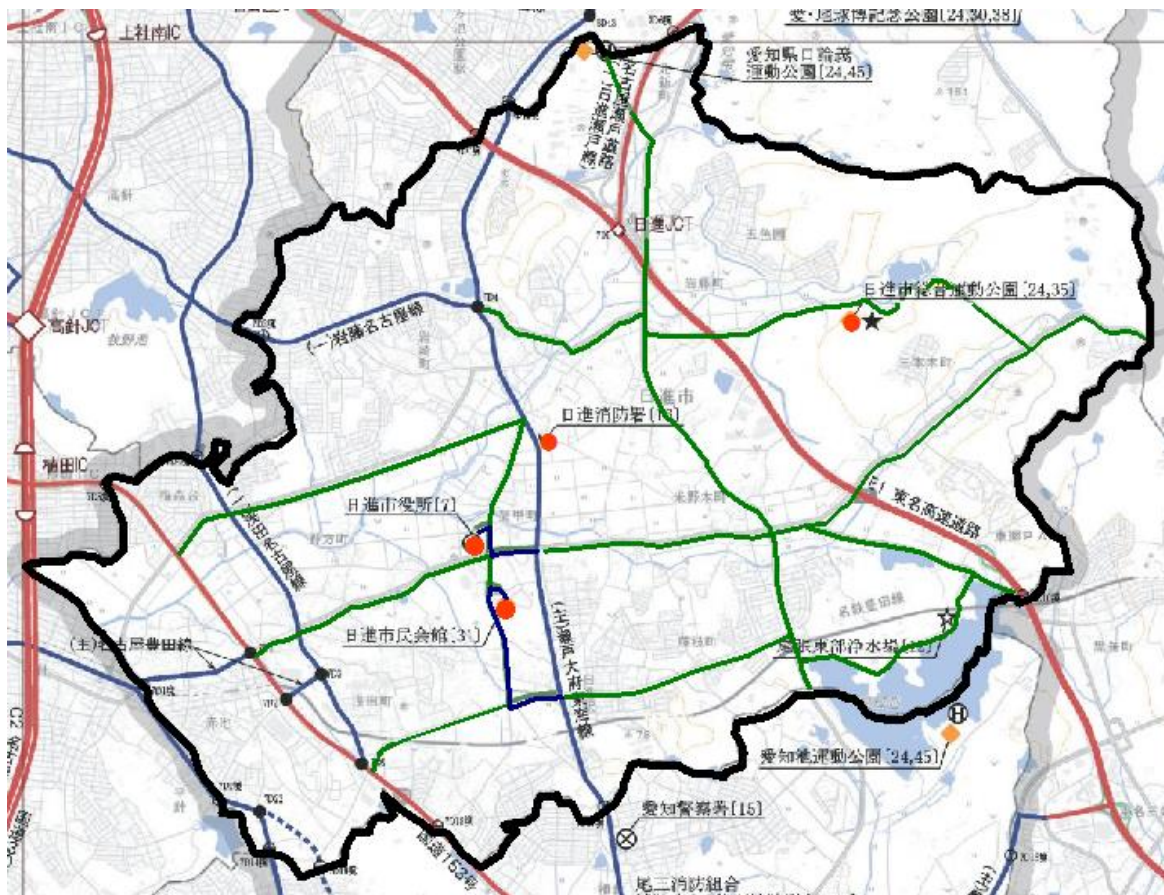
略号	説明	略号	説明
内	内科	皮	皮膚科
消	消化器科	泌	泌尿器科
胃	胃腸科	こ	こう門科
循	循環器科	婦	婦人科
リウ	リウマチ科	眼	眼科
小	小児科	耳	耳鼻咽喉科
外	外科	リハ	リハビリテーション科
整	整形外科	麻	麻酔科
脳	脳神経外科		

13 緊急輸送道路

愛知県尾張建設事務所管内

次別	路線名	管理	備考
1	(国) 国道 153 号 東名高速道路 名古屋瀬戸道路	国土交通省中部地方整備局 中日本高速道路株式会社 愛知県道路公社	(国) は国道 東郷一名古屋間 新城一尾西間
2	(主) 名古屋岡崎線 (56) (主) 瀬戸大府東海線 (57) (主) 名古屋豊田線 (58) (一) 岩藤名古屋線 (217) (一) 浅田名古屋線 (219)	愛知県管理等 (尾張建設事務所)	(主) は主要地方道 (一) は一般県道

■ 緊急輸送道路網図



凡 例	
—	第 1 次緊急輸送道路
—	第 2 次 (3 次) 緊急輸送道路
—	第 4 次緊急輸送道路
●	防災拠点

14 市内で発生した主な災害記録

本市における過去の主な災害の被害状況は、次のとおりである。

(1) 風水害

①伊勢湾台風

昭和 34 年 9 月 26 日 18 時すぎ紀伊半島南端潮岬の西およそ 15 km のところに上陸、半島を縦断し岐阜付近から中部山岳地帯を通過した。名古屋で最低気圧 958.5 ミリバール、平均最大風速 37m、瞬間最大風速 45.7m に達し、名古屋气象台始まって以来の激しいもので伊勢湾並びにその内陸にかけての被害は凄まじいものであった。降雨量は名古屋で 165.7 ミリに達し、高潮は名古屋港で 3.6m を記録した。伊勢湾台風災害復旧計画書による昭和 34 年 12 月 31 日現在の本市における被害内容は、次のとおりである。

(1) 人的被害	死者	7 人	〔昭和 34 年 9 月 1 日現在人口〕 10,915 人
	重傷者	58 人	
	軽傷者	777 人	
(2) 住家被害	全壊	195 戸	
	半壊	594 戸	
	床上浸水	70 戸	
	床下浸水	168 戸	
(3) 非住家		2,011 戸	
(4) 公共施設の被害	市内公共施設（小、中、保、その他）の破損等		
(5) その他	田畑の流失埋没被害、家畜被害等		

②集中豪雨

昭和 54 年 9 月 24 日 19 時頃より当地方に雷を伴う集中豪雨が発生し、この間の降雨量は近年にない 63 mm（市土木課調べ）に達し、市内に床下浸水をはじめ河川の増水により死者まで出るという被害を及ぼした。

この集中豪雨による本市の被害は次のとおりである。

(1) 人的被害	死者	2 人
(2) 住家被害	床下浸水	4 戸（赤池 2 カ所、折戸 1 カ所、三本木 1 カ所）

③東海豪雨

平成 12 年 9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線は、台風第 14 号からの暖かく湿った気流の流れ込みにより活動が活発となり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。特に名古屋市では 1 時間に 97 mm という記録的な降雨量を観測し、西部を流れる新川が決壊し甚大な被害を受けた。

本市における降雨量は、11 日午前 3 時から 12 日午後 6 時までの総雨量 460.5 mm、最大時間雨量 53.0 mm（11 日午後 9 時～）を観測し、床上浸水をはじめ多大な被害を受けた。

この豪雨による本市の主な被害は次のとおりである。

(1) 住家被害	一部破損	1 棟
	床上浸水	17 棟
	床下浸水	47 棟
(2) その他	田の冠水	80 ha
	道路の損壊	23 カ所
	道路の冠水	12 カ所
	河川の越水	6 カ所
	河川法面崩壊等	61 カ所
	崖崩れ	19 カ所
	鉄道不通	1 カ所

(2) 地震災害

○東南海地震

昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 36 分頃（名古屋：36 分 09 秒 3、震度 5）にマグニチュード M 8 の大地震が起こった。熊野灘沖 33.7° N、136° E、深さ極浅（0～30 km）を震源地として静岡、愛知、三重の各県では大被害となった。そのうち愛知県では死者 438 人、負傷者 1,148 人、住家全壊 6,411 戸、同半壊 19,408 戸、同破損 59,837 戸、非住家全壊 10,121 棟、同半壊 15,890 棟、同破損 41,133 棟となっている。全焼家屋 2 戸、半焼家屋 9 戸、火災発生 6 カ所、橋架破損 5 カ所あり、道路破損は伊勢湾、三河湾周辺のみならず知多渥美方面においてもみられた。

この大地震で本市においても多大な被害を負った。その内容は次のとおりである。

(1) 人的被害	負傷者	5 人
(2) 家屋被害	住家全壊	3 戸
	住家半壊	不明
	非住家全壊	23 棟
	非住家半壊	40 棟

(3) 火災

①昭和 38 年 2 月

昭和 38 年 2 月 21 日 11 時頃、米野木東郷調整池北側の山林から出火、約 7 m/s の北西の風にあおられ、民有林 20ha を消失した。

②昭和 49 年 3 月

昭和 49 年 3 月 2 日 14 時 34 分頃、梅森株山において消失面積 37ha、出動人員は尾三消防署 36 名、団員 203 名、他署 17 名、警察 20 名、協力者 100 名、計 376 名及び車両は尾三タンク車、千種区消防ポンプ自動車 5 台、日進市、東郷町、消防ポンプ自動車 22 台の消防史上前例のない大規模な火災が発生した。

③昭和 57 年 1 月

昭和 57 年 1 月 22 日午前 4 時 50 分頃、浅田字東前田地内の店舗併用共同住宅において、給油中のガソリンがストーブに引火炎上し、尾三消防署から車両 12 台 28 名と消防団の 15 分団 100 名が出動し消火・救助にあたったが、6 人が逃げ遅れ焼死し、280 m²を消失した。

④平成 5 年 3 月

平成 5 年 3 月 20 日 14 時頃、藤島町長塚地内の山林から出火、7.5m/s の北西の風にあおられ、3.73ha の自然林が焼失した。出動車両 37 台、出動人員 327 人と大規模な林野火災であった。

⑤平成 16 年 8 月

平成 16 年 8 月 12 日 15 時頃、藤島町長塚地内新池東側の山林から出火、2.3ha を焼失した。出動車両は、尾三消防本部 12 台、日進市消防団 6 台、長久手町消防本部 9 台、長久手町消防団 9 台、名古屋市消防局消防ヘリコプター 1 機の計 37 台、活動人員は 116 名であった。

○火災死者発生一覧表

番号	発生年月日	発生時分	発生場所	死者数	焼損面積 (㎡)	団出動 車両・人員	団活動概要
1	S60. 1. 31 (木)	11:55	折戸字藤塚	1	1,000	役場職員1名	
2	S62. 1. 31 (土)	22:10	三本木字下川田	1	2	無し	
3	H 1. 11. 16 (木)	17:10	梅森字西後	1	部分焼	4台 29名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
4	H 2. 1. 10 (水)	14:12	梅森台4丁目	1	15	3台 30名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
5	H 2. 8. 8 (水)	10:54	赤池字前田	1	113.19	2台 10名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
6	H 3. 2. 13 (水)	20:10	五色園一丁目	1	3	無し	
7	H 5. 4. 7 (水)	16:18	南ヶ丘二丁目	1	0	無し	
8	H 5. 11. 17 (水)	12:20	米野木字柿ノ木	1	50	2台 10名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
9	H 6. 5. 12 (金)	5:01	東山一丁目	1	136	1台 10名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
10	H 10. 1. 6 (火)	14:33	折戸町藤塚	1	25	1台 4名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
11	H 10. 9. 3 (木)	1:39	五色園三丁目	1	0	1台 2名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
12	H 13. 8. 20 (月)	0:18	岩藤町七ツ塚	1	85.3	4台 20名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
13	H 13. 12. 17 (月)	3:50	岩崎町小林	1	16.2	3台 12名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
14	H 15. 8. 15 (金)	3:05	岩藤町七ツ塚	1	車両 1台	無し	
15	H 17. 3. 17 (木)	17:56	北新町北鶯	1	161.1	3台 22名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒
16	H 19. 4. 16 (月)	5:17	岩崎町梅ノ木	1	車両 1台	1名	
17	H 22. 8. 19 (木)	18:00	藤島町長塚	1	車両 1台	無し	
18	H 23. 12. 5 (月)	不明	米野木町追頃	1	車両 1台	無し	
19	R2. 12. 22 (火)	22:32	岩崎町南高上	1	全焼	1台 4名	
20	R3. 7. 21 (水)	14:30	南ヶ丘一丁目	1	全焼	1台 4名	消防隊活動支援、鎮火後現場警戒

*昭和60年から令和7年3月現在

第9 協定書・覚書

1-1

愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定書は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛 知 県 知 事 神 田 真 秋 印

日 進 市 長 萩 野 幸 三 印

災害応援に関する協定書

尾張東部地区広域行政圏協議会を構成する瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町及び長久手町（以下「市町」という。）において、災害が発生した場合の相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置等が実施できない場合において、被災市町が他市町に応援要請等を円滑に遂行することを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害の応急措置、応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
- (2) 災害の応急措置、応急復旧等に係る消火、救援、医療、防疫、その他に際し必要な職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

（要請の手続）

第3条 応援要請する市町の長は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施等）

第4条 応援要請を受けた市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援要請を受けた市町の長は、前条の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに応援要請した市町の長に通報するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請した市町の負担とする。ただし、応援職員が応援業務中若しくは応援途上等において死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合における治療、補償等に要する経費については、関係市町が協議して定めるものとする。

（会議の開催等）

第6条 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回以上担当者会議等を開催するとともに、地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（委任）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、関係市

町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書6通を作成し、各市町の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年9月1日

瀬戸市長	井上 博通
尾張旭市長	朝見 政富
豊明市長	都築 龍治
日進市長	山田 一麿
東郷町長	武藤 敏夫
長久手町長	加藤 梅雄

文書番号

平成 年 月 日

様

要請者
市町名
職・氏名

応援要請書

尾張東部地区広域行政圏協議会災害応援協定書第3条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害の状況	
必要とする車両、 資機材等の種類及び 数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
応援の期間	
集結場所	
連絡担当者の氏名	
その他の必要な事項	

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、日進市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 日進市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 日進市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年 7月 6日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治 印

日進市蟹甲町池下 268 番地

日進市長 萩野 幸三 印

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 防災局長 中野 秀秋 印

災害時における相互応援に関する協定書

愛知県日進市及び福島県川俣町（以下「協定市町」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの市町域において、大規模な災害が発生した場合に、大規模な災害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行できるように相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定において「応援」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して口頭により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された場合は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市町の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災市町の負担とする。

（応援の自主出動）

第7条 大規模な災害による通信の途絶等により被災市町との連絡ができない場合は、要請を待

たずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

2 前項の応援については、被災自治体から応援の要請があったものとみなす。

3 応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 協定市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、相互の情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市町長が押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月7日

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野 幸三 印

福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

川俣町長 古川 道郎 印

友好提携自治体災害時相互応援に関する協定書

愛知県日進市及び長野県木祖村（以下「協定自治体」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定自治体のいずれかの市村域において、大規模な災害が発生した場合に、大規模な災害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行できるように相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定において「応援」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して口頭により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された場合は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、原則として被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

（応援の自主出動）

第7条 大規模な災害による通信の途絶等により被災自治体との連絡ができない場合は、要請を待たずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

2 前項の応援については、被災自治体から応援の要請があったものとみなす。

3 応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 協定自治体は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、相互の情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定自治体が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

2 平成19年5月27日に締結した友好提携自治体災害時相互応援に関する協定は、その効力を失う。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市村長が押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年8月1日

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野 幸三 印

長野県木曾郡木祖村藪原1191番地1

木祖村長 栗屋 徳也 印

災害時における相互応援に関する協定書

愛知県日進市及び岐阜県山県市（以下「協定市」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの市域において、大規模な災害が発生した場合に、大規模な災害を受けた協定市（以下「被災市」という。）の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行できるように相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定において「応援」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して口頭により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された場合は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。

（応援の自主出動）

第7条 大規模な災害による通信の途絶等により被災市との連絡ができない場合は、要請を待た

ずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

2 前項の応援については、被災市から応援の要請があったものとみなす。

3 応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 協定市は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、相互の情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月6日

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野 幸三 印

岐阜県山県市高木1000番地1

山県市長 林 宏優 印

友好提携自治体災害時相互応援に関する協定書

愛知県日進市及び三重県志摩市（以下「協定市」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの市域において、大規模な災害が発生した場合に、大規模な災害を受けた協定市（以下「被災市」という。）の応急対策、復旧及び復興対策が円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定において「応援」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して口頭により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された場合は、誠意をもってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市の首長の指揮のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。

（応援の自主出動）

第7条 大規模な災害による通信の途絶等により被災市との連絡ができない場合は、要請を待た

ずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

2 前項の応援については、被災市から応援の要請があったものとみなす。

3 応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 協定市は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、相互の情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月8日

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野 幸三 印

三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市長 大口 秀和 印

愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定

東尾張地区における瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町（以下「東尾張九市二町」という。）は、災害時における相互の応援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東尾張九市二町の行政区域内に災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急復旧活動が実施できない場合の応援及び、円滑な応援実施を目的とした平時の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 被災市町は、応援が必要となった場合は、東尾張九市二町のうち応援が可能な市町（以下「応援可能市町」という。）に対して応援を要請することができる。

（応援の種類等）

第3条 応援の種類及び内容は、次のとおりとし、応援可能市町の可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、資機材及び物資搬送等、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 応援可能市町の管理する住宅等への被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（要請の手続）

第4条 被災市町は、応援可能市町に対して応援要請書（別記様式）を提出することにより応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（応援の実施）

第5条 要請を受けた応援可能市町は、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町に甚大な被害等が発生し、連絡が不通の状態となった場合は、被災市町の状況把握に努めるとともに、必要と認めるときは、前条の要請を受けることなく応援を実施することができる。

3 第3条第4号の規定により派遣された職員は、原則として被災市町の指示に基づき活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する応援に要する経費負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援可能市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、物資の調達等その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。

(損害賠償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が、応援活動中に第三者に対して損害を与えた場合は、被災市町への往復途中に生じたものを除き、原則として被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(平時の連携)

第8条 災害発生時の被災市町への円滑かつ迅速な応援を実現するため、平時における東尾張九市二町の連携について、可能な範囲で次のとおり実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練及びその他連携を必要とする訓練への相互参加
- (2) 定期的な情報交換会等の実施
- (3) 担当部局及び緊急連絡先の確認

- 2 前項の実施方法は、別途協議により定めるものとする。

(他協定との協調)

第9条 この協定は、東尾張九市二町が個別に締結している災害時相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東尾張九市二町が協議して定めるものとする。

この協定は、平成29年7月31日から効力を生ずるものとする。

平成29年2月6日締結の「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」はこの協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、署名の上各1通を保有する。

平成29年7月31日

愛知県瀬戸市

瀬戸市長 伊藤保徳

愛知県春日井市

春日井市長 伊藤太

愛知県小牧市

小牧市長 山下史守朗

愛知県尾張旭市

尾張旭市長 水野義則

愛知県豊明市

豊明市長 小浮正典

愛知県日進市

日進市長 萩野幸三

愛知県清須市

清須市長 加藤静治

愛知県北名古屋市

北名古屋市長 長瀬保

愛知県長久手市

長久手市長 吉田一平

愛知県東郷町

東郷町長 川瀬雅喜

愛知県豊山町

豊山町長 服部正樹

別記様式（第4条関係）

応 援 要 請 書

年 月 日

様

市町長

愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定第4条に基づき、応援を要請します。

被害状況（災害内容）					
応援種別	生活物資等	食糧等 ・ 飲料水 ・ 生活必需品	担当所属		
	資機材等	救出 ・ 医療 ・ 防疫 ・ 車両	担当者名		
	人的応援	職員派遣・ボランティア斡旋・被災者受入れ	電話番号		
	その他	()	FAX 番号		
応援の具体的内容		数量 (人数)	応援(搬入)場所名及び 所在地	応援希望期間	備 考

災害時の情報収集に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と日進市防災ハムクラブ（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の情報収集等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う情報収集等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、防災計画に基づく情報収集等を行う必要が生じたときは、乙に対して、乙の編成する情報収集班の派遣を要請するものとする。

第3条 乙は、前条の規定により、甲の要請を受けたときは速やかに情報収集班を派遣するものとする。

第4条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による情報収集の実施要請を待つことが出来ない場合は、乙自ら情報収集を開始することが出来るものとし、その状況を直ちに甲に報告したうえ、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

（情報収集班の業務）

第5条 甲による情報収集班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 避難施設等に関する情報
- (2) 道路等に関する情報
- (3) 被災者等の安否に関する情報
- (4) 交通に関する情報及び公共交通に関する情報
- (5) 病院に関する情報
- (6) 生活関連する店舗等に関する情報
- (7) その他災害対策本部が必要とする情報

（情報収集の方法）

第6条 乙による情報収集の方法は、乙が定める方法により情報収集することとする。

（報告）

第7条 情報収集活動を実施した場合には、乙はその内容を記録行うとともに、情報収集の内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第8条 乙が情報収集等に対して必要として支出した費用については、甲・乙で協議し、甲が必要と認めたものについては甲が支払うものとする。

（紛争の措置）

第9条 乙による情報収集活動時に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定める。

（適用）

第11条 この協定は、平成17年4月2日から適用する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、双方各1通保有する。

平成17年4月2日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 佐護 彰 印

乙 日進市折戸町笠寺山62-107
日進市防災ハムクラブ会長 水谷 稔 印

災害に係る情報発信等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市内における地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風、竜巻その他の災害に備えて、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の情報発信行政機能の低下の軽減を図るため甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（実施内容）

第2条 この協定により実施する内容については、次に掲げるもののうちから、甲乙両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が指定する避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、災害発生時において避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時における被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 甲が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- (8) その他、甲及び乙が協議のうえ決定して実施する事項

2 前項各号に掲げる事項について、乙は書面による別段の合意がない限り無償で行うものとする。

（情報の周知方法）

第3条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するために乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（連絡窓口の報告）

第4条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を選任し、窓口となる連絡先及びその責任者名を相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡窓口等に変更があった場合には、速やかに相手方に連絡するものとする。

(本協定締結の公表)

第5条 この協定締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して書面による異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月13日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
愛知県日進市
日進市長 萩野幸三 印

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学 印

減災を目的とした防災ARに関する協定書

愛知県日進市（以下「甲」という。）および一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

甲及び乙は協働して、災害時の減災を目的に、市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力し、ステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災ARシステム（以下「本システム」という）にて、これらの情報を平常時から掲載するなどして、一般に広く周知する。
 - (2) 乙は、甲に、災害時の市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報、及び、被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報などを市民に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
 - (3) 乙が提供する本システムは、甲の市民に対して、平常時は防災への備蓄を施し、災害時には、現時点からの最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供する。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。
3. 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
5. 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時である為、情報の信頼性、本システムの可動に関して甲乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を利用規約にて明記する。
6. 本システムにより、広告情報を提供する場合は、甲が示す広告掲載基準の内容を満たすものとする。

第3条（責任の範囲）

1. 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
2. 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
3. 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
4. 本システムの窓口は乙とする。

第4条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第5条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第6条（本協定の公表）

本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第7条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年10月6日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
愛知県日進市長 萩野幸三 印

乙 滋賀県大津市一里山1-16-1
一般社団法人 全国防災共助協会
代表理事 池光博明 印

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関して、防災対策又は応急対策の実施上、必要がある場合に、日進市（以下「甲」という。）が、中部ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請等)

第2条 甲は、災害が発生し緊急に住民への情報伝達を行う必要がある場合に、乙に対し放送の依頼ができるものとし、乙は甲からの依頼に基づき放送を行うこととする。

2 前項の規定のほか、甲は、災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、乙に対し放送を求めることができる。

3 乙は、甲に対し、前2項の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして放送を要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送事業者としての判断に基づき、放送の形式内容及び時刻を決定して可能な限り放送するものとする。

(Lアラートサービスの利用)

第5条 甲がLアラートサービスで発信済みの情報について、第2条に定める要請等がない場合でも、乙は自らが運営する放送を通じて伝えることができるものとする。

2 乙が自ら運営する放送を通じて伝えた甲がLアラートサービスで発信済みの情報が、第2条に定める依頼等と同一の内容である場合、第2条に定める要請等に基づく放送が実施されたものとする。

(放送に対する免責事項)

第6条 甲は、次に掲げる場合について、その責任を乙に問わないものとする。

- (1) 乙の設備等の障害・異常による放送停止
- (2) 乙の設備等の保守・点検による放送停止
- (3) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合による放送停止

(放送料)

第7条 災害情報等の放送料は、これを無償とする。

(連絡責任者の設置)

第8条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲乙相互に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(協定内容の変更)

第9条 この協定の内容を変更する必要がある場合、変更しようとする日の3か月前までに甲・乙相互に協議の上、決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからこの協定の延長に対して異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

2 平成19年6月19日に締結した災害時における放送要請に関する協定は、その効力を失う。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市
日進市長 萩野幸三

乙 名古屋市緑区鳴海町字神沢 33-15
中部ケーブルネットワーク株式会社
東名局長 高岡俊彦

河川等監視映像のテレビ放送に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と中部ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、平成29年4月1日付けで甲と乙が締結した「災害時における放送要請に関する協定」（以下「原協定」という。）第10条に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における放送要請に関し、迅速かつ適切に要請内容を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（必要な事項）

第2条 乙は、以下に示す場所に河川等監視カメラを設置し、乙のセンター設備までの回線として固定無線通信（地域BWA）を活用した回線を構築する。

- ・河川等監視カメラを設置する場所
郷東川（日進市梅森町地内）

（必要な事項を実施するための業務）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を実施する。

（1）甲に係る業務

- ①第2条に指定する河川等監視カメラを設置する場所を乙に提供する。
- ②地域BWA免許を取得するため、計画に同意する。

（2）乙に係る業務

- ①第2条に指定する場所に河川等監視カメラを設置し、保守及び運用を行う。
- ②地域BWA回線を活用して河川等監視カメラの映像をコミュニティチャンネルで放送する。

2 前項（2）①に定める河川等監視カメラについて、乙が設備を所有する。

3 本業務にかかる費用に関しては、第1項に定める業務区分に従い、甲・乙それぞれが負担し、相手方に請求しない。

4 乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとする。なお、乙は、再委託する場合は、再委託先の業務遂行に関する一切の責任を負うものとする。

（義務）

第4条 甲及び乙は、本業務の実施に関し、それぞれ誠実に対応するものとし、本業務が市民に安心安全を提供できるように最善の努力をする。

（協定の変更）

第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及びその他の法令に基づき開

示する場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日3か月前の日までに甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申し立てがないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、原協定の規定内容に準ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野 幸三

乙 名古屋市緑区鳴海町神沢33-15
中部ケーブルネットワーク株式会社
東名局長 高岡 俊彦

災害発生時における日進市と日進市内郵便局の協力に関する協定

愛知県日進市（以下「甲」という。）と日進市内郵便局（以下「乙」という。）は、日進市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、日進市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)
 - (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (7) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 日進市役所 総務部長

乙 日本郵便株式会社 日進郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

附則

平成10年6月1日付で締結した「災害支援協力に関する覚書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月13日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市
市長 萩野 幸三 印

乙 愛知県日進市蟹甲町池下 67 番地 18
日本郵便株式会社 日進郵便局
局長 高賀 直也 印

愛知県日進市赤池一丁目 1307 番地
日本郵便株式会社 日進赤池郵便局
局長 桐山 晃一 印

愛知県日進市南ヶ丘二丁目 2 番地 2
日本郵便株式会社 日進南ヶ丘郵便局
局長 清水 信之 印

愛知県日進市米野木台二丁目 403 番地
日本郵便株式会社 日進米野木郵便局
局長 市川 正浩 印

愛知県日進市栄三丁目 2215 番地 2
日本郵便株式会社 日進栄郵便局
局長 居川 美保子 印

愛知県日進市岩崎町大塚 83 番地 7
日本郵便株式会社 日進岩崎郵便局
局長 清水 和重 印

愛知県日進市香久山三丁目 1609 番地
日本郵便株式会社 日進香久山郵便局
局長 手嶋 祐介 印

行政情報・地域情報等の発信に関する連携協定

日進市（以下「甲」という。）と中部ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の人的・知的資源を効果的に活用し、相互に連携・協力することで、市民の安全・安心な暮らしの実現と市民生活の利便性の向上等を推進することを目的とする。

（連携・協力事項等）

第2条 乙は、乙が保有するサービスエリアの対象地域において、前条の目的を達成するために、以下の事項について取り組むものとする。

- (1) 防犯、安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 災害時等の緊急情報発信に関すること。
- (3) 行政情報等の発信に関すること。
- (4) まちの魅力向上に関すること。

2 前項に定める連携・協力事項の具体的な取り組み及び実施方法等については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（設備の設置）

第3条 前条に定める連携・協力事項等の取り組みにおいて、甲の公有財産に乙が設備を設置する場合には、その設置場所について、次条に規定する手続を経るものとする。

（手続等）

第4条 前条に定める手続については、日進市財産管理規則（平成4年日進市規則第11号。以下「財産規則」という。）に基づく手続を行うものとする。ただし、甲が管理をする道路法（昭和27年法律第180号）の規定により定める道路（以下「道路法上の道路」という。）については日進市道路管理規則（昭和61年日進市規則第6号）、準用河川については河川法（昭和39年法律第167号）、それ以外の道路又は水路若しくは河川については日進市公共用物管理条例（昭和61年日進市条例第10号。以下「公物条例」という。）に基づく手続を行うものとする。

（貸付料等）

第5条 第2条に定める連携・協力事項等の取り組みにおいて、甲の公有財産を乙に貸し付ける又は使用させる場合の貸付料、使用料その他の乙の費用負担（以下「貸付料等」という。）は、財産規則に基づくものとする。ただし、甲が管理をする道路法上の道路については日進市道路占用料条例（昭和61年日進市条例第1号）、準用河川については日進市準用河川占用料条例（平成12年日進市条例第9号）、それ以外の道路、水路、河川等については公物条例に基づくものとする。

2 前項に規定する貸付料等については無償とする。ただし前項ただし書きによる場合は減

免できるものとする。

(信義誠実の原則)

第6条 甲及び乙は、相互に協力し信義を重んじ対等な関係に立って、この協定を誠実に履行するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項や個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の申し出がないときは、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中に関わらず、解約しようとする1か月前までに、書面で相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和3年2月18日

甲 所在地 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
名称 日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 所在地 愛知県名古屋市中区正木三丁目9番27号
NFC金山ビル
名称 中部ケーブルネットワーク株式会社
代表者 代表取締役社長 奥村 与幸

災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社全空警（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生、若しくは災害に発展する恐れがある場合において、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生、若しくは発生する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力し、無人航空機による支援を行うことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- （1）無人航空機による災害発生現場と被害状況の情報収集活動
- （2）無人航空機による物資搬送の支援活動協力
- （3）その他、甲乙協議のうえ決定した業務

（要請の手続き）

第3条 甲は、災害時に連携の必要があると認めるときは、乙に対し、「支援活動等要請書」（様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに支援活動等要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は甲の指示に従い、航空法（昭和27年法律第231号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努め、やむを得ない理由がある場合を除き、速やかに支援を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前条による支援要請を受けたときは、直ちに支援に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動し、甲の指示に従い支援を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 乙は支援に従事する構成員に対し、支援内容に応じた安全の確保等に十分配慮するものとする。

（実施報告）

第6条 乙が第4条の規定により支援を実施したときは、甲に対し「実施報告書」（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって報告し、事後速やかに実施報告書を提出するものとする。

（映像等の所有権等）

第7条 本協定に基づく支援による映像及び画像等の所有権並びに著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、支援により撮影した映像等を甲の許可なくインターネット及びテレビ放送その他の特定の発信者から、不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用負担)

第8条 乙が支援を行った場合に要する費用については、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 支援の実施において生じた損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由である場合は甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由である場合は乙が負担するものとする。

(損害補償)

第11条 本協定の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、延滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。

2 乙の保有する無人航空機が支援活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対処することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

(連絡調整体制の整備)

第12条 本協定に基づく支援を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協定内容の変更)

第13条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。なお、当該情報の開示又は提供等に当たっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議事項)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市
市長 近藤 裕貴

乙 兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2番地7
株式会社 全空警
代表取締役 名倉 真悟

様式第1号（第3条関係）

株式会社 全空警 代表取締役様

日進市長

支援活動等要請書

災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請日時	年 月 日 () 時 分
要請内容	
活動場所	
備考 (特記事項)	

(日進市連絡先)

担当者	職名 (部 課) 氏名 連絡先電話番号
-----	----------------------------

様式第2号（第6条関係）

日進市長 殿

株式会社 全空警
代表取締役

実施報告書

年 月 日付けで要請のありました支援について、災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

報告担当者	氏 名 連絡先電話番号
支援内容	
支援実施場所	
支援期間	年 月 日 ～ 年 月 日
従事日数及び人数	延べ日数：
	延べ人数：
備 考 (特記事項)	

災害時における応急対策業務に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と日進建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の応急対策業務について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大の防止を目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請に対し可能な限り応諾するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、文書又は口頭、電話等により業務内容、日時及び場所を指定して建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、状況により、日進市災害対策本部員又は土木班長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務の要請を行うことができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、建設資機材等を提供し、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に書面をもって、速やかに報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、日進市内において震度5強以上の地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報が発せられたとき、乙又は会員は、甲の業務の要請を待つことなく直ちに業務を開始するものとする。

（経費の精算）

第5条 甲は、乙が提供した建設資機材等に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙の提出する書類等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正価格をもって決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき応急対策の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）の規定を適用し、補償する。

（訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力の効果的な運用を図るため、合同訓練等の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する地域住民への防災、減災等を目的とした啓発活動等の実施に、可能な範囲で協力する。

(連絡先の共有)

第8条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡体制及び連絡方法等に変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。なお、平成24年3月12日に締結した『災害時における応急対策業務に関する協定書』はその効力を失う。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、別に定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月29日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 日進市岩崎町神明乙85番地
日進建設業協会
会 長 山本 悦司

災害時における応急対策業務に関する協定に関する実施細目

この実施細目は、令和4年3月29日付けで日進市（以下「甲」という。）と日進建設業協会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における応急対策業務に関する協定書第10条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により応急対策業務を実施するときは、乙は、日進建設業協会事務局に日進建設業協会災害対策本部を設置し、同会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに応急対策業務ができるよう可能な限り必要な体制を整備する。
- 3 甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、道路、河川、ため池、下水道施設及びそれらの付帯構造物等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損傷箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。
- 4 乙は、この協定に基づく協力の要請があったときは、甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。
- 5 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動人員、出動した時刻及び建設資機材等及び当該業務について甲の職員に報告するものとする。
- 6 業務の指示は、甲の職員が行い、会員はその指示に従うものとする。ただし、災害現場に甲の職員が派遣されていない場合は、会員は、自ら要請事項に基づき、業務を行うものとする。
- 7 会員は、業務が終了した時は、直ちに当該業務を甲の職員に報告するものとする。
- 8 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に提供できる建設資機材等の数量等を把握し、甲に報告するものとする。
- 9 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、乙は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。
- 10 この実施細目は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

令和4年3月29日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
日進市長 近藤 裕 貴

乙 日進市岩崎町神明乙85番地
日進建設業協会
会 長 山 本 悦 司

災害時における応急対策の協力に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と日進建築士グループ（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に定める災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て応急対応業務を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策業務の協力を必要とした場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡をするものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 市内建築物（等）の被害状況の調査、及び危険な建築物の発見報告活動
- (2) 上記活動による、危険な建物の応急対策または、復旧方法の技術提案
- (3) (2) の協議による、技術提供（経費については災害前相場価格）
- (4) 市民に対する、被災建築物対策無料相談所の開設
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が協力を必要とする業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うにあたっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、日進市内において震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は甲の要請を待つことなく直ちに活動し、業務を開始するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が技術提供した物資等に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙の提出する書類等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定書は、平成24年3月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月30日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野 幸三 印

乙 日進市岩崎町神明137番地
日進建築士グループ
会長 小野田 利信 印

災害時における応急対策の協力に関する基本協定書

日進市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に基づき、日進市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前項と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡をするものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 日進市管理公共施設等の被害状況の調査
- (2) 日進市管理公共施設被害等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における日進市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は毎年1回次の書類を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定書は、平成24年4月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月19日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野 幸三 印

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 高木 秀夫 印

中央統轄支所長
理事 川上 均 印

災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）、及び株式会社安川電機 名古屋支店（以下「乙」という。）は、地震、甚大な風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における下水処理場の電気設備の故障等の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急復旧工事」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害により甲の管理する下水処理場（下水道法に定める終末処理場を指す。）の電気設備に故障や不具合（以下「故障等」という。）が発生した際に、甲、乙が直ちに連絡・調整を行い、相互に協力して下水処理場の電気設備について速やかに調査及び災害応急復旧工事を実施し、早急に下水処理場の機能を回復することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「調査」とは、下水処理場における電気設備の被災状況把握及び災害応急復旧工事の計画・施工に必要なものを指す。

2 本協定において「災害応急復旧工事」とは、早急な下水処理場の機能の回復のために必要な緊急の電気設備に関する仮復旧工事及び仮設工事等を指す。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び災害応急復旧工事を実施する必要がある際には、乙に実施を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、調査及び災害応急復旧工事の実施について、運転に支障のないように、甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、乙と事前に協議のうえ、乙に別紙「協力要請書 兼応諾書」（様式第1号）を提出して協力要請するものとする。

2 前項に規定する協力要請書による要請について、特に急を要する場合や、直ちに協力要請書を提出できない場合などは、甲は乙に対して口頭で協力要請することができるが、この場合でも遅滞なく乙に対して協力要請書を提出する。

（調査及び災害応急復旧工事の応諾及び実施）

第5条 乙は、前条の要請に基づき調査及び災害応急復旧工事を実施する際には、別紙「協力要請書兼応諾書」（様式第1号）を甲に提出し、甲の指示に従うと共に協力して、調査及び災害応急復旧工事を実施するものとする。

2 第3条に規定する甲が乙に対して協力を要請する調査及び災害応急復旧工事の内容については、下記のとおりとする。

- (1) 下水処理場の電気設備の被災状況の調査
- (2) 下水処理場の電気設備の被害拡大防止措
- (3) 下水処理場の電気設備の仮復旧工事及び仮設工事
- (4) その他下水処理場の電気設備の応急復旧に必要な措置

（契約の締結）

第6条 甲、及び乙は、乙が第5条1項に規定する応諾書を甲に提出した際は、当該調査及び災害応急復旧工事に要する費用等に関して別途協議し、決定した概算設計額に基づき、速やかに電気設備故障復旧等に関する応急復旧工事請負契約を締結するものとする。

(費用の精算)

第7条 甲は、第3条の協力要請により乙が要した費用について、第5条において実施された内容を確認し精算を行う。

(従事者の労働災害補償)

第8条 第5条の規定に基づき、調査及び災害応急復旧工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又死亡した場合は、乙の加入する「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用して補償する。

(協力体制)

第9条 乙は、第4条に掲げる甲との協力要請に係る協議を円滑に行うため、本協定の締結後速やかに次に掲げる資料を可能な範囲内で整え、甲に提出するものとする。

(1) 緊急連絡先通知書（様式第2号）

(2) 災害応急復旧工事手順（様式第3号）

なお、本協定における対象機場は以下とする。

- ・日進市北部浄化センター
- ・日進市南部浄化センター

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも協定終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙が本協定を明らかに履行する見込みがないと認めたとき、又は乙が本協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があると認めたときは、前条の規定にかかわらず、本協定を解除させることができる。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

2 本協定記載内容及び別紙記載の内容に変更があった場合は、甲と乙の協議のうえ遅滞なく変更内容を変更し、協定書もしくは別紙を文書にて連絡するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保存する。

平成26年7月24日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野幸三 印

乙 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル
株式会社安川電機名古屋支店
支店長 吉田弘 印

災害時における応急対策業務に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と日進造園組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の応急対策業務について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大の防止を目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請に対し可能な限り応諾するものとする。

第3条 甲は乙に対し、文書又は口頭、電話等により業務内容、日時及び場所を指定して建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求められるものとする。ただし、状況により、日進市災害対策本部員又は土木班長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務の要請を行うことができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、建設資機材等を提供し、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に書面をもって、速やかに報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、日進市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、甲の業務の要請を待つことなく直ちに業務を開始するものとする。

（経費の精算）

第5条 甲は、乙が提供した建設資機材等に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙の提出する書類等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正価格をもって決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）の規定を適用し、補償する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

2 この協定の実施に関し必要な細目事項については、別に定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面による終

了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2適を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 日進市蟹甲町池下268
日進市
代表者 日進市長 萩野幸三 印

乙 日進市梅森台一丁目126番地
日進造園組合
組合長 伊藤博也 印

災害時における応急対策業務に関する協定に関する実施細目

この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定書第7条2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により応急対策業務を実施するときは、乙は、日進造園組合に日進造園組合災害対策本部を設置し、同会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに応急対策業務ができるよう可能な限り必要な体制を整備する。
- 3 甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、公園、緑地、街路樹における被害状況の把握、被害の拡大防止、損傷箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。
- 4 乙は、この協定に基づく協力の要請があったときは、甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。
- 5 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動人員、出動した時刻及び建設資機材及び当該業務について甲の職員に報告するものとする。
- 6 業務の指示は、甲の職員が行い、会員はその指示に従うものとする。ただし、災害現場に甲の職員が派遣されていない場合は、会員は、自ら要請事項に基づき、業務を行うものとする。
- 7 会員は、業務が終了した時は、直ちに当該業務を甲の職員に報告するものとする。
- 8 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に提供できる建設資機材等の数量等を把握し、甲に報告するものとする。
- 9 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、乙は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

災害時における相互連携に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社 天白営業所（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、日進市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、日進市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1）甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3）乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4）乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5）甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、日進市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- （7）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （8）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月12日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
日進市長 近藤 裕貴

乙 名古屋市天白区植田南三丁目601
中部電力パワーグリッド株式会社
天白営業所長 伊藤 進

災害時における相互連携に関する協定

日進市（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、日進市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、日進市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- (7) 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定する

ものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡体制及び連絡方法等に変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

(期間)

第10条 この協定は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 6月 6日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268
日進市長 近藤 裕貴 印

乙 愛知県日進市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
執行役員東海支店長 安部 真弘 印

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 日進市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県エルピーガス協会中央支部愛豊分会（以下「乙」という。）とは、日進市内に地震、風水害その他による災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）にLPガス等の供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において「LPガス等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能なもの

(協力要請)

第3条 甲は、災害時においてLPガス等を必要とするときは、乙に対して物資等の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(要請手続)

第4条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その要請事項を速やかに実施するとともに、その実施状況を甲に連絡するものとする。

(運搬)

第6条 LPガス等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(引渡し)

第7条 LPガス等の引渡し場所は甲が指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品確認書（第2号様式）において物資等を確認の上、受領するものとする。

(価格)

第8条 乙が提供した物資等の費用及び運搬に要した経費（以下「費用等」という。）は、災害発生直前の市場価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(費用等の請求及び支払い)

第9条 乙は、LPガス等の提供後、前条で決定した価格に基づき、費用等を甲に対して請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、第3条に掲げる事項を迅速かつ正確に実施するため、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までにこの協定の解除又は変更について、甲、

乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成21年 3月17日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
市長 萩野 幸三 印

乙 日進市岩崎町向イ田61番地2
社団法人愛知県エルピーガス協会
中央支部愛豊分会
分会長 浅井 達夫 印

災害時における応急対策用資器材の供給に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用資器材（以下「資器材」という。）の調達、供給等について次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急対策用資器材の調達を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資器材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する資器材の供給を要請することができる。

（協力要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資器材の種類）

第4条 この協定に基づき乙が賃貸する資器材は、次に掲げるもののうち乙が保有する資器材とする。

- (1) 避難所等で使用するハウス、発電機、照明器具等の生活関連資器材
- (2) 応急対策活動時に必要となる土木機械及び水中ポンプ等の機械器具
- (3) 救援物資等を搬送するトラック及びダンプカー
- (4) その他災害時に必要とする資器材

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要となる資器材を確保し、甲の指定する場所に速やかに運搬し、設置するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

（資器材の受け渡し）

第6条 資器材の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資器材を確認のうえこれを引き受けるものとする。

（撤去要請）

第7条 甲が乙に対して資器材の撤去を要請するときは、撤去する場所及び数量、その他必要事項を記載した撤去要請書により行うものとし、乙は、速やかに撤去するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資器材の代金等）

第8条 乙が提供した資器材の設置・撤去費用、使用料及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第9条 乙は、資器材を撤去したときは、前条で決定した代金等を請求書により甲に請求するも

のとする。ただし、資器材の供給期間が長期にわたるときは、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認したうえ適当と認めるときは速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成27年5月15日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 萩野幸三 印

乙 東京都中央区日本橋3-12-2
朝日ビルヂング7F
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼光雄 印

災害時における応急対策用資器材の供給に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用資器材（以下「資器材」という。）の調達、供給等について次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う資器材の調達を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資器材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する資器材の供給を要請することができる。

（協力要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資器材の種類）

第4条 この協定に基づき乙が賃貸する資器材は、次に掲げるもののうち乙が保有する資器材とする。

- (1) 避難所等で使用するハウス、テント、トイレ、発電機、照明器具等の生活関連資器材
- (2) 応急対策活動時に必要となる土木機械及び水中ポンプ等の機械器具
- (3) 救援物資等を搬送するトラック及びダンプカー
- (4) その他災害時に必要とする資器材

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要となる資器材を確保し、甲の指定する場所に速やかに運搬し、設置するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、第3条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の資器材の確保等の見通しを連絡するものとする。

（資器材の受け渡し）

第6条 資器材の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資器材を確認のうえこれを引き受けるものとする。

（撤去要請）

第7条 甲が乙に対して資器材の撤去を要請するときは、撤去する場所及び数量、その他必要事項を記載した撤去要請書により行うものとし、乙は、速やかに撤去するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資器材の代金等）

第8条 乙が提供した資器材の設置・撤去費用、使用料及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第9条 乙は、資器材を撤去したときは、前条で決定した代金等を請求書により甲に請求するものとする。ただし、資器材の供給期間が長期にわたるときは、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認したうえ適当と認めるときは速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

2 本協定の締結により、平成24年10月1日に東海レンタル株式会社と締結した「災害時における応急対策用資器材の供給に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成30年6月7日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 萩野幸三

乙 大阪府茨木市目垣2丁目34番地21号
株式会社東海大阪レンタル
代表取締役 村松健一

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、医療法人清水会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な高齢者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 医療法人清水会 有料老人ホーム リバーサイド・ケア赤池
- (2) 所在地 日進市赤池町屋下373番地

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所 〒470-0126 日進市赤池町屋下373番地
名 称 医療法人 清 水 会
有料老人ホーム リバーサイドケア赤池
代表者 理事長 佐藤 徹 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人日進福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な高齢者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 日進ホーム
- (2) 所在地 日進市浅田平子2丁目20番地

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所 愛知県日進市 浅田平子二丁目20番地
名 称 社会福祉法人 日進福社会
代表者 理事長 早川 東 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人愛知三愛福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な高齢者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 特別養護老人ホームのぞみ 他
- (2) 所在地 日進市米野木町南山987番地104

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所 愛知県日進市米野木町南山987-104
名 称 社会福祉法人 愛知三愛福祉会
代表者 理事長 尾崎 志満子 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人名東福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な障害者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 レジデンス日進
- (2) 所在地 日進市浅田町上納58-4

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地
名 称 社会福祉法人 名東福祉会
代表者 理事長 加藤 久和 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人きまもり会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な障害者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 愛歩
- (2) 所在地 日進市蟹甲町中島18

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住 所	日進市蟹甲町池下268番地
名 称	日進市
代表者	日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所	〒470-0122 日進市蟹甲町中島18番地
名 称	社会福祉法人きまもり会
代表者	理事長 近藤 博恒 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、学校法人ベタニヤ学園（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な就学前児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 日進ベタニヤ幼稚園
- (2) 所在地 日進市岩崎町石兼37

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所 〒470-0131 愛知県日進市岩崎町石兼37番地
名 称 学校法人 日進ベタニヤ学園
代表者 理事長 マーク・マグヌソン
TEL 0561-73-5323 FAX 0561-73-9040

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人日東保育園（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な就学前児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 日東保育園
- (2) 所在地 日進市藤島町寺下乙29

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月25日

甲 住所 日進市蟹甲町池下268番地
名称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住所 〒470-0102 愛知県日進市藤島町寺下乙29番地
名称 社会福祉法人 日東保育園
TEL 0561-72-0459
代表者 理事長 成田 ゆき江 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人中日新聞社会事業団（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 施設名 中日青葉学園

児童養護施設 あおば館

情緒障害児短期治療施設 わかば館

(2) 所在地 日進市岩崎町竹の山149-164

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負

担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 4月 1日

甲 住 所	日進市蟹甲町池下268番地
名 称	日進市
代表者	日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所	名古屋市中区三の丸1-6-1
名 称	社会福祉法人 中日新聞社会事業団
代表者	理事長 小出 宣昭 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人あかいけ寿老会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な高齢者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 施設名 ケアハウス寿老苑

(1) 所在地 日進市赤池町屋下354番地

(2) 施設名 特別養護老人ホーム寿老苑

(2) 所在地 日進市赤池町屋下360番地

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負

担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 6月27日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 住 所 愛知県日進市赤池町屋下354番地
名 称 社会福祉法人 あかいけ寿老会
代表者 理事長 山田 茂 印

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人薫徳会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な高齢者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 施設名 社会福祉法人薫徳会 特別養護老人ホーム エイジトピア浅田

(2) 所在地 日進市浅田町上納24番地16

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう務め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介助員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年12月18日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 萩野幸三 印

乙 住 所 〒470-0124 日進市浅田町上納24番地16
名 称 社会福祉法人薫徳会
特別養護老人ホーム エイジトピア浅田
代表者 理事長 村上薫 印

大規模地震災害時における臨時避難所の提供等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社デンソー（以下「乙」という。）は、大規模地震災害が発生した場合において、お互いによりよい地域パートナーとして防災活動を連携協力して実施し、被害を最小限にするために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市域において大規模地震に伴う災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動に関し、可能な範囲内で相互に協力することにより地域防災活動を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる乙の施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設の所在地 日進市米野木町南山500番地1
- (2) 施設の名称 デンソー基礎研究所

（情報の提供）

第3条 甲及び乙は、災害時にはあらゆる通信手段を使用し連絡を取り合い、互いに情報を共有するものとする。

2 甲及び乙は、地域防災活動に関して円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報交換を行うとともに、その他防災活動についての情報交換を行うものとする。

（地域支援）

第4条 乙は、災害時における応急対策活動に係る地域支援の一環として、臨時避難所としての施設の提供を実施可能な範囲で行うものとする。

2 第1項に掲げる地域支援は、甲の要請に基づきこれを行うものとする。

3 地域支援は、乙の自衛消防活動等事業所運営を阻害するものであってはならない。

（施設の提供）

第5条 甲は、災害時において、甲の指定する避難所等だけでは対処できないと判断した場合、乙に対して前条に掲げる臨時避難所の開設を要請することができるものとする。

2 乙の対象施設のうち、臨時避難所として提供し、開設することができる施設区分は、下記に掲げるホール棟の一部とし、提供に対する対価は無償とする。

- (1) 1階大ホール及び西側通路部分 計379㎡
- (2) 2階中ホール及びロビー部分 計375㎡

（臨時避難所の開設）

第6条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請があった場合には、臨時避難所を開設するものとする。ただし、乙が直ちに開設できないやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

3 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

4 甲は、乙が臨時避難所を開設したときは、乙の所在する地域の自主防災組織にその旨を連絡するものとする。

5 乙は、災害の規模によっては自主的に臨時避難所を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

(臨時避難所の管理・運営)

第7条 臨時避難所は、甲と乙が共同して運営するものとし、避難者支援にあたっては乙の従業員と地域住民関係なく平等に行うものとする。

2 甲は、乙の提供する臨時避難所に運営及び施設管理上の担当者を配備のうえ次の業務を行うものとし、甲の災害時指定避難所と同等の扱いをするものとする。

- (1) 施設維持管理のための巡回
- (2) 災害情報の提供
- (3) 避難者の生活・健康に関する管理
- (4) 必要な食糧、支援物資等の供給
- (5) 一般廃棄物の処理
- (6) その他災害時に必要となる業務

3 甲の担当者は、臨時避難所として提供されている乙の施設を破損しないよう避難者等に対して指示するものとする。

4 甲は、乙と避難者又は避難者間の紛争が生じた場合など、解決に必要な措置を甲の費用と責任で講ずるものとし、臨時避難所の管理・運営に関する責任を負担するものとする。

5 乙は、臨時避難所における生活に必要な設備器具等の提供に努めるものとする。

6 臨時避難所として使用する期間は、原則として開設後3日以内とし、甲は臨時避難所の避難者をできる限り速やかに、甲の指定する避難所に移すように努めるものとする。ただし、甲の災害復旧が長期にわたる場合は、期間延長に関し、1週間を限度として甲乙協議して定めるものとする。

7 乙は、前項ただし書の規定により期間延長した場合であっても、使用期間が満了する前に施設を使用する必要が生じたときは、施設の明け渡しを求めることができるものとする。この場合において、甲は誠意をもって速やかに明け渡しに応じるものとする。

(第三者加害)

第8条 乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に関して、第三者に損害が発生した場合は、乙は一切の責任を免れるものとし、甲が責任を負担する。

(補償)

第9条 臨時避難所の運営及び避難者支援にあたり、乙の従業員が被った人身事故等に係る損害補償については、日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の規定の例により、甲が負担する。

(経費の負担)

第10条 乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に要した次の各号の経費については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、愛知県災害救助法施行細則(昭和40年10月29日愛知県規則第60号)に定めるところにより甲が負担するものとする。

- (1) 備品、食糧、消耗品費(避難者支援のために追加した物資等を含む。)
- (2) 車両、機械器具類の燃料費

- (3) 臨時避難所運営にあたって破損した備品、器具等の修理費
 - (4) 対象施設、用地の原状回復に必要な修繕費
 - (5) その他施設の提供、臨時避難所の運営のために要したと認められる費用
- (経費の請求)

第11条 乙は、前条の規定に基づき施設の提供及び臨時避難所の運営に要した経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第12条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、内容を確認したうえ適当と認めたときは、30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

(価格の決定)

第13条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(研修等)

第14条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、研修等の実施に努めるものとする。

(連絡責任者の選任)

第15条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ連絡責任者を2名以上選任し、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡責任者の変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、別に協議のうえ定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成28年2月2日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 萩野幸三

乙 刈谷市昭和町1丁目1番地
株式会社デンソー
基礎研究所 所長 川原伸章

震災時における緊急設備支援に関する協定書

日進市（以下「甲」という）と株式会社セレスポ（以下「乙」という）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「震災サポート」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めた時は、乙にその稼働を要請するものとする。

2 システム稼働要請における甲の連絡責任者及び乙の要請連絡先については、別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取ると共に、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第4条 要請後、乙は可能な限り速やかに避難所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所を目的としたテントキャンプ資材を搬入し設置するものとする。

ただし、警察・消防等、公的車両が通行不可能な道路破損状況の場合及び法的な道路通行止めの措置がある場合はこの限りではない。

2 搬入し設置する資材は別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第5条 乙が、甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定する避難所のうち5箇所とする。

2 稼働する場所は別表3に定める。

（システムの稼働料金）

第6条 本システム稼働の料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は、年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について

は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の費用)

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとし、協定の内容を変更する場合は、甲乙協議の上、改めて協定を締結することとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者押印の上各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月 1日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市
日進市長 萩野 幸三 印

乙 東京都豊島区北大塚1-21-5
株式会社セレスポ
代表取締役社長 稲葉 利彦 印

協定避難所および対応内容

各施設につき、次の対応内容とする。	資材の種類・数量 (1 箇所あたり)	テント 2×3 間	4 張
		テーブル	4 台
		養生シート	8 枚
特記事項: 行政機関から上記以外の資材提供の要請に関しては、可能な範囲にて検討する(別途費用)			

避難所

避難所	避難所住所	備考欄
1. 西小学校	日進市浅田町東田面 76 番地	
2. 東小学校	日進市米野木町北畑 8 番地 3	
3. 北小学校	日進市岩崎町芝内 2 番地 1	
4. 南小学校	日進市折戸町中屋敷 70 番地 3	
5. 相野山小学校	日進市北新町相野山 1331 番地 3	
6. 香久山小学校	日進市香久山 5 丁目 1701 番地	
7. 梨の木小学校	日進市折戸町梨子ノ木 28 番地 31	
8. 赤池小学校	日進市赤池 3 丁目 2101 番地	
9. 竹の山小学校(日進北中学校)	日進市竹の山 4 丁目 502 番地	
10. 日進中学校	日進市本郷町西原中通 980 番地 1	
11. 日進西中学校	日進市梅森町向江 1597 番地 1	
12. 日進東中学校	日進市藤島町相山 77 番地	
特記事項 ※設置場所につきましては、日進市役所様のご指示により上記 12 箇所のうち 5 箇所へ設置します。		

大規模地震災害時における臨時避難所の提供等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社SOKEN（以下「乙」という。）は、大規模地震災害が発生した場合において、お互いによりよい地域パートナーとして防災活動を連携協力して実施し、被害を最小限にするために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市域において大規模地震に伴う災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動に関し、可能な範囲内で相互に協力することにより地域防災活動を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる乙の施設は、次のとおりとする。

（1）施設の所在地 日進市米野木町南山500番地20

（2）施設の名称 株式会社SOKEN

（情報の提供）

第3条 甲及び乙は、災害時にはあらゆる通信手段を使用し連絡を取り合い、互いに情報を共有するものとする。

2 甲及び乙は、地域防災活動に関して円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報交換を行うとともに、その他防災活動についての情報交換を行うものとする。

（地域支援）

第4条 乙は、災害時における応急対策活動に係る地域支援の一環として、臨時避難所としての施設の提供を実施可能な範囲で行うものとする。

2 第1項に掲げる地域支援は、甲の要請に基づきこれを行うものとする。

3 地域支援は、乙の自衛消防活動等事業所運営を阻害するものであってはならない。

（施設の提供）

第5条 甲は、災害時において、甲の指定する避難所等だけでは対処できないと判断した場合、乙に対して前条に掲げる臨時避難所の開設を要請することができるものとする。

2 乙の対象施設のうち、臨時避難所として提供し、開設することができる施設区分は、下記に掲げる場所とし、提供に対する対価は無償とする。

（1）A棟1階玄関ロビー、来客エリア（トイレを含む） 計 315 m²

（2）A棟1階ホール 計 480 m²

(3) 上記以外の安全が確認できた棟内※

※被災時には、周囲の状況及び乙の被災状況を鑑み、株式会社デンソー先端研究所、株式会社デンソーユニティサービス保安事業部と情報交換の上、乙の防災隊長の許可にて提供できることとする。

(臨時避難所の開設)

第6条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請があった場合には、臨時避難所を開設するものとする。ただし、乙が直ちに開設できないやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

3 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

4 甲は、乙が臨時避難所を開設したときは、乙の所在する地域の自主防災組織にその旨を連絡するものとする。

5 乙は、災害の規模によっては自主的に臨時避難所を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

(臨時避難所の管理・運営)

第7条 臨時避難所は、甲と乙が共同して運営するものとし、避難者支援にあたっては乙の従業員と地域住民関係なく平等に行うものとする。

2 甲は、乙の提供する臨時避難所に運営及び施設管理上の担当者を配備のうえ次の業務を行うものとし、甲の災害時指定避難所と同等の扱いをするものとする。

(1) 施設維持管理のための巡回

(2) 災害情報の提供

(3) 避難者の生活・健康に関する管理

(4) 必要な食糧、支援物資等の供給

(5) 一般廃棄物の処理

(6) その他災害時に必要となる業務

3 甲の担当者は、臨時避難所として提供されている乙の施設を破損しないよう避難者等に対して指示するものとする。

4 甲は、乙と避難者又は避難者間の紛争が生じた場合など、解決に必要な措置を甲の費用と責任で講ずるものとし、臨時避難所の管理・運営に関する責任を負担するものとする。

5 乙は、臨時避難所における生活に必要な設備器具等の提供に努めるものとする。

6 臨時避難所として使用する期間は、原則として開設後3日以内とし、甲は臨時避難所の避難者をできる限り速やかに、甲の指定する避難所に移すように努めるものとする。ただし、甲の災害復旧が長期にわたる場合は、期間延長に関し、1週間を限度として甲乙協議して定めるものとする。

7 乙は、前項ただし書の規定により期間延長した場合であっても、使用期間が満了する前に施設を使用する必要が生じたときは、施設の明け渡しを求めることができるものとする。この場合において、甲は誠意をもって速やかに明け渡しに応じるものとする。

(第三者加害)

第8条 乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に関して、第三者に損害が発生した場合は、乙は一切の責任を免れるものとし、甲が責任を負担する。

(補償)

第9条 臨時避難所の運営及び避難者支援にあたり、乙の従業員が被った人身事故等に係る損害補償については、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）の規定の例により、甲が負担する。

(経費の負担)

第10条 乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に要した次の各号の経費については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、愛知県災害救助法施行細則（昭和40年10月29日愛知県規則第60号）に定めるところにより甲が負担するものとする。

(1) 備品、食糧、消耗品費（避難者支援のために追加した物資等を含む。）

(2) 車両、機械器具類の燃料費

(3) 臨時避難所運営にあたって破損した備品、器具等の修理費

(4) 対象施設、用地の原状回復に必要な修繕費

(5) その他施設の提供、臨時避難所の運営のために要したと認められる費用

(経費の請求)

第11条 乙は、前条の規定に基づき施設の提供及び臨時避難所の運営に要した経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第12条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、内容を確認したうえ適当と認めたときは、30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

(価格の決定)

第13条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(研修等)

第14条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、研修等の実施に努めるものとする。

(連絡責任者の選任)

第15条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ連絡責任者を2名以上選任し、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡責任者の変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、別に協議のうえ定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和元年10月29日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 近藤裕貴

乙 日進市米野木町南山500番地20
株式会社SOKEN
代表者 取締役社長 若林宏之

災害時における支援施設の提供に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社オーファ（以下「乙」という。）は、地震その他による災害時において、乙の所有する施設を甲に対する災害時支援施設として提供することに関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時支援施設）

第2条 この協定の対象となる乙の支援施設は、次のとおりとする。

- （1）施設の所在地 日進市藤塚三丁目15番地
- （2）施設の名称 オーファスポーツクラブ日進

（災害時支援施設の利用範囲）

第3条 災害時支援施設の利用できる範囲については、次のとおりとする。

- （1）施設における駐車場
- （2）スタジオ、ロビー等の休憩場
- （3）災害時における放水用及び生活用水等としてのプール水
- （4）その他災害時に必要とされる施設、設備（LPガスによる防災器具、災害対応型ガス栓ユニット安心くんJr.）及び備品等

（地域支援）

第4条 乙は、災害時における応急対策活動に係る地域支援の一環として、臨時避難所としての施設の提供を実施可能な範囲で行うものとする。

2 第1項に掲げる地域支援は、甲の要請に基づきこれを行うものとする。

（臨時避難所の開設）

第5条 甲の乙に対する要請は、臨時避難所開設要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに様式1を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請があった場合には、臨時避難所を開設するものとする。ただし、乙が直ちに開設できないやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

3 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

4 甲は、乙が臨時避難所を開設したときは、乙の所在する行政区及び地域の自主防災組織にその旨を連絡するものとする。

5 乙は、災害の規模によっては自主的に臨時避難所を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

（臨時避難所の管理・運営）

第6条 臨時避難所は、甲と乙が共同して運営するものとし、避難者支援にあたっては乙の従業員と地域住民関係なく平等に行うものとする。

2 甲は、乙の提供する臨時避難所に運営及び施設管理上の担当者を配備のうえ次の業務を行う

ものとし、甲の災害時指定避難所と同等の扱いをするものとする。

- (1) 施設維持管理のための巡回
- (2) 災害情報の提供
- (3) 避難者の生活・健康に関する管理
- (4) 必要な食糧、支援物資等の供給
- (5) 一般廃棄物の処理
- (6) その他災害時に必要となる業務

3 甲の担当者は、臨時避難所として提供されている乙の施設を破損しないよう避難者等に対して指示するものとする。

4 甲は、乙と避難者又は避難者間の紛争が生じた場合など、解決に必要な措置を甲の費用と責任で講ずるものとし、臨時避難所の管理・運営に関する責任を負担するものとする。

5 乙は、臨時避難所における生活に必要な設備器具等の提供に努めるものとする。

6 臨時避難所として使用する期間は、原則として開設後7日以内とし、甲は、乙が早期にその営業活動を再開できるよう配慮するとともに、臨時避難所の早期解除に努めるものとする。

(臨時避難所の使用期間延長)

第7条 災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、乙に臨時避難所使用許可期限延長申請書(様式2)により、期間の延長を申請するものとする。

(臨時避難所の使用の終了)

第8条 甲は、臨時避難所としての使用を終了する際には、乙に臨時避難所閉設通知書(様式3)を通知するとともに、乙の確認を受けなければならない。

(補償)

第9条 臨時避難所の運営及び避難者支援にあたり、乙の従業員が被った人身事故等に係る損害補償については、日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の規定の例により、甲が負担する。

(経費の負担)

第10条 災害時支援施設の使用料については無償とする。ただし、光熱費及び使用時における施設の破損(施設内の什器・備品を含む)に伴う乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に要した次の各号の経費については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、愛知県災害救助法施行細則(昭和40年10月29日愛知県規則第60号)に定めるところにより甲が負担するものとする。

- (1) 備品、食糧、消耗品費(避難者支援のために追加した物資等を含む。)
- (2) 車両、機械器具類の燃料費
- (3) 臨時避難所運営にあたって破損した備品、器具等の修理費
- (4) 対象施設、用地の原状回復に必要な修繕費
- (5) その他施設の提供、臨時避難所の運営のために要したと認められる費用

(経費の請求)

第11条 乙は、前条の規定に基づき施設の提供及び臨時避難所の運営に要した経費を集計し、支援施設の提供に伴う経費請求書(様式4)にて、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第12条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、内容を確認したうえ適当と認めるときは、30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

(価格の決定)

第13条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲・乙協議して行うものとする。

(連絡責任者の選任)

第15条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ連絡責任者を2名以上選任し、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡責任者の変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、別に協議のうえ定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保管するものとする。

令和元年12月23日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 三重県桑名市松ノ木1丁目15-34
株式会社オーファ
代表取締役社長 山本 勝哉

災害時における施設等の利用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、学校法人白山学園（以下「乙」という。）に対し、避難施設として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な就学前児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 ①はくさん幼稚園
②ハイランド白山幼稚園
- (2) 所在地 ①日進市藤枝町西外面35
②日進市五色園四丁目2801

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
(2) 身元引受人の氏名、連絡先等
(3) 使用する期間
(4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介護員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年11月9日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 住 所 日進市藤枝町西外面35
名 称 学校法人 白山学園
代表者 理事長 増井 巧一

災害時における施設等の利用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人育萌会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な就学前児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 日進めばえ保育園
- (2) 所在地 日進市折戸町笠寺山6番地162
- (3) (手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介護員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の提供に対する対価は無償とする。

(受け入れ可能人員等)

第9条甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条避難施設の使用期間は、開設日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月28日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 近 藤 裕 貴

乙 住 所 日進市折戸町笠寺山62番地162
名 称 社会福祉法人 育萌会
代表者 理事長 中 山 久 美 子

災害時における施設等の利用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人あかいけ寿老会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な就学前児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 ①あかいけ屋下保育園
②あかいけ箕ノ手保育園
- (2) 所在地 ①日進市赤池町屋下348番地
②日進市赤池町箕ノ手2番地113

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
(2) 身元引受人の氏名、連絡先等
(3) 使用する期間
(4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介護員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負

担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年11月24日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 住 所 日進市赤池町屋下354番地
名 称 社会福祉法人 あかいけ寿老会
代表者 理事長 山田 幹雄

地域防災及び災害発生時の相互協力に関する覚書

日進市（以下「甲」という。）と愛知学院大学（以下「乙」という。）は、平成22年4月22日付け「日進市と愛知学院大学との連携協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条4号に規定する災害時における相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、日進市内において災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 第1～第4駐車場
- （2） 第1～第3グラウンド
- （3） 野球場
- （4） サッカー競技場
- （5） その他乙が使用を認めた建物

（利用の協力要請）

第3条 甲は、日進市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、日進市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が可能と認めるときは、その旨を甲に連絡するものとする。乙は、施設の利用に関して条件を付すことができる。

2 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。ただし、施設等の提供に対する対価は無償とする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも覚書解除、又は変更の申出がないときは、本覚書は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和3年3月26日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 愛知県日進市岩崎町阿良池12番地
愛知学院大学
代表者 学長 引田 弘道

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

愛知学院大学
代表者 学長

様

日進市長

避難所等開設要請書

年 月 日付け「災害時における施設等の利用に関する覚書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 施設の所在地

2 施設の名称

3 施設の区分

4 使用期間

担当者
連絡先

地域防災及び災害発生時の相互協力に関する覚書

日進市（以下「甲」という。）と椋山女学園大学（以下「乙」という。）は、平成24年8月8日付け「日進市と椋山女学園大学との連携協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条2号に規定する災害時における相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、日進市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 日進キャンパス多目的グラウンド
- (2) 日進体育館（駐車スペースを含む）

第3条 甲は、日進市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日進市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が可能と認めるときは、その旨を甲に連絡するものとする。乙は、施設の利用に関して条件を付することができる。

2 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。ただし、施設等の提供に対する対価は無償とする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも覚書解除、又は変更の申出がないときは、本覚書は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和3年9月15日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市

代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 名古屋市千種区星が丘元町17番3号

相山女学園大学

代表者 学長 後藤 宗理

災害時の医療救護活動に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と日進市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、救助法、災対法及び防災計画に基づき調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する医療救護所、避難所、及び医薬品（市販薬及び衛生材料を含む。以下同じ。）の集積場所並びに甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、指定場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が設置する救護所における調剤・服薬指導及び医薬品管理
- (2) 甲が設置する医薬品の集積場所又は甲が指定する場所における医薬品の管理及び仕分け並びに医療救護所等への医薬品の供給
- (3) 甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (4) 医薬品等の供給への協力

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

2 甲は、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第7条 医療救護所における調剤費は無料とする。

(活動記録及び報告)

第8条 乙の派遣する薬剤師班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(業務災害報告)

第9条 乙または医療救護班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した費用

(2) 緊急の場合において、薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の実費弁償

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要した費用

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助費)

第11条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の薬剤師班の班員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法の適用される場合にあつては救助法に基づき、それ以外の場合にあつては、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第12号）の規定に基づき補償する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から前1ヶ月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(実施細目)

第13条 この協定による薬剤師班が行う医療救助の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の医療救護活動に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成20年 2月21日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野幸三 印

乙 日進市薬剤師会

会長 長谷川清 印

災害時の歯科医療救護に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と愛豊歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救助法、災対法及び防災計画に基づき歯科医療救護を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医師、歯科衛生士、その他必要とするスタッフ（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲からの要請を受けた場合には、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所、避難所並びに甲が指定する歯科医療救護を必要とする場所（以下「救護場所」という。）に派遣するものとする。

（歯科医療救護の実施）

第3条 歯科医療救護班は、救護場所において歯科医療救護を実施する。

（歯科医療救護班の実施）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病程度の診断と医療機関への搬送要否の判断
- （2）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （3）死亡の身元確認に関すること
- （4）その他歯科医療救護班として必要な事項

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第6条 歯科医療救護の実施に必要な医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、歯科医療救護班が携行するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

2 甲は、歯科医療救護班の救護場所への輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 救護場所における歯科医療費は、無料する。

(報告)

第8条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、歯科医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護実施に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要した経費

(2) 乙が供給する医薬品等(歯科医療救護班の携行品を含む。)の使用に係る経費

(3) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助費)

第10条 甲は、歯科医療救護班の班員が、歯科医療救護の実施により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法が適用される場合は同法の規定に基づき、それ以外の場合は、日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の規定に基づき補償する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前日1ヶ月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(実施細目)

第12条 この協定による歯科医療救護班が行う歯科医療救護の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の歯科医療救護に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議め

上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成24年 6月27日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長
萩野幸三 印

乙 愛豊歯科医師会
会長
石井学 印

別添

災害時の歯科医療救護に関する実施細目

「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、災害時の医療救護活動実施細目は、次のとおりとする。

（本部の設置）

第1条 乙は、甲の要請により歯科医療救護班を派遣するときは、愛豊歯科医師会災害対策本部を設置し、愛豊歯科医師会長を本部長に充てる。

（歯科医療救護班の派遣体制）

第2条 乙は、甲の要請に応じて直ちに歯科医療救護班が派遣できるよう、常に体制を整備する。

（歯科医療救護班の編成）

第3条 協定書第2条第2項に規定する歯科医療救護班の編成について、災害程度に応じ、必要なスタッフによるものとし、そのうち1名を班長とする。

（派遣要請）

第4条 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。

- (1) 災害発生の日時・場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する歯科医療救護班の数並びに医薬品などの品名及び数量
- (4) 派遣を要する場所及び期間
- (5) 派遣の方法又は手段
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請する場合は、派遣要請書により行う。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話で派遣要請を行い、後日、改めて文書により派遣要請を行うものとする。

（派遣報告）

第5条 乙は、甲の要請により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかに歯科医療救護班の班員の氏名、生年月日、住所及び職種を甲に報告するものとする。

（記録及び報告）

第6条 歯科医療救護班の班長は、協定書第8条の規定に基づき、歯科医療救護活動に係る記録として、活動報告書を作成し、本部長を経て甲へ報告するものとする。

2 歯科医療救護班の班長は、協定書第6条第1項ただし書きの規定に基づき、緊急の場合に歯科医療救護班が携帯するものを含め、乙が供給する医薬品及び診療資器材等を使用した場合には、医薬品等使用簿を作成し、本部長を経て甲へ報告するものとする。

(業務災害報告)

第7条 業務災害が発生した場合は、乙又は歯科医療救護班の班長は、協定書第8条第2項の規定に基づき、業務災害報告書により甲に報告するものとする。

(実費弁償の請求)

第8条 協定書第9条第1項に規定する実費弁償の請求は、歯科医療救護班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、歯科医療救護班班員の委任状を添えて甲に申請するものとする。

(扶助費の請求)

第9条 協定書第10条に規定する災害救助法に基づく扶助費の支給を受けようとする者は、扶助費支給申請書により、甲に請求する。

2 協定書第10条に規定する日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）の損害賠償の例により扶助費の支給を受けようとする者は同条例により、甲に請求するものとする。

(実費弁償及び扶助費の支払い)

第10条 甲は、第8条又は第9条により報告、請求又は申請を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに支払うものとする。

災害時の動物救護活動に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と日進市開業獣医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う動物救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等の手続き）

- 第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し必要事項を明らかにして、獣医師その他必要とするスタッフの協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定により、甲からの要請を受けた場合には、速やかに開業獣医師会会員に連絡を取り、動物病院並びに甲が設置する避難所等において要請に応じるものとする。
- 3 甲乙双方連絡が取れない場合には、甲の要請の有無にかかわらず、乙の判断により動物救護活動を開始することができる。この場合、甲より要請があったとみなし、事後に甲へ報告するものとする。

（対象動物）

第3条 この協定の対象となる動物は、犬、猫とする。

（動物救護活動）

第4条 乙の行う動物救護活動は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する獣医療行為
- (2) 避難所等甲が指定する場所における動物救護場所設置の協力
- (3) 避難所における被災した動物飼育者への支援
- (4) 動物救護場所の管理指導
- (5) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (6) 飼い主の不明な動物の個体識別補助
- (7) 甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (8) 被災した身元不明動物に関する情報の収集及び提供活動
- (9) 動物の死亡確認
- (10) 動物の救助活動
- (11) その他動物救護に必要な活動

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が実施する動物救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の災害対策本部が指定す

る者が行う。

(物資等の供給)

第6条 動物救援活動の実施に必要な保護檻等は、原則として甲が支給したものを使用する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

2 動物救護活動の実施に必要な物資等は、乙がランニング・ストック方式で備蓄しているものを使用する。

3 甲は、動物救護活動の実施に必要な用地、施設及び設備等を可能な限り供給する。

4 前各項に掲げるもののほか、動物救護活動の実施に必要な物資等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、獣医師が携行するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(実費弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施した動物救護活動の実施に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 動物救護活動の実施に際し、獣医師の派遣に要した経費

(2) 飼い主の不明な動物の保護等に要した経費

(3) 飼い主の不明な動物の保護等に際し、乙が供給した物資等の経費

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(活動の停止)

第8条 乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合、または災害が終息し復旧したと認められた場合、もしくは愛知県が被災動物の保護及び収容を行った場合には、甲と協議して動物救護活動を停止することができる。

(報告)

第9条 乙は、動物救護活動について必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、動物救護活動中に事故又は物的損害等が発生したときは、甲に報告するものとする。

(扶助費)

第10条 甲は、乙が動物救護活動の実施により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法が適用される場合は同法の規定に基づき、それ以外の場合は、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）に準じて補償するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(実施細目)

第12条 この協定による動物救護活動の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の動物救護活動に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成25年 9月26日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長
萩野幸三 印

乙 日進市岩崎台四丁目1016番地
日進市開業獣医師会
代表
田添信勝 印

災害時の動物救護活動に関する実施細目

「災害時の動物救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づく災害時の動物救護活動実施細目は、次のとおりとする。なお、動物救護活動の実施にあたり、災害動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン（公益社団法人日本獣医師会）を参考とする。

（本部の設置）

第1条 乙は、甲の要請により動物救護活動を実施するときは、日進市開業獣医師会災害対策本部を設置し、日進市開業獣医師会代表を本部長に充てる。

（実施体制）

第2条 乙は、甲の要請に応じて直ちに動物救護活動を実施できるよう、常に体制を整備する。

（協力要請）

第3条 甲は、協力要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。

- (1) 災害発生の日時・場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 活動を要する獣医師の人数並びに必要な物資等
- (4) 活動を要する場所及び期間
- (5) 活動の方法又は手段
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙に対して協力を要請する場合は、協力要請書により行う。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話で協力要請を行い、後日、改めて文書により協力要請を行うものとする。

3 乙は、協定書第2条第2項の規定に基づき要請に応じたときは、動物救護活動に従事する獣医師その他必要とするスタッフの氏名・生年月日・住所及び職種を速やかに甲に報告するものとする。

（物資等の保管及び備蓄）

第4条 甲は、協定書第6条に規定する動物救護活動の実施に必要な保護檻について乙の会員数分を支給する。乙は、これを会員の保有する動物病院に一つずつ適切に配備し、保管するものとする。

2 協定書第6条第2項に規定する物資等の備蓄方式については、あらかじめ甲と取り決めた応急医薬品等の種類・量及び飼料等を、乙の会員が保有する動物病院でストックし、平常時の診療活動で使用しつつ、補充していくものとする。

（実費弁償の請求）

第5条 協定書第7条第1項に規定する実費弁償の請求は、動物救護活動終了後、本部長が取りまとめ、開業獣医師会会員の委任状を添えて甲に申請するものとする。

（記録及び報告）

第6条 開業獣医師会会員は、協定書第9条の規定に基づき動物救護活動に係る記録として活動報告書を作成し、本部長を経て甲へ報告するものとする。

(業務災害報告)

第7条 業務災害が発生した場合は、開業獣医師会会員は、協定書第9条第2項の規定に基づき業務災害報告書を作成し、本部長を経て甲へ報告するものとする。

(扶助費の請求)

第8条 協定書第10条に規定する災害救助法に基づく扶助費の支給を受けようとする者は、扶助費支給申請書により、甲に請求する。

2 協定書第10条に規定する日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の損害賠償の例により扶助費の支給を受けようとする者は同条例により、甲に請求するものとする。

(実費弁償及び扶助費の支払い)

第9条 甲は、第7条または第10条により報告、請求または申請を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに支払うものとする。

災害時の医療救護に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と東名古屋医師会日進支部（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護について、必要な事項を定めるものとする。

- 2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護の活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。
- 3 この協定において「災害」とは、救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救助法、災対法及び防災計画に基づき医療救護を実施する必要がある場合は、乙に対し医師、看護師、その他必要とするスタッフ（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定により、甲からの要請を受けた場合には、速やかに医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所並びに甲が指定する医療救護を必要とする場所（以下「救護場所」という。）に派遣するものとする。

（医療救護の実施）

第3条 医療救護班は、救護場所において医療救護を実施する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病程度の診断と医療機関への搬送要否の判断
- (2) 医療を要する傷病者に対する応急処置
- (3) 死亡の身元確認に関すること
- (4) その他医療救護班として必要な事項

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第6条 医療救護の実施に必要な医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、医療救護班が携行するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

2 甲は、医療救護班の救護場所への輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 救護場所における医療費は、無料とする。

(報告)

第8条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班の医療救護の実施に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した経費
- (2) 乙が供給する医薬品等（医療救護班の携行品を含む。）の使用に係る経費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の班員が、医療救護の実施により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法が適用される場合は同法の規定に基づき、それ以外の場合は、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）の規定に基づき補償する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

2 本協定の締結により、平成7年8月1日に東名古屋医師会と締結した災害時の医療救助に関する協定書は、その効力を失う。

(実施細目)

第12条 この協定による医療救護班が行う医療救護の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の医療救護に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年 3月31日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長
萩野幸三 印

乙 東名古屋医師会日進支部
支部長
金山和広 印

別添

災害時の医療救護に関する実施細目

「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、災害時の医療救護活動実施細目は、次のとおりとする。

（本部の設置）

第1条 乙は、甲の要請により医療救護班を派遣するときは、医療救護本部を設置し、支部長又は支部長が指名した者を本部長とする。

（医療救護班の派遣体制）

第2条 乙は、甲の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう常に体制を整備する。

（医療救護班の編成）

第3条 協定書第2条第2項に規定する医療救護班の編成について、災害程度に応じ、必要なるスタッフによるものとし、そのうち1名を班長とする。

（派遣要請）

第4条 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。

- (1) 災害発生の日時・場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する医療救護班の数並びに医薬品などの品名及び数量
- (4) 派遣を要する場所及び期間
- (5) 派遣の方法又は手段
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙に対して医療救護班の派遣を要請する場合は、派遣要請書により行う。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話で派遣要請を行い、後日、改めて文書により派遣要請を行うものとする。

（派遣報告）

第5条 乙は、甲の要請により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班の班長及び班員の氏名、職種等を甲に報告するものとする。

（記録及び報告）

第6条 医療救護班の班長は、協定書第8条の規定に基づき、医療救護活動に係る記録として、活動報告書を作成し、本部長を経て甲へ報告するものとする。

2 医療救護班の班長は、協定書第6条第1項ただし書きの規定に基づき、緊急の場合に医療救護班が携行するものを含め、乙が供給する医薬品及び診療資器材等を使用した場合には、医薬品等使用簿を作成し、本部長を経て甲へ報告するものとする。

(業務災害報告)

第7条 業務災害が発生した場合は、乙又は医療救護班の班長は、協定書第8条第2項の規定に基づき、業務災害報告書により甲に報告するものとする。

(実費弁償の請求)

第8条 協定書第9条第1項に規定する実費弁償の請求は、医療救護班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、医療救護班班員の委任状を添えて甲に申請するものとする。

(扶助費の請求)

第9条 協定書第10条に規定する災害救助法に基づく扶助費の支給を受けようとする者は、扶助費支給申請書により、甲に請求する。

2 同条に規定する日進市消防団員等公務災害補償条例に基づく扶助費の支給を受けようとする者は同条例により、甲に請求するものとする。

(実費弁償及び扶助費の支払い)

第10条 甲は、第8条又は第9条により報告、請求又は申請を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(医療救護班派遣に関する詳細事項等)

第11条 災害時における医療救護班の派遣に関する連絡体制、医療救護班編成体制及び医療救護活動に関する詳細事項等については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

災害時における物資調達に関する協定

日進市（以下「甲」という。）とカーマホームセンター日進竹の山店（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、日進市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び、乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

3 甲は、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して意義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の一請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成19年 9月23日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 萩野幸三 印

乙 日進市竹の山南部特定土地区画整理地内
31街区6番
カーマホームセンター日進竹の山店
店長 松浦秀樹 印

別表（第3条関係）

種 類	細 目
食糧	米、米飯缶詰、乾パン、インスタント食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、しょうゆ、食塩、漬物、海苔、生鮮食品等
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、バンドエイド、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒衣、作業服、さらし、タオル等
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ごみ袋、洗剤、石鹼、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具、蚊取り線香、殺虫剤等
燃料	灯油等
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー、文房具等

災害時における物資調達に関する協定

日進市（以下「甲」という。）とユニー株式会社ユニー香久山店（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、日進市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 乙が提供した物資の代金は、災害時直前における乙の店頭販売価格とする。
- (2) 物資の運搬に要した経費は、実費を甲が負担するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。
(連絡責任者の選任及び報告)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び、乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

3 甲は、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請する事ができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成19年10月 9日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 萩野幸三 印

乙 日進市香久山五丁目1801番地
ユニー株式会社ユニー香久山店
店長 堀尾憲親 印

別表（第3条関係）

種 類	細 目
食糧	米、米飯缶詰、乾パン、インスタント食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、しょうゆ、食塩、漬物、海苔、生鮮食品等
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、バンドエイド、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒衣、作業服、さらし、タオル等
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ごみ袋、洗剤、石鹼、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具、蚊取り線香、殺虫剤等
燃料	灯油等
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー、文房具等

災害時における物資調達に関する協定

日進市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、日進市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（物資の価格）

第6条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議

の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成19年10月22日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 萩野幸三 印

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田耕造 印

別表（第3条関係）

種 類	細 目
食糧	米、米飯缶詰、乾パン、インスタント食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、しょうゆ、食塩、漬物、海苔、生鮮食品等
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、バンドエイド、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒衣、作業服、さらし、タオル等
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ごみ袋、洗剤、石鹼、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具、蚊取り線香、殺虫剤等
燃料	灯油等
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー、文房具等

名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの
災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年 7月22日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地 愛西市 愛西市長 日永 貴章	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 尾張旭市 尾張旭市長 水野 義則
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地 阿久比町 阿久比町長 竹内 啓二	愛知県春日井市市鳥居松町 5 丁目 44 番地 春日井市 春日井市長 伊藤 太
愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1 あま市 あま市長 村上 浩司	愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地 蟹江町 蟹江町長 横江 淳一
愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市 一宮市長 谷 一夫	愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地 刈谷市 刈谷市長 竹中 良則
愛知県稲沢市稲府町 1 番地 稲沢市 稲沢市長 大野 紀明	愛知県北名古屋市西之保清水田 1 5 番地 北名古屋市 北名古屋市長 長瀬 保
愛知県犬山市大字犬山宇東畑 36 番地 犬山市 犬山市長 田中 志典	愛知県清須市須ヶ口 1 2 3 8 番地 清須市 清須市長 加藤 静治
愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市 岩倉市長 片岡 恵一	愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地 江南市 江南市長 堀 元
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地 大口町 大口町長 鈴木 雅博	愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市 小牧市長 山下 史守朗
愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1 大治町 大治町長 村上 昌生	愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1 瀬戸市 瀬戸市長 増岡 錦也
愛知県大府市中央町五丁目 70 番地 大府市 大府市長 久野 孝保	愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町 武豊町長 籾山 芳輝

愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮島 壽男

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

愛知県津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日比 一昭

愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市
日進市長 萩野 幸三

愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市
東海市長 鈴木 淳雄

愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 榊原 純夫

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
東郷町
東郷町長 川瀬 雅喜

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町
東浦町長 神谷 明彦

愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町
扶桑町長 江戸 満

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野 時男

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町
南知多町長 石黒 和彦

愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市
豊明市長 石川 英明

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美浜町
美浜町長 山下 治夫

愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
豊田市長 太田 稔彦

愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市
みよし市長 小野田 賢治

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場宇新栄260番地
豊山町
豊山町長 鈴木 幸育

愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部 彰文

愛知県長久手市岩作城の内60番地1
長久手市
長久手市長 吉田 一平

- 乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
生協法人 生活協同組合コープあいち
理事長 夏目 有人

災害救助物資の緊急調達に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）とあいち尾東農業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の行政区域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じて、被災者に対する災害救助に必要となる生活関連物資（以下「災害救助物資」という。）の緊急調達を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲の行う災害救助物資の緊急調達に関し、甲の要請に応じて、乙は可能な範囲においてこれに協力する。

（災害救助物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する災害救助物資の範囲については、乙が事業活動において通常扱う物品の範囲とする。

（要請の方法）

第3条 災害時において、甲による災害救助物資の緊急調達要請については、乙又は乙の日進園芸センターに対して行うものとする。

2 要請は、様式1「災害救助物資供給協力要請書」の書面にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の限度）

第4条 乙が、甲の要請により供給すべき災害救助物資の限度は、要請時点において乙が調達または製造可能なものとする。

（公正な供給）

第5条 災害救助物資の納品にあたっては、書面を添え、供給物品の規格・数量等に間違いのないことを確認するものとする。

2 災害救助物資の価格については、災害時直前における適正価格とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成29年5月10日から平成30年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

2 本協定の締結により、平成9年9月1日に日進農業協同組合と締結した「災害時における米穀の売却に関する協定書」は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年5月10日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市
日進市長 萩野 幸三

乙 愛知県日進市蟹甲町池下213番地1
あいち尾東農業協同組合
代表理事組合長 吉田 濱一

災害時における物資の優先供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の優先供給並びに被災者に対する支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（主 旨）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害が発生又は発生するおそれのある場合において、食料その他の物品の調達及び被災者の応急救済に係わる支援活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、食料、生活用品等緊急応援物資（以下「物資」という。）を業務に支障のない範囲で優先的に供給するものとする。

2 乙は、乙の所有又は管理する日進市内店舗において、被災者に対し次の事項について支援するものとする。

- (1) 水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) テレビ・ラジオ等で知り得た災害等に関する情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 物資を可能な範囲で提供すること。

3 甲のほか、他自治体等への物資提供についても、乙は業務に支障のない範囲で物資供給に協力するものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条第1項の要請は、要請書（別紙1）を乙へ提出することで行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請できるものとし、事後、速やかに同要請書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な物資の数量、運送方法等を供給可能数量報告書（別紙2）により甲に連絡する。

（連絡責任）

第4条 本協定に基づく支援協力に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲： 総務部危機管理課長

乙： 株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部渉外担当

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について事前に協議し定めておくものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が委託した者（以下、これらを併せて「乙等」という。）が行うものと

する。ただし、乙等による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡場所に職員等を派遣し、乙等から物資の引渡しを受けたときは、物資を確認の上、速やかに乙に応急物資受領書（別紙3）を提出するものとする。
- 3 甲は、物資を運搬する乙等の車両を、緊急車両又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（所有権の移転等）

第6条 物資の所有権は、前項の応急物資受領書を甲が提出した時に、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項に規定する物資の所有権移転前に、甲の責めに帰さない事由により、物資に生じた滅失、毀損、価値減少等の損害は、乙の負担とする。

（費用の負担）

第7条 第2条第1項、第2項第3号及び第3項の規定により、乙が物資を提供した場合は、提供した物資の代金及び引渡場所までの物資の運搬に要した費用（以下これらを「代金等」という。）を甲が負担する。

- 2 前項の物資の代金については、災害発生時直前における物資の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、代金等について、乙から適法な支払請求書を受領してから30日以内に、乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第9条 本協定書の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙から更新拒絶の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

（実施の細目）

第10条 本協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義等の決定）

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月22日

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

甲 日進市

日進市長 萩野 幸三

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長 三枝 富博

災害時における物資調達に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、日進市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、各々連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

3 甲は、乙に対して在庫品目、数量等に関する資料の提出を要請することができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の一請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成30年4月4日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市

代表者 萩野幸三

乙 大府市横根町新江62番地の1

株式会社スギ薬局

代表取締役社長 杉浦克典

別表（第3条関係）

種 類	細 目
食糧	米、米飯缶詰、乾パン、インスタント食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、しょうゆ、食塩、漬物、海苔、生鮮食品等
医薬品、医療用品	一般用医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒衣、作業服、さらし、タオル等
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ごみ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具、蚊取り線香、殺虫剤等
燃料	灯油等
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー、文房具等

災害時における物資調達に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、日進市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

3 甲は、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和5年4月7日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
市長 近藤 裕貴

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社 カインズ
代表取締役 高 家 正 行

別表（第3条関係）

種 類	細 目
食糧	米、米飯缶詰、乾パン、インスタント食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、しょうゆ、食塩、漬物、海苔、生鮮食品等
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、バンドエイド、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒衣、作業服、さらし、タオル等
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具、蚊取り線香、殺虫剤等
燃料	灯油等
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー、文房具等

災害時における物資調達に関する協定

日進市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、日進市災害対策本部が物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を文書により甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を

甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。
(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了日1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して文書による変更または廃止の申し出がないときは、この協定の期間満了日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年2月21日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
市長 近藤裕貴

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表（第3条関係）

種 類	細 目
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害ボランティアセンターの運営管理に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害ボランティアセンターの運営管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営管理に関する応援体制について、必要な事項を定めることにより、災害復旧の円滑な処理を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

（センターの設置）

第2条 乙は、日進市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合において、甲から要請を受けセンターを設置するものとする。

（設置場所）

第3条 センターの設置場所は、日進市中央福祉センター内とする。ただし、甲は、当該施設が災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、円滑なボランティア活動を行うため、日進市中央福祉センター以外の地区にセンターを設置できるものとする。

3 甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地の拠点設置が必要と認めるときは、乙と協議の上、その設置場所の確保に努めるものとする。

（センターの運営）

第4条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、外部からの応援NPO、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等、及び地域の各種団体の協力のもと運営する。

（連携及び協力）

第5条 甲と乙は、防災計画の定めにしたがい、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（センターの活動）

第6条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内外からのボランティア申出の受付。
- (2) 被災者等からの支援要請の受付。
- (3) ボランティア団体の連絡・調整。
- (4) ボランティア派遣計画の作成・調整
- (5) 前4号に掲げるもののほか、災害応急及び復興に対する支援に関すること。

（平常時の協力）

第7条 乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等

との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(資機材等の確保)

第8条 甲と乙は、災害時におけるボランティアの活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(ボランティア保険への加入)

第9条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、原則ボランティアの自己負担とする。

(経費の負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第11条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 5月28日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三 印

乙 日進市蟹甲町中島22番地
社会福祉法人 日進市社会福祉協議会
代表者 会長 田中 八隆 印

日進市洪水ハザードマップ作製に関する覚書

日進市（以下「甲」という。）と社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「乙」という。）が平成24年5月28日付けで締結した災害ボランティアセンターの運営管理に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの運営など市民への周知を図るため、甲と乙が連携し日進市洪水ハザードマップ（以下「マップ」という。）を作製するため、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が連携しマップを作製するため、費用負担や内容等を取り決めておくことを目的とする。

（マップの作製等）

第2条 マップの作製及び印刷は甲が行う。

（費用負担）

第3条 マップを作製、印刷するための乙の費用負担は、総事業費の2分の1とする。

（費用負担の請求等）

第4条 甲において、マップを作製し必要な部数を印刷するための予算が成立した場合は、その総事業費を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により通知があった場合は、その2分の1に相当する額について、予算の確保に努めるものとする。

3 甲は、乙により予算が確保された場合は、毎年3月末までに乙に請求するものとする。

（マップの内容）

第5条 マップの記載内容は、表面、裏面とも甲による管理とする。

2 乙は、マップの裏面について、記載内容を甲に協議するものとし、甲が適当と判断した場合は、裏面の記載内容を認めるものとする。

3 乙は、裏面の記載内容を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月13日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 近藤 裕貴

乙 日進市蟹甲町中島22番地
社会福祉法人 日進市社会福祉協議会
代表者 会長 堀之内 秀紀

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は風水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日進市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2）災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- （3）災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、次の事項を記載のうえ、文書にて乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）災害廃棄物処理の場所
- （3）災害廃棄物処理の内容
- （4）災害廃棄物処理の期間
- （5）その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、文書により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
 - (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
 - (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
 - (5) その他必要な事項
- (費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、災害発生直前時における適正価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月1日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野幸三 印

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人愛知県産業廃棄物協会
会長 永井良一 印

広告付き避難場所看板の設置に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丙」という。）は、日進市内における広告付き避難場所看板（以下「看板」という。）の設置について、甲、乙及び丙の協力に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に基づき、日進市内に看板を設置することにより、平常時から地域住民に避難場所を周知するとともに、遠やかに避難できるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に、災害時の避難場所と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (3) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及びN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の設置のために必要な情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の設置に必要な手続を行うこと。
- (2) 設置された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の設置状況につき、甲が求めるとき及び新規設置のあったときに報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときは、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・設置状況）

第5条 看板の仕様・設置状況については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板設置場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。

る。ただし、必要に応じて、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(経費等)

第6条 看板の設置にあたり、必要な経費等は、乙及び丙並びに広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項、又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野幸三 印

乙 名古屋市天白区原一丁目801番地
中電興業株式会社 東営業所
理事 所 長 水野 厚 印

丙 名古屋市中区松原三丁目13-15
テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長 熊崎孝雄 印

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第（1）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、日進市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、日進市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定

める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年7月8日

甲) 愛知県日進市

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野幸三 印

乙) 株式会社ゼンリン

中部エリア統括部 名古屋営業部

愛知県名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号

名古屋営業部長 松井 仁 印

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条(甲の遵守事項)

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条(不保証及び免責)

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条(権利の帰属)

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条(その他)

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における物資搬送業務協力に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社三河支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資搬送業務について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙による令和2年7月22日付け契約、「給食配送業務委託（長期継続契約）（以下「本契約」という。）」において実施される学校給食配送業務につき、日進市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、日進市教育委員会と乙との協議により、学校給食の配送が中止となったとき、甲が乙の協力を得て、災害対応に伴う物資搬送業務に切り替え、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資搬送業務を必要とするときは、乙に対して乙の保有する車両及び人員の供給を要請することができる。

2 乙は前項の規定により要請があったときは、供給が可能な車両及び人員数を、甲に対し速やかに報告するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（車両及び人員）

第4条 この協定に基づき乙が供給する車両及び人員は、次に掲げるものとする。

(1) 本契約により指定された車両8台と配送員について、優先して、確保する努力をするものとする。

(2) 前号の車両及び配送員以外の車両及び人員について、乙は可能な限り協力するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けたときは、同条第2項の規定により報告した車両及び人員について、甲の指定する場所に速やかに移動し、甲の指示に従うものとする。

（車両及び人員の代金等）

第6条 乙が提供した車両及び人員の費用等、物資搬送業務に要した経費（以下「代金等」という。）は、本契約内容との差異を精査した上、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第7条 乙は、災害時の物資搬送業務を終了したときは、前条で決定した代金等を請求書により甲に請求するものとする。ただし、物資搬送業務期間が長期にわたるときは、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認したうえ適当と認めるときは速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から本契約に係る契約期間終了日までとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し、疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和2年 9月 1日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 近藤 裕貴 印

乙 愛知県名古屋市中村区名駅南4-1217

日本通運株式会社名古屋支店

執行役員名古屋支店長 古江 忠博 印

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会昭和支部（以下「乙」という。）は、日進市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 依頼者が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、協力者に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- （1） 甲が開設する被災者相談窓口における相談業務
- （2） その他甲又は乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、その連絡体制、連絡方法等について、災害時緊急連絡体制により行うものとし、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（相談者と負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月26日

- (甲) 愛知県日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三

- (乙) 愛知県行政書士会 昭和支部
代表者 支部長 千田 久人

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下、「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

- 第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
- 3 乙は、前2項の要請を受けた場合は、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

- 第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、甲主催の相談業務の広報及び会場の確保の業務を行うものとする。
- 2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。
- (1) 相談員の派遣
 - (2) 相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他費用の負担は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合にあつて、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申し出のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年8月16日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市長 萩野幸三

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会 会長 和田博恭

災害時における物資搬送業務協力に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と尾張陸運有限会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資搬送業務について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して要請する物資搬送業務協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資搬送業務を必要とするときは、乙に対して乙の保有する車両及び人員の供給を要請することができる。

2 乙は前項の規定により要請があったときは、供給が可能な車両及び人員数を、甲に対し速やかに報告するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けたときは、同条第2項の規定により報告した車両及び人員について、甲の指定する場所に速やかに移動し、甲の指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等に定めがあるものを除くほか、甲乙間で協議の上、速やかに決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第6条 乙は、災害時の物資搬送業務を終了したときは、前条で決定した代金等を請求書により甲に請求するものとする。ただし、物資搬送業務期間が長期にわたるときは、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認したうえ適当と認めるときは速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を選任し、文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し、疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成29年9月29日

甲 日進市蟹甲町池下268番地
日進市
代表者 日進市長 萩野幸三

乙 愛知県尾張旭市下井町下井2094番地3
尾張陸運有限会社
代表取締役 伊藤敏彦

災害時における災害対応協力に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と中央可鍛工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害対応協力について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、日進市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、災害対応を実施し、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において次に掲げるものを必要とするときは、乙に対して協力要請をすることができる。

- （1）フォークリフト及び運転手の派遣
- （2）乙の所有するガソリンタンクから甲の所有する車両への給油の支援
- （3）食糧及び生活必需品等の支援

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、前項各号において供給が可能な数量を、甲に対し速やかに報告するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条第1項第1号の規定により要請を受けたときは、同条第2項の規定により報告したフォークリフト及び運転手について、甲の指定する場所に速やかに移動し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、第2条第1項第2号の規定により要請を受けたときは、同条第2項の規定により報告した数量を上限とし、甲の所有する車両へ給油を実施するものとする。

3 乙は、第2条第1項第3号の規定により要請を受けたときは、同条第2項の規定により報告した数量について、甲が指定する場所へ運搬するものとする。

（協力による対価）

第5条 この協定に基づき、乙が協力した第2条第1項各号の協力による対価は無償とする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度連絡するものとする。

（事業所運営）

第7条 この協定に基づく甲の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し、疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保管するものとする。

平成29年12月20日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市

代表者 日進市長 萩野 幸三

乙 日進市浅田平子一丁目300番地

中央可鍛工業株式会社

代表取締役 社長 武山 尚生

災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市長 近藤 裕貴

乙 名古屋市中区錦一丁目 18 番 24 号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号

公益社団法人愛知建築士会

会 長 柳 澤 講 次

名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会

会 長 伊 藤 直 樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長 安 田 商 基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日進市内に日進市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙はその専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談業務を行うものとする。

(1) 労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の手続の仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手続に関する相談等

(2) 健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金、障害年金の手続の仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手続の仕方に関する相談等

（相談業務の実施体制）

第4条 乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して報告するとともに、速やかに協力実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 相談業務の実施にかかる経費は、原則として無償とする。但し、場合によりその経費負

担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の補償)

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年7月7日

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

甲 日進市

日進市長 近藤 裕 貴

愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号

乙 愛知県社会保険労務士会

会長 杉田 貴 信

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社出雲殿（以下「乙」という。）は、日進市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における遺体の搬送並びにこれらに必要な資機材、消耗品等の提供について必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

（1）次に掲げる葬祭用品の提供

- ① 内張り棺（8分板厚桐張りを基準とし、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- ② 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱等を含む。）
- ③ ドライアイス
- ④ 遺体安置所用防腐剤その他遺体を安置するために必要な資材

（2）遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供

（3）前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第3条 甲による要請は、災害時協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する遺体安置所へ、速やかに棺等葬祭用品の供給等を実施する。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律118号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時において第2条に掲げる業務を円滑に実施するため、応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡体制及び連絡方法等に変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月21日

甲 日進市蟹甲町池下 268 番地

乙 豊田市小坂本町二丁目 4 3 番地

1

日進市

株式会社出雲殿

日進市長 近藤 裕貴

代表取締役 浅井 秀明

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 日進市（以下「甲」という。）と株式会社中部新都市サービス（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために、必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）を、乙が日進市において所有する Mi0 香久山店（日進市香久山五丁目1801番地 以下「Mi0 香久山店」という。）において、設置することについて、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) Mi0 香久山店において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供。
- (2) Mi0 香久山店において、徒歩帰宅者に対し、ラジオ等のメディアを通じた情報及び甲から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、営業上可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙が、営業上支障があると判断する場合には、乙は支援を実施せず又は支援を中止することができる。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第4条 支援ステーションについては、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する支援ステーション・ステッカーを Mi0 香久山店に掲出するものとする。

2 Mi0 香久山店へ掲出中の支援ステーション・ステッカーが劣化した場合の取り扱いや定期更新の方法など支援ステーション・ステッカーの継続的な供給方法及び運用については、甲及び乙が協議を行い、決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月5日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 近藤裕貴

乙 名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1
株式会社中部新都市サービス
代表取締役社長

愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の消防機関の長が要請市町村等の消防力及び近隣市町村等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町村等と応援協定を締結していない市町村等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町村等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町村等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町村等における応援隊の指揮は、要請市町村等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長

松原武久

豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田 紘一夫
一宮市長	谷 一 錦也
瀬戸市長	増岡 伊三郎
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榊原 勝之
春日井市長	鶴飼 尚
豊川市長	中野 公平
津島市長	水谷 忠彦
豊田市長	鈴木 久雄
西尾市長	本田 芳弘
蒲郡市長	金原 誠晃
犬山市長	石田 良平
常滑市長	石橋 晋作
江南市長	大池 直輝
尾西市長	大島 幸道
小牧市長	中野 芳央
稲沢中島広域事務組合管理者	服部 淳雄
新城市長	山本 努
東海市長	鈴木 功
大府市長	福島 幸治
知多市長	加藤 靖明
尾張旭市長	谷口 龍治
岩倉市長	石黒 梅雄
豊明市長	都築 昭雄
長久手町長	加藤 篤松
木曾川町長	山口 徳光
蟹江町長	佐藤 孝市
幸田町長	近藤 道雄
田原町長	白井 太三
渥美町長	山本 保
衣浦東部広域連合長	永田 章
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 英
海部東部消防組合管理者	条野 知夫
尾三消防組合管理者	久野 峰
海部南部消防組合管理者	佐野 聡
海部西部広域事務組合管理者	鷺野 明
丹羽広域事務組合管理者	河田 幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河 内光 行
知多南部消防組合管理者	齋藤 宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田 雅清

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要請者
市町村等名
職・氏名



応援要請書

愛知県内広域消防相互応援協定書第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
その他の必要な事項	

消防相互応援協定
(豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定書)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき、豊田市(以下「甲」という。)と尾三消防組合(以下「乙」という。)は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 豊田市消防長及び尾三消防組合消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を派遣するものとする。

2 甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に火災の発生又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、前項の応援の要請があったものとみなし、消防隊等を1隊派遣するものとする。

第2条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第3条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援のための出動による消防機械器具(救急車及び救急器具を含む。以下同じ。)の故障の修理費、燃料費、消防隊員又は救急隊員(以下「消防隊員等」という。)の手当等の通常経費は、応援する側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第4条 この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に係る細目事項については、豊田市消防長と尾三消防組合消防長が協議して定めるものとする。

第5条 この協定の有効期間は、平成3年6月1日から3年間効力を有するものとする。但し、双方に疑義がない時には引続き3年間自動的に有効期限を延長するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成 3年 6月 1日

甲 豊田市

代表者 豊田市長 加藤 正 一

乙 尾三消防組合

代表者 管理者 小野田 金 章

愛知県下高速道路における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、愛知郡長久手町、名古屋市、尾張旭市、春日井市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市ほか二町消防組合、尾西市、海部東部消防組合、海部郡蟹江町、津島市、海部西部消防組合、海部南部消防組合及び西春日井郡西部消防組合（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、協定市町組合の区域内の高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道中央自動車道西宮線及び高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋高速道路（楠及び名古屋西ジャンクションに係るランプに限る。）を含む。以下「高速道路」という。）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第4条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救援金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が

協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成7年3月19日から効力を生ずる。
- 2 平成3年3月12日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成7年3月19日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書21通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成 7年 3月13日

新豊岡豊尾管	城橋川崎田	市長 市長 市長 組合 者	山高田中加塚	本橋中根藤本	芳ア ^キ 泰鎮正	央 ^キ ラ雄夫一
長久名古屋尾春日小岩一	久手屋旭井牧倉宮	町長 市長 市長 市長 市長	山山西朝鵜中石神	田尾見飼野黒田	市武政一直靖眞	造喜富郎輝明秋
稲沢市ほかに二町	消防組合管理者		服部	部	幸	道
尾西海部蟹江	市東部 消防組合 町長	市長 管理者	森条	野	秀	夫章
津島海部海部西春日井郡	市西部 消防組合 管理者 南部 消防組合 管理者 郡西部 消防組合 管理者	市長 管理者 管理者 管理者	佐山中佐星	藤田野野野	篤克辰	松己男
					三	鳩夫

愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、愛知県下高速道路における消防相互応援協定(以下「協定」という。)第6条に基づき、相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第1項及び第2項の規定に基づく応援のため派遣する消防隊又は救援隊(以下「消防隊等」という。)は、原則として1隊とする。ただし災害の規模により、災害発生地からの要請又は担当消防機関が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができるものとする。

第3条 協定第2条第2項に規定する区分は、別表第1、別表第2又は別表第3とする。

第4条 協定第2条第2項の規定に基づき、消防隊等を派遣する場合において、第1次担当消防機関が他の災害防御等のため、派遣すべき消防隊等がないときは、第2次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 前項の場合において、第1次担当消防機関は、第2次担当消防機関にその旨通報するものとする。

第5条 第1次担当消防機関から派遣された消防隊等が現場到着後、自隊のみで業務の処理ができないと認めたときは、第2次担当消防機関へ消防隊等の派遣について要請を行うものとする。

第6条 協定第2条第2項の規定に基づき、消防隊等を派遣したときは、その状況を災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後その概要を通報するものとする。ただし、災害の状況により、消防隊等を派遣した旨の即報ができないときは、災害の処理後の概要通報のみとすることができる。

第7条 インターチェンジ所在市町組合の消防長は、管轄区域内のインターチェンジ付近の医療機関の中から高速道路における災害による傷病者を搬送する救急医療機関(以下「高速道路救急病院」という。)を選定しておくものとする。

2 前項の規定により、高速道路救急病院を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとし、高速道路救急病院の施設等に変更が生じたとき又は廃止されたときも同様とする。

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

附則

1 この覚書は、平成7年3月19日から効力を生ずる。

2 平成5年11月30日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書」は、平成7年3月19日付をもって廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書21通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成 7年 3月13日

新	城	市	長	山	本	芳	央
豊	橋	市	長	高	橋	ア	キラ
豊	川	市	長	田	中	泰	雄
岡	崎	市	長	中	根	鎮	夫
豊	田	市	長	加	藤	正	一

尾管	三	消	防	組	合	塚	本	三	千	雄
長	久	手	町	市	長	山	田	市		造
名	古	屋	市	市	長	西	尾	武		喜
尾	張	旭	市	市	長	朝	見	政		富
春	日	井	市	市	長	鵜	飼	一		郎
小	牧	市	市	長	中	野	野	直		輝
岩	倉	市	市	長	石	黒	黒	靖		明
一	宮	市	市	長	神	田	田	眞		秋
稻	沢	市	ほ	か	二	服	部	幸		道
消	防	組	合	管	理	森		秀		夫
尾	西	部	東	部	長	条	野			章
海	防	組	合	管	理	佐	藤	篤		松
蟹	江	町	市	長	長	山	田	克		己
津	島	市	西	部	長	中	野	辰		男
海	部	管	理	者	部	佐	野			鳩
消	防	組	合	管	理	中				
海	部	南	部	長	部	佐	野			
消	防	組	合	管	理	野				
西	春	日	井	郡	西	野		三		夫
消	防	組	合	管	理	星				

豊田市・日進市消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき、豊田市と日進市は、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、豊田市、日進市における火災、その他の災害に際し、相互に消防力を応援活用して災害地における人的及び物的被害を最小限に防圧することを目的とする。

(応援の種別)

第2条 応援を分けて次の二種とする。

(1) 普通応援

普通応援とは、別に定める区域内に発生した火災、その他の災害を認知、又は受報した場合、別命なく出動応援するものをいう。

(2) 特別応援

特別応援とは、大火又は非常災害が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、要請により市長若しくは消防長の命令により出動応援するものをいう。

(応援の部隊数)

第3条 普通応援出動隊は1隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令若しくは要請によって決定する。

(応援部隊の指揮)

第4条 応援出動部隊は、すべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

(報告等)

第5条 出動隊の長は、現場到着及び引き揚げ時並びに消防活動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

2 応援市の長は、毎月1回応援出動の記録をとりまとめ、被応援市の長に通報するものとする。

(費用負担)

第6条 普通応援に使用した燃料及び隊員の手当等の諸費は応援市の負担とする。

2 特別応援に係る費用は、別に定める外重大な費用の支出を必要とする場合が生じた際は、相互において協議決定する。

(協定外の事項)

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度双方が協議のうえ決定する。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し記名捺印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成9年9月1日から実施する。

平成 9年 9月 1日

豊 田 市 長

加 藤 正 一

日 進 市 長

山 田 一 磨

豊田市・日進市消防相互応援協定書に基づく覚書

平成9年9月1日付で豊田市と日進市との間に締結した消防相互応援協定書第2条に定める普通応援の区域及び第6条の特別応援に係る費用を次のように定め覚書を交換する。

1 出場区域

豊田市 豊田市田初町

日進市 日進市米野木町及び三本木町地内

2 費用負担

応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給及び食糧等に関する経費については被応援市の負担にする。

この覚書は、平成9年9月1日から実施する。

平成 9年 9月 1日

豊田市消防本部消防長 竹 川 兼 正

日 進 市 長 山 田 一 麿

災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等の発生により豊田市又は企業団において給水できない場合における給水援助に係る緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用に関して次のとおり協定を締結する。

第1条 受給側（以下「甲」という。）は、連絡管により給水しなければならない場合は、供給側（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。

第2条 乙は、協議の結果、連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲乙立会のうえ甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。

第3条 料金は、使用水量に浄水単価（県水の受水単価とする。）を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は水理公式による。

第4条 維持管理の境界は、甲乙両者の工事区間とする。

第5条 連絡管の撤去等、断水を伴う工事は、両者協議のうえ誠意をもって工事に着手することとする。

第6条 協定に定めのない事項については、両当事者協議のうえ定めるものとする。

上記協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和51年12月1日

豊田市西町3丁目60番地

豊田市代表者

豊田市長 西 山 孝

愛知県東郷町大字春木字北野淵2345-3

愛知県中部水道企業団

企業長 石 川 勇

水道災害相互応援に関する覚書（県内市町村等）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町

東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市

愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市

小牧市 岩倉市 清洲町 木曾川町 七宝町 美和町

蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合

西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽広
域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鶴 飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市
高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町
小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企
業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴 田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町
一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町
豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早 川 勝

立会人

愛知県健康福祉部長 新 家 正 義